

平成 29 年度受付分
市の業務に不備がなかった事例（全文）

～ 目 次 ～

（１）印鑑登録の際の本人確認・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（２）ひとり親家庭等医療費助成制度の助成対象・・・・・・・・	7
（３）公費解体の解体期限・・・・・・・・・・・・・・・・	11
（４）路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策・・・・・・・・	18
（５）熊本城の復旧工事に用いられる工法の検証・・・・・・・・	25
（６）市営競輪場の再建・・・・・・・・・・・・・・・・	30
（７）墓地の擁壁の補修・・・・・・・・・・・・・・・・	37
（８）共有物の固定資産税の共有者ごとの分割納付・・・・・・・・	41
（９）市長への手紙の情報開示請求・・・・・・・・	51
（１０）福祉事業者への指導・・・・・・・・・・・・・・・・	54
（１１）バス運行ルートの変更・・・・・・・・・・・・・・・・	60
（１２）自宅敷地への進入道路・・・・・・・・・・・・・・・・	65
（１３）自宅敷地と道路との境界鋸・・・・・・・・	73
（１４）地籍調査に伴う自宅敷地の合筆・・・・・・・・	80
（１５）地籍調査の説明・・・・・・・・・・・・・・・・	81
（１６）マンションの建築確認（市民C）・・・・・・・・	89
（１７）マンションの建築確認（市民D）・・・・・・・・	104
（１８）物品の寄付の受け取り・・・・・・・・	105
（１９）下水道工事による塀の傾き・・・・・・・・	108
（２０）市立学校の生徒指導・・・・・・・・	109

※ 個人情報保護の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

（１）印鑑登録の際の本人確認

【苦情申立ての趣旨】

私の子どもは〇〇歳で、来春、〇〇として就職し、〇〇奨学金制度を利用することから、子どもの印鑑登録証明が必要になった。子どもは印鑑登録をしていなかったため、平成 29 年 6 月〇日〇時頃、子どもと一緒に〇〇区民課へ行き、印鑑登録の申請をした。本人確認として顔写真付きの証明書の提示を求められたが、子どもは免許証を持っていなかったため、子どもが在籍している私立学校の顔写真付きの学生証と健康保険証を提示した。ところが、「私立学校の学生証ではできない。」と言われ、本人申請ならば市と数回やり取りをして別日に登録が可能であること、保護者の代理登録であれば即日登録できるが実印が必要である旨の説明を受けた。

帰宅して、実印を持参し、再度区民課へ行き、代理申請によって印鑑の登録はできた。その際に、「先ほど、私立学校の学生証では駄目だと言われました。公立学校の学生証はいいのに、私立学校の学生証では駄目だというのは差別ではないですか。」と質問したところ、「公立学校の学生証には県知事の印鑑があるからいいが、私立学校の学生証には県知事の印鑑がないので駄目だ。」と説明された。

私も子どもも、私立学校の顔写真付きの学生証と健康保険証を提示したのに、本人確認として認められなかったことにショックを受けている。公立学校の学生証と私立学校の学生証で差異をつける必要性や合理性が分からないし、今のままでは子どものように私立学校に在籍し、運転免許証を持っていない人は本人確認の際に困るだろうから、市の対応に納得がいかない。

【市からの回答】

1 印鑑登録の本人確認に関して

（１） 印鑑登録の概要

印鑑登録は、各市町村において印鑑登録証明書を発行するために、事前に印鑑を登録することであり、それによって登録された印鑑は一般的に実印と呼称されています。実印及び印鑑登録証明書は、不動産登記、自動車登録や各種契約の締結時に用いられるなど、住民の方々の権利義務に関わり、重要な役割を果たしています。

印鑑の登録及び証明に関する事務については、自治事務（地方自治法第 2 条第 8 項）であるため法令は制定されていませんが、昭和 49 年自治省行政局振興課長通知の「印鑑登録証明事務処理要領」（以下「要領」という。）において準拠すべき事項がいくつか示されており、これを受けて、市でも「熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例」（以下「条例」という。）、「熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則」、「印鑑登録申請に係る審査及び印鑑登録証明書請求に係る本人確認に関する事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、事務処理を行っています。

（２） 印鑑登録の手続き

印鑑登録の手続きは、要領の「第 2 印鑑の登録に関する事項 3 登録」以下に示されており、市もこれに従って手続きを定めています。

原則として、印鑑の登録を受けようとする方（以下「登録申請者」という。）又は代理人が窓口に来て、申請をする必要があります。申請があった場合、登録申請者が本人であること及び申請が本人の意思に基づくものであることを確認（以下「本人確認」という。）します（条例第 4 条第 1 項）。本人確認は、登録申請者に簡易書留で照会書を送付し、後日、照会書及び必要書類を持参していただく必要があります（同条第 2 項。以下「照会書送付による確認」という。）。このような手続を定めている趣旨としては、前述のとおり、印鑑登録が権利義務に影響を及ぼす重要なものであるため、窓口に来た方と登録申請者が同一であるか、登録申請者の意思に基づいたものであるかといった、本人確認の手続きを厳格にすることにあります。

もっとも、照会書送付による確認には、例外が認められています。一つ目は、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したもの（以下「官公署発行の身分証明書」という。）によって本人確認をする方法（同条第 4 項第 1 号。以下「官公署発行の身分証明書による確認」という。）、二つ目は、既に印鑑の登録を受けている方が、登録申請者が本人であることを書面で保証する方法（同項第 2 号。以下「保証人による確認」という。）です。これらの方法によれば、窓口申請に来ていただいた当日に、印鑑登録を完了することができます。一般的には、官公署発行の身分証明書による確認によって、即日印鑑登録を希望される方が多く、窓口でもご案内しているところです。

（３） 学生証の取扱いについて

要領では、具体的にどのような文書が官公署発行の身分証明書に当たるかは明記されておらず、印鑑の登録及び証明に関する事務は自治事務に当たることから、どのような文書を官公署発行の身分証明書とするかは自治体の裁量によることになります。

官公署発行の身分証明書による確認が、照会書送付による確認の方法の例外として認められている趣旨は、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書であれば、厳格な手続きの下で発行されていることが担保されており、身分証明書が真正に発行されているのか照会をすることも容易であるため、照会書送付による確認に代替できるだけの信用性が高い点にあります。この趣旨を踏まえて、市では、要綱第 4 条第 2 項各号で、運転免許証や個人番号カード等を官公署発行による身分証明書として明記していますが、学生証については明記していません。

ただし、公立学校の学生証は、「その他官公署の長の交付した顔写真貼付の免許証、許可証、又は身分証明書であって、管理者が認めたもの。」（同項第 7 号）に当たり、官公署発行の身分証明書として認めています。これは、公立学校は地方自治体によって設立されているため、公立学校も「官公署」に該当する又は「官公署」と同視し得ると解することができること、印鑑登録は 15 歳以上の方も可能であるため、運転免許証等を所持していない

方のためにも、サービスを拡張することを根拠としています。

一方で、私立学校の学生証は、官公署発行の身分証明書として認めていません。これは、私立学校はあくまでも民間の法人が設立していることから「官公署」とはいえず、照会書送付による確認に代替できるだけの信用性が低いことを理由としています。

なお、熊本市以外の政令指定都市（19 市）では、官公署発行の身分証明書による確認として学生証を認めていないのは 10 市、公立学校の学生証のみを認めているのは 7 市、私立学校の学生証も認めているのは 1 市、ほかの証明書（健康保険証や年金手帳等）と公立学校、私立学校の学生証を組み合わせることにより本人確認として認めているのは 1 市、となっています。

2 本件経緯

申立人は、平成 29 年 6 月〇日に 2 回〇〇区役所に来庁されたということですが、1 回目の対応については記録が残っておらず、当日に印鑑登録の申請が複数あったため、具体的なやり取りを特定することはできませんでした。2 回目の来庁時のやり取りは以下の通りです。

申立人がお子様の印鑑登録を希望されたので、官公署発行の身分証明書による確認のためお子様の運転免許証等の提示を求めたところ、提示がなかったため、照会書送付による確認及び保証人による確認について説明いたしました。

申立人が後者を選択されたため、申請書に記入をしていただくことになりました。その際に、「私立学校の学生証に顔写真がついていて、学校長の押印もあるのに、なぜ本人確認書類として対応できないのか。差別ではないのか。」とご質問がありました。これに対して、「私立学校の学生証は官公署が発行したものではないため、本人申請で即日交付の場合における本人確認書類としては取り扱っておりません。同じ学生証でも、公立、県立で顔写真つきのものであれば、市長、県知事の押印もされていますので、官公署が発行した本人確認書類として取り扱えます。」と説明いたしました。

その後、保証人による確認によって本人確認を行い、お子様の印鑑登録を同日中に完了いたしました。

3 市の見解

（1） 私立学校の学生証の取扱いについて

市が、私立学校の学生証を官公署発行の身分証明書として取り扱っていない理由につきましては前述のとおりであって、当該理由は合理的なものであると考えております。

申立人おかれましては、何卒ご理解いただきたいと思います。

（2） 申立人への対応について

申立人への説明の中で、「同じ学生証でも、公立、県立で顔写真つきのものであれば、市長、県知事の押印もされています。」という説明を致しましたが、正確には公立学校の学生証には学校長の押印があるのみで、市長又は県知事の押印はございません。この点につきましては、不正確な説明をいたしましたことをお詫び申し上げます。

本件における事務処理につきましては、市の条例、要綱等で定められた規定に則った一般的なものであり、誤りはなかったものと考えています。また、対応した職員に、お子様が私立学校に在学されているという理由で差別をするといった意図もありませんでした。

もっとも、担当課に一部不正確な説明があったこと及び申立人やお子様にご不快に思われたことは事実ですので、今後はより丁寧な接遇や説明に努めてまいります。

【オンブズマンの判断】

1 本件の争点

申立人の主張は、申立人のお子様が〇〇区民課（以下「担当課」という。）に印鑑登録申請をした際、担当課職員に本人確認書類として、通学中の私立学校長発行の顔写真付学生証と健康保険証を提示したところ、「私立学校の学生証は官公署が発行したものではないため、本人確認書類としては取扱っていない。公立学校は、県知事の押印があるので、本人確認書類として取り扱える。」旨言われ、印鑑登録ができなかった（その後、申立人の保証で保証人方式による印鑑登録を行った。）というものです。

「市からの回答」によっても事実関係に争いはないため、職員の申立人への対応の是非が争点となります。

2 印鑑登録手続きの際の本人確認の書類及び職員の対応の是非

印鑑登録の手続きについては「市からの回答」に記載されているとおりです。その根拠法令等は、自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知「印鑑の登録及び証明に関する事務について」の別添である「印鑑登録証明事務処理要領」（以下「要領」という。）、要領に準じた「熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例」（以下「本件条例」という。）、「熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則」（以下「本件規則」という。）、「印鑑登録申請に係る審査及び印鑑登録証明書請求に係る本人確認に関する事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）です。

印鑑登録申請者は、自ら市長に対して申請し、市長は、登録申請者が本人であること、申請が本人の意思に基づくものであることを確認するなどして登録をします。登録申請者が本人であることを確認する方法として、本件条例は以下を規定しています。

第1は、郵送等により登録申請者に対して文書により照会し、その回答書を自ら持参させて、登録申請者であることを確認できる書類を提示させることにより行う（本件条例第4条第2項）いわゆる文書照会方式で、これが原則です。要綱第4条第1項各号では、回答書持参の際の本人確認の書類として、健康保険証、国民健康保険証、国民年金手帳、銀行等の預金通帳、社員証、学生証、その他管理者が認めたものを規定しています。学生証は公立、私立を区別していません。

第2は、市長は登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合（即日登録を求める場合）においては、「官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したもの」の提示によって本人確認ができるときは文書照会等を省

略できる（本件条例第 4 条第 4 項第 1 号）としています。要綱第 4 条第 1 項各号では、本人確認のための書類として、写真貼付の住民基本台帳カード、個人番号カード、運転免許証、顔写真貼付の旅券、身体障害者手帳、在留カード、その他官公署の長の交付した顔写真貼付の免許証、許可証、又は身分証明書であって、管理者が認めたもの、と規定しています。学生証は明記されていません。また、市で既に印鑑登録を受けている者により、登録申請者が本人に相違ないことを保証された書面を提示する（本件条例第 4 条第 4 項第 2 号）ことによっても、文書照会等を省略できます。

印鑑登録とは、市町村が印鑑登録証明書を発行するために事前に印鑑を登録することです。印鑑登録証明書は、住民の権利、義務の発生・変更に伴う重要な行為に用いられ、押印された印影が本人のものであること、押印したのが本人であることを証明する重要な役割を果たしています。そのため、印鑑登録証明書を用いた取引の安全を図るためにも、印鑑登録の際の本人確認を厳格に行い、間違いがないようにすることが必要であり、第 2 の場合に官公署の長が交付した書類を要求しているのは理由のあるところです。

以上のとおり、文書照会方式の場合に、回答書等を持参して本人確認をする際には学生証（公立、私立を問わない。）でもよいですが、即日登録を求める場合（本件はこれに該当します。）には、学生証は本件条例等で明記されていないので、本人確認書類としては取り扱えないと解されます。私立学校の学生証を本人確認の書類として取り扱わなかった職員の対応は、本件条例等の規定に従ったものでやむを得なかったものと考えます。

ところで、公立学校の学生証が「官公署の長の交付した顔写真貼付の身分証明書」に含まれるかどうかは文言上疑義があり、これを認めない自治体も多数あります。市では、「公立学校は地方自治体によって設立されているため、公立学校も『官公署』に該当する又は『官公署』と同視し得ると解することができること、印鑑登録は 15 歳以上の方も可能であるため、運転免許証等を所持していない方のためにも、サービスを拡張することを根拠としてい」ということで、市の裁量により許容しているものと解されます。

なお、職員が申立人に、「公立、県立の学校は、市長、県知事の押印があるので、顔写真つきののであれば本人確認書類として取り扱える。」旨説明したことは間違いであり、市はこの点についてはお詫びしているところです。

3 私立学校の学生証の取扱いに関して

即日登録を求める場合の本人確認の書類として、市では、公立学校の学生証は認めながら、私立学校の学生証は認めないという取扱いをしているため、申立人から不公平ではないかという指摘を受けています。

「市からの回答」は、私立学校の学生証を認めないのは、本件条例が規定する「官公署の発行した…身分証明書」（第 4 条第 4 項第 1 号）に該当しないからとしています。それ自体は間違いではありませんが、その結果である公立学校と取扱いが違う理由を説明するものではありません。

市を含む政令指定都市 20 市の現状を見ますと、即日登録を求める場合には、要領に従っ

て「官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付したもの」の提示によって本人確認をする旨規定しているのが多数です。学生証については、公立も私立も問わず認めないのが 10 市、公立は認めるが私立は認めないのが 8 市、公立、私立を問わず認めるのが 2 市です。

私立学校の学生証も認めているのは仙台市と札幌市です。まず、仙台市は、条例で「規則の定めるところにより」本人確認をしなければならない旨規定し、規則により「官公署、独立行政法人・・・又は国、地方公共団体若しくは私立学校法・・・第三条に規定する学校法人が設置する学校が発行した学生証で、登録申請者本人の写真・・・がちょう付されているもの」としていますので、公立学校及び認可を受けた私立学校の学生証は認められることになります。次に、札幌市では、条例で「官公署の発行した旅券、免許証、許可証、身分証明書」等は 1 点の提示でよいが、2 点以上を提示させることで確認できる書類として、規則で、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳などとともに、生年月日と写真がある「学生証」を明記しています。つまり、学生証 1 点では認めないが、健康保険証などと併せて 2 点提示すれば認めるというものです。公立と私立の区別はありません。私立学校の設立には文部科学大臣、都道府県知事の認可を受けるなどの法的規制があることや、その公共性等を考慮すれば、仙台市や札幌市の取扱いも十分理由があるものと考えます。

オンブズマンとしては、本人確認のためにどのような書類を認めるかは、市の裁量によるものと考えますので、本件条例等の規定の是非については判断を差し控えますが、即日登録の場合に公立学校の学生証は認めるが、私立学校の学生証は認めないという取扱いが、市民の理解や納得を得られるものかどうかについては、検討の余地があるように思います。

（２）ひとり親家庭等医療費助成制度の助成対象

【苦情申立ての趣旨】

私には、○人の孫がいる。子どもが離婚した際、子どもの配偶者が親権者となったが、子どもの配偶者の○○により孫は施設に入ることになり、その後子どもが改めて親権者となった。しかし、子どもも一人暮らしで、孫に対して十分な支援ができなかったため、○○の助言により私が孫を引き取ることになり、平成 23 年から現在まで、私が一人で孫を育てている。子どもの配偶者と孫は現在会うこともなく、子どもも年に数回孫と会うことがあるが、孫の生活費等は全て私が負担し、日頃の世話も私が一人でしており、完全な祖○子世帯である。

孫を引き取って以降、母子手当、児童手当及び就学支援などの支援制度を毎年申請して利用しており、ひとり親家庭等医療費助成も毎年申請している。しかし、母子家庭や父子家庭の場合には、ひとり親家庭等医療費助成制度によって子どもだけでなく母や父の医療費も助成されるのに、祖○子家庭の祖○は助成の対象になっていないようで、私の家庭では孫の医療費のみ助成され、私の医療費は助成の対象にされていない。

平成 29 年 8 月、○○区保健子ども課でひとり親家庭等医療費助成の申請をした際にも、

祖〇である私の医療費は助成の対象にならないのかと尋ねてみたが、「私たちもおかしいなとは思っているが、規則では祖〇は助成の対象になっていない。助成の対象にするのであれば、お孫さんを養子にして子どもにするしかない。」と言われた。しかし、孫にはちゃんと両親がいるので、助成のためだけに戸籍を変えてしまうのは孫に申し訳なく、そのようなことは考えられない。

私の両親は既に他界しており、私には他に頼れる人もいないため、現在、私はパートの時給だけで孫〇人と自分の生活費を賄っている。孫が通っている学校の役員も引き受けているし、普通の母子家庭や父子家庭よりも厳しい生活をしているのではないかと思う。生活状況は母子家庭や父子家庭と変わらないのに、私が母や父でなく祖〇であるというだけで助成の対象になっていないのだとすれば、それはおかしいのではないかと思うので苦情を申し立てる。

【市からの回答】

1 熊本市ひとり親家庭等医療費助成制度について

(1) 制度の目的

熊本市ひとり親家庭等医療費助成制度（以下「本制度」という。）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第2条第1項が「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。」と定めていることを受け、同条項の趣旨を具体化するものとして、熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（以下「規則」という。）に基づいて市が実施している制度です。

(2) 助成の対象

本制度による助成の対象については、規則第3条第1項により「医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者であって、本市に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童並びに父母のない児童とする。」と定めています。そのため、児童の扶養者（以下「扶養者」という。）については、扶養者が「ひとり親家庭の父」又は「ひとり親家庭の母」である場合にのみ本制度による助成の対象となります。

このように助成の対象となる扶養者を父又は母に限定しているのは、本制度が法第2条第1項の趣旨を具体化するという目的で設けられたものであり、法第2条第1項は「母子家庭の母及び父子家庭の父」の健康で文化的な生活の保障を求めていることによるものです。

なお、本制度に要する費用の一部は、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領（以下「要領」という。）に基づいて県から交付される補助金によって賄われていますが、要領においても、「ひとり親家庭等の父又は母及び児童の健康を保持し生活の安定を図る」（第1条）ことが目的とされており、ひとり親家庭等の父及び母を除く扶養者に対す

る医療費助成事業は要領に基づく補助金交付の対象とされていません。

2 本件について

申立人からは、平成 29 年 8 月〇日に申立人が〇〇区保健子ども課に来課された際、児童の父母たちのような働き盛りの年齢の頃に比べて長時間の勤労が難しく収入が減っていること、申立人自身が病院にかかることも以前より増えており、医療費助成の可否によって経済的に大きな違いが出ることなどの事情を伺っており、一般的な母子家庭や父子家庭よりも厳しい条件で生活しているにもかかわらず、申立人が助成の対象にならない制度はおかしいのではないかとのご意見もいただきました。

対応した職員も、申立人の現状の大変さには共感し、申立人が本制度についてどのような要望をお持ちであるかを正確に把握し、理解できるよう、丁寧にお話を伺うことに努めました。その上で、現状では規則に反して申立人を助成対象とすることは難しいことを伝えけるとともに、養子縁組をして戸籍上の母となった場合には助成の対象になるということを説明しました。

3 今後の方針について

本件申立てを受け、市においては、本制度による助成の対象者に児童の母や父以外の扶養者を含めることも検討致しました。

しかし、先に述べたとおり、本制度は法第 2 条第 1 項の趣旨を具体化するために設けられ、要領に基づく県の補助金を受けて実施しているものであるところ、法第 2 条第 1 項は扶養者に関しては母子家庭の母及び父子家庭の父のみを対象としており、それ以外の扶養者の保護を図ることは法第 2 条第 1 項の趣旨に含まれておりませんし、要領も母及び父以外の扶養者に対する助成を補助の対象としておりません。

申立人が大変な思いをされていることは申立ての内容等から市としても十分に理解できるところであり、お一人で児童を扶養されているという点で母子家庭の母や父子家庭の父と同様であるというお考えも理解いたしますが、上記のような理由から、現時点においては、児童の母や父以外の扶養者の方を対象とすることは予定しておりません。申立人におかれては、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

【オンブズマンの判断】

1 本件における検討事項

申立人は、熊本市ひとり親家庭等医療費助成制度（以下「本件制度」という。）において母子世帯の母や父子世帯の父は助成の対象とされているのに、孫〇人を一人で扶養している申立人が助成の対象にならないことについて、「生活状況は母子家庭や父子家庭と変わらないのに、私が母や父でなく祖〇であるというだけで助成の対象になっていないのだとすれば、それはおかしいのではないか」と主張されています。

市からの回答にあるとおり、本件制度による助成の対象については、熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（以下「規則」という。）第 3 条第 1 項が「医療保険各法の規定による

被保険者、組合員、加入者及び被扶養者であって、本市に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童並びに父母のない児童とする。」と定めており、「ひとり親家庭の父又は母」を除き、児童の扶養者（以下「扶養者」という。）は助成の対象とされていません。

申立人は○人の児童をおひとりで扶養し、監護されているということですから、経済的な負担や監護の負担という面で母子家庭の母や父子家庭の父と同様の状況にあるものと思われます。オンブズマンとしても、「生活状況は母子家庭や父子家庭と変わらない」という申立人の主張は十分に理解できることです。しかし、申立人は「父又は母」に該当しないことから、本件制度による助成の対象にならないということになります。申立人は、本件制度のこのような仕組みに疑問を持たれているものと思います。

そこで、本件では、まず、上記のような本件制度の仕組みに問題があるかどうかについて検討していくことにします。

2 本件制度の合理性について

本件制度は市が定めた規則に基づいて実施されているものですが、市からの回答によれば、市が本件制度を実施しているのは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第2条第1項の趣旨を具体化するためであるということです。

法第2条第1項には「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。」と定められており、この法が母子家庭等の児童、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉を図る目的で制定されていることが分かります。

市が法第2条第1項で定める法の趣旨を具体化するという目的で本件制度を創設したものである以上、本件制度の目的も、法第2条第1項が規定するところと同様に、母子家庭等の児童、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉を図るという点にあると考えられます。本件制度のこのような目的に照らせば、本件制度による助成の対象となる扶養者を、母子家庭の母及び父子家庭の父に限定した市の判断に合理性がないとは言えません。

したがって、オンブズマンとしては、助成の対象となる扶養者が「ひとり親家庭の父又は母」に限定されていることについて、不備があるとまでは言えないと考えます。

3 新たな制度の創設について

本件制度が法第2条第1項で定める法の趣旨を具体化するための取組みとして実施されている以上、「ひとり親家庭の父又は母」以外の扶養者を助成の対象としていないことに不備があるとは言えませんが、市としては、国が定めた法の趣旨を具体化するための取組み以外にも、市独自の政策目的をもって規則や条例を制定し、取組みを行うことが可能です。また、申立人のように「ひとり親家庭の父又は母」と同様の状況下にある方が「ひとり親家庭の父又は母」と同様の支援を求められることは、一般的な市民感情として自然なことであると思います。

そこで、次に、「ひとり親家庭の父又は母」と同様の状況下にある方を対象とした新たな助成制度を創設するなど、市が「ひとり親家庭の父又は母」と同様の状況下にある方の支援に向けて取り組むべきであるといえないか検討します。

市が独自に政策を実施することができるとしても、限られた財源の中であらゆる政策を実施することができるわけではありません。市は、どのような政策にどの程度の財源を投入するかを決断する必要がありますが、その決断は、基本的には住民の代表者である市長や議会の政策的な判断によって行われるべきです。

このような点を念頭に置いた上で「ひとり親家庭の父又は母」以外の扶養者に対する助成について検討することとし、参考として市以外の政令指定都市における取扱いを調査しました。その結果、市以外の政令指定都市の中には、「ひとり親家庭の父又は母」以外の扶養者についても、一定の要件の下で医療費の助成を受けられることとしている都市があるものの、全国の政令指定都市においても、「ひとり親家庭の父又は母」以外の扶養者を助成の対象としている都市は多数派であるとは言えないことが分かりました。このような調査結果を踏まえると、現時点において、「ひとり親家庭の父又は母」以外の扶養者に対して「ひとり親家庭の父又は母」と同様の支援を行うことが必要であるという社会的な共通認識があるとまでは評価できないと考えます。

オンブズマンとしては、「ひとり親家庭の父又は母」以外の扶養者に対して「ひとり親家庭の父又は母」と同様の支援を行うことが必要であるという社会的な共通認識があるとは言えない現在の状況においては、「ひとり親家庭の父又は母」と同様の状況下にある方の支援に向けた具体的な取り組みがされていないことをもって市の業務に不備があるとまでは言えないと判断します。

（３）公費解体の解体期限

【苦情申立ての趣旨】

平成 28 年熊本地震によって自宅が損壊し、罹災証明書の被害認定で大規模半壊との認定を受けた。そこで、新しく自宅を建築して引っ越した上で、現在の自宅は解体することにした。

平成 28 年 11 月頃、新しい家を建てるための土地を取得するめどが立ったため、平成 29 年 12 月中旬に新築家屋の引渡しを受けるという内容で建築会社との契約も済ませた。

平成 28 年 12 月頃、震災廃棄物対策課で現在の自宅の公費解体を申請した。新しい家が平成 29 年 12 月頃にできるのでそこに引っ越してから解体する計画である旨も説明したが、いつまでに解体しなければならないという期限があることについては説明がなかった。

平成 29 年 4 月頃、念のため震災廃棄物対策課に電話をかけ、「解体はいつ頃まで大丈夫ですか。」と尋ねると、「今年度中には解体する必要があります。」と言われたので、「じゃあ、一月とかになっても大丈夫ですね。」と確認すると、「大丈夫です。」とのことだった。

その後、建築会社から、新しい家の引渡しが平成 30 年 2 月頃になりそうであると連絡を

受けた。そこで、平成 29 年 9 月〇日に震災廃棄物対策課に電話をかけ、「新しい自宅の完成が来年の 2 月頃になりそうなので、現在の自宅の解体はそれまで待つてほしい。」と伝えたが、職員から、「公費解体の場合は今年中に解体しなければならない。それができないのであれば、自己負担で解体していただかなければならない。」と言われた。被災家屋の解体は市が行うという話を信じていたので、いまさらそのようなことを言われるのはおかしいと思い、「被災家屋の解体費用は市が負担すると言っていたはず。今になってやらないというのはおかしい。」と言っても、「他にも似たようなお問合せがあるが、決まりなので一律にお断りしている。」と言われるだけだった。納得できずにしばらく話をしていると、「回答するので一週間待つてほしい。」と言われ、回答を待つことにして電話を切った。

一週間待つように言われたが、どうなるのか不安だったため、同月〇日に再度震災廃棄物対策課に電話をかけたところ、〇〇さんから「もうしばらくお待ちください。」と言われて電話を切った。すると、同日の夕方に震災廃棄物対策課の男性職員から電話があり、「やはり今年中に解体に着手しなければならない。」と言われた。「着手というのはどういうことですか。」と尋ねると、「家を引き払い、解体工事を始めることです。」と言われた。また、「12 月までに解体しないなら、公費解体のキャンセルの書類を出してもらうことになる。」と言われた。

公費解体のキャンセルの書類を出させることで、「申請があったものは 100 パーセント解体しました。」と言うつもりなのだろうが、一部の人間を切り捨ててそのようなことをするのはおかしいと思う。市は、被災家屋の解体は市の負担で行うと言っていたし、期限についても何も言っていなかったのに、後から勝手に期限を決め、それまでにできないならやらないというのは納得できない。

【市からの回答】

1 公費解体制度について

(1) 制度の概要

被災家屋等の解体（以下「公費解体制度」という。）は、平成 28 年熊本地震により被災した家屋等を、当該物件の所有者の申請に応じ、災害廃棄物として早急に解体及び撤去することにより、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を目的として、本市が実施している事業です。公費解体制度に要する費用の一部は、環境省の補助制度である『災害等廃棄物処理事業費補助金』によってまかなわれます。また、公費解体制度の運用に関する事務の一部は、A会に委託しております。

公費解体制度の手続きとしては、申請者において必要書類をご準備いただいてから震災廃棄物対策課で申請を受け付け、A会が書類を確認した後に、立会いを行います。立会い後は、解体費用の見積もりや解体時期の調整を行い、所定の期日に解体に着手します。解体完了後、完了検査立会いを行い、A会から震災廃棄物対策課へ報告資料が提出されます。震災廃棄物対策課では、報告資料を基に積算チェックを行い、支払額を確定します。公費

解体制度の対象となる家屋全ての解体が完了し、支払額が確定したら、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請を行います。

（２） 処理期間

市においては、被災家屋の解体及び撤去を含む災害廃棄物処理を計画的かつ速やかに実行するため、平成 28 年 6 月 14 日に熊本市災害廃棄物処理実行計画（以下「市計画」という。）を策定しております。市計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項によって策定が義務付けられている一般廃棄物処理計画として定めたものであり、災害廃棄物の処理期間に関しては、「平成 30 年 3 月末頃を目途に、被災家屋等を解体・撤去し、これに伴い発生した解体ガレキ等の全ての災害廃棄物を、仮置場等に搬入することを目指す。」「平成 30 年 6 月末頃を目処に仮置場の原状復旧を行うために、仮置場等に搬入された全ての災害廃棄物について、同年 4 月末頃に再資源化施設又は最終処分場への搬出を完了することを目指す。」こととしております。

なお、災害廃棄物の処理に関しては、平成 28 年 5 月 18 日に熊本県災害廃棄物処理対策会議が開催されており、同年 6 月には、この会議によって決定した基本方針に基づき、「熊本県内被災市町村全体の災害廃棄物を、生活環境の保全に配慮しつつ、迅速かつ適正に処理するための必要な事項を定めるもの」として、熊本県（以下「県」という。）が、熊本県災害廃棄物処理実行計画（以下「県計画」という。）を策定しています。県計画においては、災害廃棄物の処理期間について「発災後、2 年以内の処理終了を目標とします。」とされており、市計画における処理期間の定めは、県計画における上記の目標を踏まえて策定したものです。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金については、全体としての支払額を確定させた上で、平成 29 年度中に環境省に報告を行い、補助金の申請をする必要があります。

したがって、市としては、全ての被災家屋の解体・撤去と仮置場等への搬入を終え、完了検査立会いを行い、A 会から報告資料の提出を受け、報告資料を基に積算チェックを行って支払額を確定し、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請を行うという一連の手続きを平成 29 年度中に行わなければなりません。

（３） 処理期間についての周知

市では、公費解体の申請に先立つ予約券配布の際に、「被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内」と題する書面を交付しておりました。同書面には、公費解体制度等についてよくある質問や要望とそれに対する回答を記載しており、その中に、「問 6 平成 28 年 10 月〇日に引っ越すので、10 月〇日から解体してほしい。」「答 6 引越し時期を考慮し解体の着手時期を決めますが、依頼者による着工日の指定はお受けできません。 ※解体前までに転居をお願いします。」との記載をし、解体の着手時期については要望を考慮して決定するものの、全ての要望に応えることはできないことを明記しております。

また、公費解体の申請書には退去予定月を記載する欄を設けており、公費解体を希望する被災家屋等に居住者がいらっしゃる場合には、退去予定月を記載していただいております。

す。その際、市においては、市計画等によって定めた処理期間を念頭に、少なくとも平成 29 年 9 月末までには退去していただくよう案内しておりました。そして、公費解体の申請の際に交付していた「被災した家屋等の解体・撤去までの流れ」と題する書面には、「退去予定月を書かれた方は、その月までに確実に引越しをお願いします。」と記載するとともに、「解体時期の指定はできません。また、退去時期にあわせての解体は、お約束できません。」とも記載しておりました。

なお、公費解体の申請に関する対応は民間業者に委託しておりましたが、震災廃棄物対策課において作成していた対応マニュアル（FAQ）においては、「Q43 8 月に退去するが、新築の関係があるので、退去したらすぐに解体してほしい。」「A43 解体時期の指定は受けることはできません。8 月中に退去の場合、9 月以降の解体となるが、いつになるかはお約束できません。」「【補足】 解体時期の指定は受けることができません。事前立会いを経て解体時期を決定することとなりますので、受付の段階でいつから解体できるかお話しすることはできません。」と記載し、申請者への対応に際しても、解体時期の指定を受けることができない旨説明できるようにしておりました。

2 本件における事実関係について

本件申立てを受けて記録を確認したところ、申立人は、平成 29 年 1 月〇日に公費解体の申請のために来庁されています。しかし、添付書類として必要な登記簿謄本の提出がなかったことから申請を受け付けることができず、後日再提出いただいているようです。申立人は、同年 2 月〇日に再度来庁されており、同日付で公費解体の申請を受け付けた記録が残っております。しかし、申請時の詳細なやり取りについての記録はなく、また、公費解体の申請受付業務は外部に委託しており、申立人の申請も外部業者のスタッフが受付を行っていたため、申請時において申立人と窓口担当者間でどのようなやりとりがあったかを確認することはできませんでした。なお、申立人の申請書類の退去予定月欄には、「平成 29 年 9 月頃」と記載されております。

同年 4 月に申立人から電話で相談を受けた旨の記録はなく、申立人からのお電話の有無や内容については確認できませんでした。同月頃は、震災廃棄物対策課に対して相談やお問い合わせの電話が多数あっていたため、通常、相談やお問い合わせの電話内容等について記録を残すという取扱いはしていませんでした。

一方、同年 7 月〇日、同年 9 月〇日、同月〇日及び同年 10 月〇日には、申立人から震災廃棄物対策課に対してご相談のお電話があったことが記録として残っております。いずれも、新築予定の家屋の完成が平成 29 年 12 月末ないし平成 30 年 2 月頃になるため、公費解体を延期してほしいとのご相談でした。市からは、処理期間の関係上、ご要望に沿った解体期日の変更はできないことをお伝えしております。

3 市の見解について

申立人は、「後から勝手に期限を決め、それまでにできないならやらないというのは納得できない。」と主張されていますが、市においては、予め市計画において処理期間を定める

とともに、「被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内」や「被災した家屋等の解体・撤去までの流れ」などの書面の交付により、解体時期の指定はできないことについて周知してまいりました。さらに、申請書類に設けた転居予定月欄に記載いただく際には、遅くとも平成 29 年 9 月末までには転居していただけるようご案内しており、申立人も、実際に「平成 29 年 9 月頃」と記入されています。そして、「被災した家屋等の解体・撤去までの流れ」においては、「退去予定月を書かれた方は、その月までに確実に引越しをお願いします。」と記載し、記入された退去予定月までに確実に転居できるよう予め注意を促しているところです。

申立人が、「平成 29 年 4 月頃、念のため震災廃棄物対策課に電話をかけ、『解体はいつ頃まで大丈夫ですか。』と尋ねると、『今年度中には解体する必要があります。』と言われたので、『じゃあ、一月とかになっても大丈夫ですね。』と確認すると、『大丈夫です。』とのことだった。」と主張されている点につきましては、同月頃に申立人から電話を受けた記録がなく、事実関係の確認はできておりませんが、当時は解体工事の着手時期について明確に定まっていなかったことから、申立人が主張されるような説明があった可能性は否定できません。現時点においては、市計画に定めた処理期間内での災害廃棄物処理完了に向けて年内の解体工事着手を目標とし、申請者の皆様に対して一律に年内の着手をお願いしておりますが、申立人に対してこの方針と異なる説明が行われていたとすれば、そのことについては大変申し訳なく思っており、お詫び申し上げます。

しかし、先に述べたとおり、市においては、公費解体の申請者に対し、解体時期の指定はできないこと、遅くとも平成 29 年 9 月には退去していただくことなどを予め周知してきたところです。申立人に対しても、周知のための書面は交付されているはずであり、申立人自身、申請書の退去予定月欄には平成 29 年 9 月頃と記載されております。

市としても、被災者支援の観点から、可能な限り柔軟に対応したいと考えており、市計画に沿った業務遂行が可能な範囲では、申請者の要望を考慮して解体時期等の決定を行ってきました。しかし、公費解体制度においては、家屋の解体後も、完了検査立会いを行った上で A 会から報告書の提出を受け、市において解体費用を積算し、環境省へ報告するなどの手続きが必要となっており、これらの一連の手続きを平成 30 年 3 月末日までに終える必要があることから、平成 30 年 2 月の新居完成後に現在の自宅を解体してほしいという申立人の要望を受け入れることはできないと考えております。申立人におかれては、上記の点につき、何卒ご理解いただきたいと存じます。

【オンブズマンの判断】

1 本件における検討事項

申立人は、平成 28 年熊本地震によって被災した自宅の公費解体の時期について、「新しい自宅の完成が来年の 2 月頃になりそうなので、現在の自宅の解体はそれまで待つてほしい。」と要望したところ、「公費解体の場合は今年中に解体しなければならない。それがで

きないのであれば、自己負担で解体していただかなければならない。」として、平成 29 年中に自宅を引き払い、解体工事に着手しなければならない旨言われたことに関し、「市は、被災家屋の解体は市の負担で行うと言っていたし、期限についても何も言っていなかったのに、後から勝手に期限を決め、それまでにできないならやらないというのは納得できない。」として苦情を申し立てられました。

そこで、本件においては、①解体期限の設定、②解体期限の周知の 2 点において、市の業務に不備がなかったかを検討します。

2 公費解体の解体期限について

市からの回答によれば、市は、「市計画に定めた処理期間内での災害廃棄物処理完了に向けて年内の解体工事着手を目標とし、申請者の皆様に対して一律に年内の着手をお願いしております」として、公費解体制度を利用して家屋等を解体する場合には、平成 29 年内に解体に着手できるよう申請者に協力を求めているということです。

市がこのような解体期限を設定した理由については、市からの回答に詳しい記載があります。すなわち、公費解体制度は環境省の補助制度である「災害等廃棄物処理事業費補助金」の利用を前提として実施されているところ、この補助金の交付を受けるため、市においては平成 30 年 3 月末日までに公費解体に係る一通りの事務を終え、環境省に対して報告を行う必要があることから、その前提となる家屋等の解体は平成 29 年内に着手しなければならないということのようです。

公費解体制度は、市の回答に「災害廃棄物として…解体及び撤去する」とあるように、対象となる被災家屋を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）にいう廃棄物すなわちごみその他の不要物と見ることによって、本来であれば所有者の負担で行われるべき家屋等の解体を、一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）の処理につき責任を負う市の負担で実施するものです。公費解体制度によって市が負担する解体費用は、市の通常の予算では賄いきれないほど多額にのぼることが容易に予想されるため、公費解体制度は「災害等廃棄物処理事業費補助金」の利用を前提として実施されており、同補助金の交付を受けるための手続きは、市としては確実に実施しなければなりません。

市としては、平成 30 年 3 月末までに環境省に対して報告を行う必要があるとのことですが、より具体的には、家屋解体後に完了検査立会いが行われ、その後に A 会から市へ報告書が提出され、さらに市において解体費用を積算してはじめて環境省への報告の準備が整うことになるようです。オンブズマンとしては、家屋の解体に着手した後にこのような手続きが予定されており、その全てを平成 30 年 3 月末までに確実に実施しなければならないということを前提にすれば、平成 29 年内に解体に着手するという期限を市が設けたことに不備があるとはいえないと考えます。

たしかに、申立人が考えられているように、新たな住居の完成まで現在の自宅に住み続け、新たな住居の完成後に現在の自宅を公費解体できるのであれば、経済的にも効率的であり、被災者に対する経済的な配慮という面からは望ましい対応であると考えられます。

熊本地震からの早期復興を目指すうえで、被災者に対する経済的な支援や配慮が重要であることは言うまでもありません。

しかし、先に述べたとおり、公費解体制度は、廃棄物処理の一環として実施されているものです。言い換えれば、被災家屋を廃棄物と見ることによって、はじめて公費での解体が可能になっています。もちろん、制度創設の背景には被災者に対する経済的な配慮もあると考えられますが、廃棄物処理という制度の本質に照らせば、公費解体制度においては、廃棄物すなわち被災家屋が存置され続けることによって生活環境が悪化したり、二次災害が発生したりすることを防止することが重要な目的であると考えざるを得ません。公費解体制度の根拠となっている廃掃法も、第 2 条の 3 において、非常災害により生じた廃棄物につき迅速な処理を求めています。これらによれば、市としては、申請のあった被災家屋について可及的速やかに解体・撤去することが求められているといえます。市は、そのような中でも、「被災者支援の観点から、可能な限り柔軟に対応したいと考えており、市計画に沿った業務遂行が可能な範囲では、申請者の要望を考慮して解体時期等の決定を行ってきました。」ということであり、廃棄物処理を目的とする公費解体制度の枠内で、可能な限り被災者の要望に応えようとしてきたことが伺えます。

オンブズマンとしては、廃棄物処理という公費解体制度の本質に照らせば、いずれかの時点に解体期限を設定することもやむを得ないと考えますし、「災害等廃棄物処理事業費補助金」の交付を受けるために必要な手続きやそれにかかる時間を考えると、市が平成 29 年中に解体に着手するという期限を設定したこともやむを得ないと考えます。申立人にとってはご不満な点もあるとは思いますが、上記のような制度の目的や仕組みを前提にすれば、市としてもやむを得ない対応であることをご理解いただきたいと思います。

3 解体期限の周知について

平成 29 年中に解体に着手しなければならないという解体期限の設定自体に問題がないとしても、そのことについて適切な周知等がされていなければ、公費解体の申請者が想定外の対応を強いられることとなるおそれがあり適切ではありません。申立人は、「期限についても何も言っていなかったのに、後から勝手に期限を決め」たことに納得出来ないと主張されており、解体期限そのものに問題がないとしても、その周知や、申請者が想定外の対応を強いられることのないような配慮が適切にされていたかどうかを別途検討する必要があります。

この点、市からの回答には、「平成 29 年中に解体に着手しなければならない。」ということそのものについて市が当初から周知を行ってきたという主張はありません。むしろ、「平成 29 年 4 月頃、念のため震災廃棄物対策課に電話をかけ、『解体はいつ頃まで大丈夫ですか。』と尋ねると、『今年度中には解体する必要があります。』と言われたので、『じゃあ、一月とかになっても大丈夫ですね。』と確認すると、『大丈夫です。』とのことだった。」という申立人の主張について、「同月頃に申立人から電話を受けた記録がなく、事実関係の確認はできておりませんが、当時は解体工事の着手時期について明確に定まっていなかった

ことから、申立人が主張されるような説明があった可能性は否定できません。現時点においては、市計画に定めた処理期間内での災害廃棄物処理完了に向けて年内の解体工事着手を目標とし、申請者の皆様に対して一律に年内の着手をお願いしておりますが、申立人に対してこの方針と異なる説明が行われていたとすれば、そのことについては大変申し訳なく思っており、お詫び申し上げます。」として、平成 29 年 4 月時点において解体工事の着手時期について明確に定まっていなかったこと、申立人に対して市の方針と異なる説明がされた可能性を完全には否定できないことを認めています。

もっとも、市は、「予め市計画において処理期間を定めるとともに、『被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内』や『被災した家屋等の解体・撤去までの流れ』などの書面の交付により、解体時期の指定はできないことについて周知してまいりました。さらに、申請書類に設けた転居予定月欄に記載いただく際には、遅くとも平成 29 年 9 月末までには転居していただけるようご案内しており、申立人も、実際に『平成 29 年 9 月頃』と記入されています。そして、『被災した家屋等の解体・撤去までの流れ』においては、『退去予定月を書かれた方は、その月までに確実に引越しをお願いします。』と記載し、記入された退去予定月までに確実に転居できるよう予め注意を促しているところです。」と主張しています。

平成 28 年 6 月 14 日に策定された熊本市災害廃棄物処理実行計画（以下「市計画」という。）や、公費解体の申請者に配布されていた「被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内」「被災した家屋等の解体・撤去までの流れ」などの書面をオンブズマンが確認したところ、市からの回答にあるとおりの記載がされていることが認められました。上記の各書面は公費解体の手続きの中で各申請者に配布されていたということです。解体の時期については必ずしも自らの希望にそったものとはならないことや、公費解体の対象となる建物からは平成 29 年 9 月頃を目処に退去する必要があることについては申請者それぞれに周知がされていたと評価することができます。これまでの市の対応を見ると、平成 29 年 9 月末までに家屋等から退去しなければならないという取扱いが平成 30 年 3 月末までのスケジュールを確実に遂行するために定められた一応の基準であったものと推測されますが、少なくともこのような期日が示されていたことにより、公費解体の申請者においては、一定の時期には家屋等を引き払う必要があることが示されていたことになります。

オンブズマンとしては、市が当初から解体着手時期について具体的な時期を示した周知を行っていなかったとしても、解体期日について必ずしも申請者の要望にそえるわけではないことや、一定の時期には家屋等から退去する必要があることについての周知が予めされていた以上、申請者が想定外の対応を強いられるという事態を避けるための配慮は適切にされていたものと考えますので、この点についても市の業務に不備はなかったと判断します。

（４）路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策

【苦情申立ての趣旨】

市内では、ごみの不法投棄、ポイ捨て・路上喫煙が常態化しているが、自宅近隣でも道路や用水路へのタバコの吸殻、空き缶、空き瓶等のポイ捨てが後を絶たず、私が頻繁に清掃をしなければならない状態が何年も前から続いている。平成 28 年 12 月から平成 29 年 2 月の間にも、自宅前の〇〇の〇〇が自宅前用水路にタバコの吸殻を捨てており、同年 3 月には、自宅近くの歩道上に大量のタバコが捨てられていたため、私が清掃をした。

「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」（以下「本件条例」という。）では、美化重点推進区域内のポイ捨てには過料による罰則が適用されているが、私の住む地域は美化重点推進区域に指定されていないため罰則が適用されない。そのため、ポイ捨て・路上喫煙について市内全域を罰則の適用対象地域とすれば抑止力が強まると思い、このような厳しい条例を定めている他府県自治体が多くあることも知ったため、本件条例を改正すべきではないかと考えるに至った。

また、自宅近隣で長年悩まされた犬のふんの放置について熊本市動物愛護センターに相談し、熊本県警と協議してもらった結果、犬のふんの放置が軽犯罪法に違反する旨の文言が規制看板に入ることになった。当該看板を市内全域に設置してもらったところ、自宅近隣の犬のふんの放置が激減したため、強化された規制看板の効果を実感した。現在、ポイ捨てを禁止する規制看板には廃棄物処理法に違反する旨の文言があるが、これは主に山中、海浜などへの大型・中型、大量ごみ類の投棄を対象としたもので、自宅近隣を含めた市街地には抑止効果のないものである。

そこで、ごみ減量推進課（以下「担当課」という。）に対し、平成 29 年 3 月を含めて再三にわたり、自宅近隣のポイ捨ての相談や、本件条例の見直しの検討及び規制看板の設置をメールで依頼してきたが、「市民のモラルの向上が優先である。」、「提案を採用しても実際の運営を担保できない。」という回答ばかりで、一向に改善されることはなく、市民の相談に真摯に対応する態度ではなかった。

担当課は、本件条例の見直しやポイ捨てが軽犯罪法に違反する旨記載された規制看板の設置といった的を射た対応をして、自宅近隣のポイ捨てを解決すべきであるのに、効果的な対策をしないことに納得がいけない。また、担当課は現地に赴いて調査をすべきであるのに、担当課の態度はどこか他人事のようで、市民に寄り添い、何とか市民の力になろうという配慮が感じられず、納得がいけない。

【市からの回答】

1 はじめに

本件の申立人のご主張の要旨は、①「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」（以下「条例」という。）では、ポイ捨てや路上喫煙への抑止効果がない、②現在の市のごみの不法投棄禁止看板（以下「禁止看板」という。）では、ポイ捨てへの抑止効果がない、③ごみ減量推進課（以下「担当課」という。）の申立人への対応は真摯なものではない、であると考えられます。そこで、以下、各点について市の見解を説明いたします。

2 主張①への見解

(1) 条例について

熊本城築城 400 年を迎えた平成 19 年に、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、熊本市議会議員の提案により条例が制定されました。条例の制定に際しては、特に市の中心部である上通、下通、新市街の各アーケード内での路上喫煙やポイ捨てが横行しており改善する必要があることや、規制をするにしても過度に制限を課してはならず、市民のマナーやモラルの向上を通じて改善していくということが考慮されました。

条例では、道路、公園といった屋外の公共の場所での喫煙を「路上喫煙」(第 2 条第 2 号)、ペットボトルや空き缶、たばこの吸殻等をみだりに投げ捨て、散乱させることを「ポイ捨て」(同条第 4 号)と定義され、市内の居住者だけでなく、市内の滞在者や通行者も「市民等」(同条第 5 号)とされていることから、市民だけでなく観光客などの市外からの訪問者も条例の適用対象となっています。また、歩行中、自転車通行中や、吸殻入れが付近に設置されていない場所等の路上喫煙をしないよう努めるといった努力義務(条例第 5 条)、路上禁煙区域における路上喫煙の禁止義務(条例第 7 条)、ポイ捨て禁止義務(条例第 8 条)が課されており、路上禁煙区域における路上喫煙及び美化重点推進区域におけるポイ捨ては、1 万円以下の過料の対象となります(条例第 11 条)。

現在、上通、下通、新市街の各アーケード内(以下「本件区域」という。)を路上禁煙区域及び美化重点推進区域として指定し、条例の違反者に対する罰則の適用(過料の徴収)を行っています。本件区域が指定された理由は、本件条例は市民だけでなく市外からの来訪者も対象としており、市外からの来訪者にも分かりやすい区域として中心部を指定する必要があること、中心部である本件区域で違反者への指導を厳しくしてマナーやモラルの向上を図ることにより、市内全体でのマナーやモラルの向上へと波及させて市内全体の美化向上につなげること、限られた数の指導員で違反者への指導を実効的にするために、指導員の目が十分届く範囲に限定する必要があることなどが挙げられます。

(2) 条例の改正について

条例の施行後は、市民や市外からの訪問者への継続した路上喫煙及びポイ捨て防止の啓発を行ってきたことにより、本件区域内における指導員による路上喫煙に対する指導の数が、施行直後は月に百件以上あったものが数件に減少する等、マナーやモラルの向上が図られ、波及効果として、本件区域外におけるマナーやモラルの向上も図られていると感じております。

申立人が主張されるような、市内全域を罰則の対象とするという考えも当然にあり得るものですし、実際にほかの自治体でも、そのような罰則を定めているところもあります。しかし、市内全域を対象としても、罰則の適用をするための調査員等の人材の確保や運用のための財源に限界があることから、結果として実効性を欠くものとなる可能性が高く、規制をするにしても過度に制限を課してはならないという本件条例の制定時の理念から、

過料の対象や過料額の上限、徴収の運用も謙抑的であるべきと考えています。

したがって、現行の路上禁煙区域や美化重点推進区域を指定し、当該区域内における違反にのみ過料を徴収するという仕組みで、マナーやモラル違反に対する抑止力やペナルティは十分に成果が出ているものと考えております。条例の改正については、路上喫煙及びポイ捨ての実態や国の動向等も踏まえて、必要性があれば当然に検討しますが、現在のところ考えておりません。

3 主張②への見解

禁止看板には、熊本県警察と熊本市役所の連名で「ごみを不法投棄したものは、法律で1000万円以下の罰金又は、5年以下の懲役に処せられます。」という文言が記載されているところ、申立人は、現在の禁止看板には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に関する文言が記載されているが、廃掃法は山中、海浜等における大型ごみ等の不法投棄を規制対象としており、市街地におけるごみの不法投棄を規制対象としていないため抑止効果はなく、禁止看板に軽犯罪法に違反する旨の文言を盛り込むよう提案されています。

まず、廃掃法は市街地におけるごみの不法投棄を規制対象としていないという申立人の見解について説明しますと、「この法律において『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」（第2条第1項）と規定されており、ペットボトルや空き缶、たばこの吸殻等も「ごみ」の一種として「廃棄物」に当たります。そして、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」（同法第16条）と規定され、同条に反した場合、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科される（同法第25条第1項第14号）ことから、ポイ捨てといった市街地におけるごみの不法投棄も刑罰の対象となります。したがって、廃掃法は市街地におけるごみの不法投棄も規制対象としております。

次に、禁止看板に軽犯罪法に違反する旨の文言を盛り込むことについては、ごみの不法投棄に関する規定として、軽犯罪法第1条第27号は「公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者」を、拘留または科料の刑に処する旨規定しており、拘留は1日以上30日未満（刑法第16条）、科料は1,000円以上1万円未満（刑法第17条）と規定されています。上述したように、現在の禁止看板に記載されている廃掃法違反による刑罰の方が、軽犯罪法違反による刑罰より重く、抑止効果は高いと考えられます。よって、担当課では軽犯罪法に違反する旨の記載は必要ないと考えております。

なお、今回の申立人のご指摘を受けまして、一般的に廃掃法は産業廃棄物等の大型のごみ類を規制しているイメージが強いため、現在の禁止看板に記載されているごみの不法投棄を連想させる絵を見て、産業廃棄物等の不法投棄のみが廃掃法の規制対象になり、ポイ捨ては規制対象とはならないという印象を抱かれることも、無理からぬものと認識いたしました。今後は、ポイ捨ても廃掃法の規制対象となることが、禁止看板を見る方により分

かりやすく伝わるような内容に改善したいと考えております。

4 主張③への見解

(1) 現地調査について

担当課では、ごみの不法投棄について相談を受けた場合、一般的には、電話等による相談内容の聞き取りと記録、相談者を訪問して聞き取り、現地調査、現場対応（禁止看板の設置等）、ごみ排出者の特定調査（証拠品調査）、ごみ排出者への指導、といった手順で各クリーンセンター等の部署と連携しながら対応しており、相談者へは随時報告を行っております。

本件では、申立人からは、平成 27 年 5 月〇日から、ほかの部署が所管する相談内容を含んだメールのご相談を受けていました。たばこの吸殻等のポイ捨てといったごみの不法投棄に関するものについては、担当課から申立人へ電話をかけて対応していました。申立人からは、何度もご相談を受けましたので、申立人宅を訪問しお話を伺う旨を伝えました。しかし、申立人が「来なくていい。」と述べられたことで、現地調査の前の段階である相談者への訪問を控えることにしたため、担当課は現地調査を行いませんでした。そこで、担当課では〇〇クリーンセンターに連絡し、〇〇クリーンセンターによる複数回の現地調査や、申立人への禁止看板の提供が行われており、担当課ではその都度報告を受けています。

担当課としては、直接の現地調査を行ないませんが、代替的に〇〇クリーンセンターが現地調査を行ない報告を受けていたため、可能な限りの対応をしていたところです。

なお、オンブズマンへの苦情申立て後、申立人宅を訪問しお話を伺うことができたため、現在も申立人への対応を継続しているところです。

(2) ご要望やご提案に対する対応について

条例の改正や禁止看板に関してのご要望やご提案については、平成 28 年 3 月〇日付けの記録以外、電話での詳細な記録が残っていないため具体的なやり取りは不明です。しかし、条例の改正については、ほかの自治体を調査した上で、「仮に申立人のご要望に沿って条例の罰則を厳しくしても実効性に疑問があり、ほかの自治体でも実際に効果があがっているといえるかは不明確である。」といったことを何度か説明し、その都度申立人には納得していただいたものと認識しておりました。

禁止看板については、平成 28 年 3 月〇日付けの電話で、「軽犯罪法は秩序違反を罰する法律で、公の秩序を乱したといえる場合に初めて適用されます。公の秩序を乱したというためには、その程度、常習性、計画性が問題になりますが、たばこのポイ捨てがこれらに該当するとは思われません。例えば、毎日、家の前にちり箱いっぱいのごみを捨てているような場合に適用されるのではないのでしょうか。また、軽犯罪法第 4 条で濫用が禁止されていることから、不特定多数の方を対象としてあらかじめ掲示し、犯罪抑制の効果を期待して定められたものではないと解されます。さらに、警察に確認しましたが、やはり濫用のおそれから警察が積極的に動くことは少なく、立件も困難なようです。このように、効果が疑わしいものや市が実効性を担保できないことを容易に看板に記載することはできま

せん。よって、申し訳ないですが、今回のご提案はお断りさせていただきます。またご提案があれば連絡していただきたいと思います。」と説明し、申立人には納得していただいたものと認識しておりました。

担当課としては、申立人に対し丁寧に説明させていただいたものと考えておりますが、申立人のご不快に思われる点があったとすれば、今後、さらに丁寧な説明を努めてまいります。

5 今後の方針

申立人は、市の美化向上を図りたいという一心で苦情を申し立てられたものと担当課では認識しており、担当課も申立人と同じ気持ちであります。申立人のご要望やご提案をすべて実現するという事は難しいとは思いますが、今後も、市の美化向上のためにご協力していただきたきたいと思っております。

【オンブズマンの判断】

1 熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例について

申立ての趣旨によれば、申立人は、熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例（以下「本条例」という。）では、一定区域の路上喫煙及びポイ捨てのみが罰則の適用対象となっているために抑止力が弱いところ、市内全域の路上喫煙及びポイ捨てを罰則の適用対象とすれば、抑止力が強まることによって申立人の自宅周辺のポイ捨ても改善される旨主張されています。

オンブズマン条例第 6 条柱書本文は、オンブズマンの管轄を「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為…とする。」と定めた上で、「議会に関する事項」（同条 3 号）は除くとしています。条例の改正は、議会の権限とされているため（地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号）、原則としてオンブズマンの管轄外となります。ただし、市長には条例の改廃につき議案を提出する権限があることから（同法第 149 条第 1 号、第 96 条第 1 項第 1 号）、現行の条例が合理性を欠くものであれば、市には当該条例の改廃を検討する必要性が生じてきます。そこで、本条例の合理性について検討します。

本条例の第 1 条には、「この条例は、路上喫煙及びポイ捨ての禁止等について必要な事項を定めることにより、市民その他の者の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって、安全で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。」と規定されています。この規定だけでは必ずしも明確ではありませんが、特に市の中心市街地における路上喫煙やポイ捨てを改善する必要があるということから本条例が提案され、条例の検討の過程で規制をするにしても市民等に過度に制限を課してはならず、市民のマナーやモラルの向上を通じて改善していくという意見があったという条例制定の経緯も踏まえれば、罰則の適用は対象を中心市街地に限定し、中心市街地におけるマナーやモラルの自発的な向上を図り、その波及効果によって市内全域の美化推進を図ることが、本条例の趣旨であると解されます。加えて、限られた人員や予算の中で効率的に違反者の取締りを行う必要

性があることを考慮すれば、路上禁煙区域や美化重点推進区域に限定して罰則を適用することも妥当であり、本条例に合理性が認められます。

たしかに、ほかの自治体では区域内全体における路上喫煙やポイ捨てを罰則の対象とした条例を定めているところもあり、申立人の主張それ自体は、一つの合理的な考え方ではあります。しかし、今回申立人が指摘されている問題は、現在の本条例のあり方も、申立人が主張される条例のあり方も、どちらも合理性を有する中で、そのうちのどちらを採用するかという話であり、両者に優劣をつけることはできません。

このように、現在の本条例の考え方にも合理性があると認められるため、市には、本条例の改廃を検討する必要性まではないと判断されます。

したがって、現在のところ本条例を改正する必要性がないとの市の判断に、不備があるとは認められません。

2 ごみの不法投棄の禁止看板について

申立ての趣旨によれば、申立人は、現在のごみの不法投棄の禁止看板（以下「禁止看板」という。）には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に違反する旨の文言が記載されているが、廃掃法は主に山中、海浜などへの大型、中型、大量ごみ類の投棄を対象としたもので、申立人宅近隣を含めた市街地でのポイ捨てといったごみの不法投棄には抑止効果はなく、禁止看板に軽犯罪法に違反する旨の文言を記載するべきと主張されています。

まず、市街地におけるごみの不法投棄に廃掃法の罰則が適用されるかが問題となりますが、「市からの回答」に詳しく説明されているとおりで、廃掃法の罰則は適用されることになります。

次に、禁止看板に軽犯罪法に違反する旨の文言を入れるべきという申立人の要望に対する市の対応について検討します。先に述べたとおり、市街地でのごみのポイ捨てにも廃掃法の罰則が適用されますので、市街地でごみの不法投棄をした場合には、廃掃法 25 条第 1 項第 14 号、第 16 条と軽犯罪法第 1 条第 27 号の両方の刑罰規定に同時に違反することになります。このように 1 個の行為が同時に複数の刑罰規定に触れる場合、刑法第 54 条 1 項では、最も重い刑で処罰することとされています。したがって、市街地でのごみの不法投棄に対しては、廃掃法が定める刑が科され、軽犯罪法に定められた拘留や科料は科されることがありません。このような軽犯罪法について禁止看板で触れる必要性はないとの判断は十分に合理性があると考えられますし、より重い刑罰を規定している廃掃法に関して記載している方が抑止効果が高いと考えられます。

このように考えてくると、軽犯罪法に違反する旨の文言を禁止看板に入れる必要はないとした市の判断は、十分に合理的であり、不備はないと考えられます。

なお、市では、現在の禁止看板ではごみのポイ捨てが廃掃法に違反することが一般の人には伝わりにくいと考え、このことが分かりやすく伝わるように禁止看板の内容を改善するとのことですので、この点については、今後の市の対応を見守りたいと思います。

3 ごみ減量推進課の対応について

申立人は、ごみ減量推進課（以下「担当課」という。）は「現地に赴いて調査すべきであるのに、担当課の対応はどこか他人事のように、市民に寄り添い、何とか市民の力になろうという配慮が感じられず、納得がいかない。」と主張されています。

担当課による現地調査の実施の有無については、「市からの回答」によれば、申立人が「来なくていい。」と述べたために、担当課は現地調査の前の段階である相談者への訪問を控え、現地調査を行わず、代わりに〇〇クリーンセンターによる複数回の現地調査や、申立人への禁止看板の提供が行われ、担当課ではその都度報告を受けていた、ということです。

申立人が担当課に「来なくていい。」旨述べたかどうかについては、客観的資料がないため確定はできませんが、〇〇クリーンセンターによる現地調査や禁止看板の提供が行われていたこと、担当課と〇〇クリーンセンターで情報の共有がされていたことについては、客観的な資料があるため認定できます。そうすると、担当課による現地調査は実施されていなくとも、〇〇クリーンセンターによる現地調査が行なわれ、担当課との間で情報を共有していたことから、実質的には担当課による現地調査が行われたのと同視できるものと考えます。したがって、担当課自身が現地調査を行っていないからといって、市の対応に不備があるとはいえません。

また、申立人は、担当課に対し、平成 29 年 3 月を含めて再三にわたり、自宅近隣のポイ捨ての相談や、本条例の見直しの検討及び規制看板の設置をメールで依頼してきたが、担当課の対応は、市民の相談に真摯に対応する態度ではなかった旨も主張されています。

この点については、平成 28 年 3 月〇日の通話記録以外に具体的なやり取りを示すものがないため断定はできませんが、少なくとも 3 月〇日の通話内容をみる限りでは、申立人の要望を実現できない理由を申立人のお気持ちに配慮しつつ丁寧に述べているものといえます。

したがって、この点についても、担当課の対応に不備は認められません。

（５）熊本城の復旧工事に用いられる工法の検証

【苦情申立ての趣旨】

〇〇会（以下「当会」という。）は、A工法を扱う会員によって構成されている団体である。〇〇は瓦専用の〇〇接着剤であり、A工法は〇〇を用いて瓦を固定する工法である。従来の瓦を屋根に固定するために釘、ビス、番線（針金）、漆喰を用いる工法（以下「在来工法」という。）と比較して、A工法は地震や台風といった災害に強く、特に風速〇m でも瓦が全く飛ばされないことが実験によって証明されるなど耐風性に優れている。また、漆喰は 5 年ほどで劣化し定期的には大掛かりなメンテナンスが必要となるが、漆喰の塗り直しは職人の技術に大きく左右されるにもかかわらず、漆喰職人が減少している現代では職人の確保が難しいというデメリットがある。

当会は、熊本城天守閣の復旧工事において、屋根瓦に在来工法が用いられるという情報

を得た。工事を担当しているB社は、現在施工中の〇〇県の別の公共工事では、台風対策のためにA工法を用いているにもかかわらず、同じように台風の被害が予想される熊本城になぜ採用の検討をしないのか疑問に思った。そこで、平成29年1月〇日、当会会員のC会員が熊本城総合事務所のD職員及びE職員と面会し、A工法について説明をした。両者は、「そのような工法は知らなかった。良い工法だと思うので、今度の会議で提案してみたいと思う。」と言った。その後、B社からA工法についての質問が数度あった。

同年3月上旬、C会員の下にB社から、「熊本県知事、熊本市、B社が同席した会議において、在来工法とA工法を比較検討することが決定されたので、検証のためのモックアップの製作をお願いしたい。」という依頼があった。C会員は、自身の会社の業務としてではなく、当会の一員として依頼を受けることをB社に明示し、依頼を受けた。同月〇日及び〇日、熊本城工事事務所内でモックアップ（以下「本件モックアップ」という。）を製作し、引き渡した。本件モックアップは、在来工法とA工法で耐風性や耐震性をデータ化して比較検討できるように、両工法が左右対称の作りとなっている。製作の際、数十万円の費用が生じているが、B社と契約を締結していたわけではないため、C会員が個人的に負担したままになっている。

同年4月〇日、C会員がB社から瓦工事別での見積もり依頼を受け、同月〇日B社へ見積書を提出した。同月末、B社に進捗状況を問い合わせたところ、「次回の定例会で決まる。」という回答を得た。

同年5月〇日、B社から「本日の定例会で、A工法の採用は見合わせる事が決定された。今回の決定は、熊本市と当社で十分に検討を重ねた結果なので了承いただきたい。」という連絡があった。不採用の理由について質問したところ、「性能やコスト等を総合的に検討した結果であり、モックアップのビデオを市にも見てもらっている。市に確認してもらっても大丈夫である。」という回答を得た。しかし、本件モックアップを作成したのは、在来工法とA工法の性能試験の結果をデータ化して比較検討するためであったのに、それに関する具体的なデータが示されなかったため、疑問に思った。

同月〇日、当会会員のF会員が、熊本城総合事務所を訪問してE職員と面談し、比較試験の内容、本件モックアップの使用の有無等を質問した。E職員は、「B社の〇〇の研究所で在来工法の耐震実験を行ったが、試験のデータ・ビデオ等は手元がないので見せられない。本件モックアップでは何もしていないが、A工法が強いことは十分に証明されているので試験の必要はないと考えた。在来工法の耐風性能についての検証はB社に任せている。A工法が在来工法に比べて優れていることは間違いないが、予算等を総合的に検討した結果採用できなかった。予算額とA工法を採用した場合のコストに、どの程度差があったかは、あくまでもB社が受注しているので詳しくは分からない。」と回答した。

当会としては、A工法を検証したいという市の意向を受けて本件モックアップを制作したにもかかわらず、市が本件モックアップを使用した検証をせずに在来工法の採用を決めたこと及びこのことに対する詳しい説明がなかったことに納得がいかない。A工法を採用

しないという判断の当否にこだわっているのではなく、今後 10 年以内に熊本県に来襲する可能性が極めて高いと言われている大型台風という万が一の事態に対して適切な検証がされているのか否か、また、検証がされている場合は、在来工法で十分であるとした判断の基準となった試験方法と結果の数値データ及び判断に至ったプロセスに対して疑問があるので、市には検証に関するデータの開示や、詳細な説明をしてほしい。

【市からの回答】

1 本件経緯

(1) 熊本城天守閣復旧整備事業の概要

平成 28 年熊本地震により、熊本城の天守閣は被害を受けました。天守閣は熊本城の復興のシンボルであり、市民・県民をはじめ多くの方々が震災復興のシンボルとして早期復旧を望んでいます。また、平成 31 年には国際スポーツイベントの開催を控えていることから、多くの方々に復旧した天守閣をご覧いただくためにも早期の復旧を目指し、熊本城天守閣復旧整備事業（以下「本件事業」という。）を実施することになりました。

本件事業では、熊本城天守閣という建築物の特殊性から、非常に高度な技術的知見が要求されるとともに、歴史的価値や市のシンボルとしての意義を損なわぬような復旧整備が実現されなければなりません。そのため、設計及び工事施工の業者選定に当たり、複数の設計者から技術提案書（プロポーザル）を提出してもらい、公正に評価して最も適した設計者（優先交渉権者）を選定して、市がその優先交渉権者と協議しながら設計及び工事を実施するというプロポーザル方式を採用しました。

本件事業では、平成 28 年 10 月〇日に B 社を優先交渉権者に選定後、B 社と熊本城総合事務所（以下「総合事務所」という。）の間で概ね週 1 回程度、定例会を開いて協議を行っております。基本的には B 社が技術的提案をしたものについて総合事務所が承認し、契約内容に盛り込むという形になっており、同年 12 月〇日に熊本城天守閣復旧整備工事基本・実施設計業務委託（その 1）契約、平成 29 年 2 月〇日に熊本城天守閣復旧整備工事（その 1）契約（以下「本件契約」という。）、同年 3 月〇日に熊本城天守閣復旧整備工事（その 2）契約といったように、順次契約を締結しております。なお、申立ての趣旨には、「熊本県知事、熊本市、B 社が同席した会議において、在来工法と A 工法を比較検討することが決定された」旨の記載があります。しかし、総合事務所が調査した限りでは、知事や市と B 社が同席した会議が開かれたという事実はなく、工法の決定といった本件事業の詳細な中身については専ら B 社と総合事務所の定例会で決定していますので、少なくとも申立ての趣旨にあるような会議は開かれてはいません。

(2) モックアップの作成

天守閣の屋根瓦は、熊本地震前は湿式工法（土を水でこねたものや漆喰など、水と混ぜた材料によって瓦を固定する工法）とコンクリートスラブに設置した横桟木に銅線を取付け、丸瓦を銅線で固定する方法を併用していました。しかし、B 社の技術提案書において、

地震時の安全性確保の対策として、在来工法の中でも、土や漆喰などの水を必要とする材料を極力減らし、桟木・銅線等で瓦を固定する工法（以下「乾式工法」という。）を採用して軽量化することにより、建築物本体の耐震性能の向上を図ることが提案されました。その後、協議を行う中で、湿式工法は施工が天候に左右されやすく早期の復旧に支障が出ることや、建築物本体の耐震性能の向上が図れるため、乾式工法で設計を進め、また、乾式工法の施工性や納まりを確認するために、本件契約締結前の定例会においてモックアップ（実物大模型）を作成することを協議し、本件契約の契約内容としました。

モックアップは、当初は上述のとおり、乾式工法の施工性等の確認をするために作成を予定しておりました。そのような折に、平成 29 年 1 月〇日、〇〇日本代理店会の C 会員が総合事務所に来所され、A 工法の説明をされました。総合事務所では、A 工法は屋根瓦の耐風性、耐震性の確保に優れているという印象を受けたため、「市では下請業者を選ぶことはできませんが、B 社へ情報提供はできるので情報提供はします。」と伝えました。その後、B 社に情報提供を行い、同月〇日の定例会において、B 社から、A 工法についてもモックアップにて施工性の確認をするという提案を受けたので、承認をしました。

（３） 検証及び工法決定に至るまで

天守閣の瓦の工法決定は、複数の工法を検証して比較した結果、本件事業に最も適した工法として乾式工法を採用しました。検証は、複数の項目を点数式にしたもので、検証のデータは B 社が作成しています。

乾式工法については、耐震性に関し、〇〇の B 社の事業所で振動台実験（熊本地震の地震波を使用）を行いました。耐風性に関しては、湿式工法でも過去の大型台風で瓦が飛散することがほとんどなかったという実績や、台風は事前に到来が予測可能で入場禁止など未然に被害防止の措置が可能であることから問題ないと考え、特段の性能試験は実施しておりません。

A 工法については、モックアップでは施工性や外観の確認をしましたが、耐震性や耐風性等の性能に関しては、メーカーによる詳細な実験が既に公表されており、当該実験は信頼できるものであることから、性能試験を実施しませんでした。

複数の工法を検証したデータを比較したところ、A 工法は耐震性、耐風性ともに十分な性能があると判断しましたが、施工性やコストなどの項目を総合的に考慮した結果、本件事業では乾式工法が適しているという B 社の判断だったので、市でも承認し、平成 29 年 5 月〇日の定例会で乾式工法を採用することになりました。

（４） 申立人への説明について

平成 29 年 5 月〇日、〇〇日本代理店会の F 会員が総合事務所に来所され、「乾式工法を採用したということだが、しっかりとした検証はなされていないのではないか。」と質問されました。総合事務所では、「A 工法の耐震性や耐風性等については、市としても評価しているが、モックアップや振動台実験による検討を重ね、施工性やコスト等を総合的に判断した結果、最終的に乾式工法に至りました。」と答えました。

同年 6 月上旬、F 会員が乾式工法で施工した瓦サンプルを持参し、乾式工法の耐風性について説明をされたので、同年 5 月〇日の説明と同じ内容の説明をしました。

2 市の見解

市においては、本件事業における屋根瓦工法の選定や、検証を含めたその選定に至るまでの過程において問題はなかったものと考えております。また、申立人と市は本件事業や各契約の当事者関係になく、本件事業も進捗途中であることから、第三者である申立人に契約内容の詳細をお伝えすることは適切ではないと考え、可能な限りの範囲において情報をお伝えしたところであり、適切な対応であったと考えております。

今後、申立人が再度説明をお求めになられた際も、今までと同様の説明を差し上げる所存でございます。申立人におかれましては、何卒ご理解いただきたく思います。

【オンブズマンの判断】

1 はじめに

オンブズマンは、建築に関する専門的な技術的知見に関しては判断できないため、熊本城天守閣整備事業（以下「本件事業」という。）における屋根瓦工法の決定に当たり、いかなる要素を考慮すべきであり、その結果どのような工法を採用すべきか、といったことの可否を判断することはできません。

申立ての趣旨によれば、申立人は市に対して、本件事業における瓦葺工法の選定過程に疑問があるため、検証に関するデータの開示や詳細な説明を求めたところ、市からは納得のいく説明がなかったことに不満があるということです。申立人がこのような不満を抱いた原因の一つとして、申立人の会員が A 工法のモックアップ作成について市から依頼を受けたにもかかわらず、モックアップを用いた検証がなされなかったのではないかという疑問があると思われます。

そこで、モックアップがどのような経緯で作成されたのか、また検証がどのように行われたのかという事実を確認します。

2 モックアップの作成の経緯

申立ての趣旨及び「市からの回答」によれば、平成 29 年 1 月〇日、熊本城総合事務所（以下「総合事務所」という。）に申立人の会員が来所し A 工法の説明をしたこと、総合事務所が A 工法について B 社に情報提供をする旨の回答をしたことについては一致しています。

「市からの回答」によれば、市と B 社は、この時点で乾式工法の施工性や納まりを確認するためにモックアップを作成することを、熊本城天守閣復旧整備工事（その 1）契約（以下「本件契約」という。）の内容にしていたということです。その後、同月〇日の定例会において、市と B 社の間で A 工法のモックアップも作成することが決定されていますが、それは施工性の確認のためだったということです。

申立ての趣旨には、「モックアップは、在来工法と A 工法で耐風性や耐震性をデータ化して比較検討できるように、両工法が左右対称の作りとなっている。」とあることから、申立

人はモックアップを用いて耐震性や耐風性の検証が行われるという認識だったようですが、モックアップは、採用を検討する工法の施工性や納まりを確認するために作成されたもので、モックアップ自体で性能実験をすることは予定されていなかったようです。

3 検証について

「市からの回答」によれば、乾式工法については、耐風性に関しては過去の実績等から特段の性能試験は不要と判断し、耐震性に関しては振動台実験を行って検証したということです。A工法については、公表されているメーカー実施の実験結果を信頼し、性能試験を実施していないということです。

どのような検証を行うべきか、ということに関してオンブズマンは判断できませんが、少なくともA工法のモックアップについては施工性や外観を確認することを目的とし、モックアップを用いた耐風性や耐震性の検証というのは当初から予定されていなかったということなので、モックアップを用いた耐風性や耐震性の検証を行わなかったとしても特に問題はないものと考えます。実際に、オンブズマンは、B社が作成した検証のデータを目にしていますが、A工法の耐風性及び耐震性の項目については、十分な評価がされていると認識しました。

4 申立人への対応について

本件事業は、市の要求に対してB社が具体的な技術提案を行い、その提案を市が承認するという形をとっています。つまり、実際の施工に当たりどの工法を採用するか、工法の決定に当たりどのような検証を実施し、データを作成するか、という決定は、基本的にはB社が担っていることになります。

このような市とB社の関係性に加え、申立人が市との間で本件事業及び各契約の当事者の関係にないこと、本件事業が進捗途中であることなどを考慮すれば、市が申立人から検証に関するデータの開示や詳細な説明を求められた際、市にとって契約の相手方であるB社が保有している情報を提供しなかったとしても、その対応が不適切であると認めることはできません。

以上のとおりですので、本件における市の申立人への対応については、不備がなかったものと考えます。

（6）市営競輪場の再建

【苦情申立ての趣旨】

私は、競輪ファンで、以前から市の競輪を楽しんでいたが、平成28年熊本地震後、熊本市営競輪場（以下「競輪場」という。）の運営が変わってしまった。平成28年秋頃、競輪場が一部再開され、本場開催はないものの、現在、競輪場敷地内の被害の少なかった限られた場所を利用して運営されているが、あまりにもファンを無視した状態である。具体的には、地震前は、倍率を確認・印刷できるオッズプリンターが3、4台設置されていたが、地震後は撤去されてしまい、画面で確認するしかなく、雨の日は濡れるし、晴れの日も画

面が光って見にくい。特に、弱視の方は、見にくくて困っている。ほかにも、狭いスペースにずっと立ったまま観戦しなければならず、雨の日には濡れながら見ている状態である。狭い場所での運営だからこそ、少しでも客へのサービスを提供すべきなのに、全く考慮されていない。

そこで、平成 28 年秋頃から平成 29 年 5 月頃までの間、数回にわたり、ファン仲間を代表して、競輪事務所の〇〇所長に電話して、「オッズプリンターを 1 階事務所辺りに設置してほしい。」「ゆっくり座って観戦できるようにしてほしい。」「観戦時に雨に濡れないようにテントを設置してほしい。強風などでテントが難しいのであれば、何らかの対策をしてほしい。」などの要望を伝えた。しかし、〇〇所長は「オッズプリンターを設置するには 500 万もかかる。プリントするのに紙代もかかる。」と言って何も取り組もうとしなかった。新しいプリンターを購入するよう要望しているわけではなく、以前のオッズプリンターを設置するだけで何百万もかかるはずないこと、紙代は有料にすれば良いことなどを伝えたが、まともに取り合ってくれず、〇〇所長のサービスに対する理念、決断や実行力に疑問を抱いた。また、競輪場の今後の復興（再建）計画についても尋ねたが、きちんと教えてもらえなかった。

私の話を無視するような〇〇所長の対応には納得できない。競輪場の運営方針として、「お客様サービスに努める。」となっているのに、現状は客を無視するような運営を行っていると思う。今後も限られた狭い場所での開催を続けるのなら、私の要望に応じてサービスを向上するように検討してほしい。

また、病院、学校、道路等の公共施設の復興が優先なのは分かるが、競輪も長年楽しみにしているファンがおり、これまで競輪の収入によって市の財源も潤っていたのだから、ほかの公共施設と同様に再建に取り組んでももらいたいし、その復興（再建）計画について、具体的に分かりやすく説明すべきである。

【市からの回答】

1 熊本競輪事業について

市の競輪事業は、昭和 25 年の発足以来、660 億円余の市財政への貢献、雇用の創出等、地域経済の活性化に寄与し、福祉や教育の充実、社会基盤の整備等のための財源としてその収益が活用されるなど、市民生活の向上に大きく貢献してきました。

熊本競輪場（以下「競輪場」という。）は、水前寺運動公園という都市公園区域内にあり、同公園内にはほかにも水前寺陸上競技場、水前寺野球場、武道館があります。

平成 28 年熊本地震以前は、約 43,000 m²の競輪場敷地内に、500m 走路、メインスタンド、バックスタンド、サイドスタンド等の施設があり、場内各所に車券発売や払戻しを行う有人窓口及び機械（以下「発払所」という。）を 181 機（箇所）設置し、観覧席は 12,000 人（内訳は一般席 3,300 人、立見席 7,705 人、特別観覧席 995 人）を収容可能として、本場で年間 50 日前後（他場の場外発売を含めた場合は 300 日以上）開催してきました。

しかし、平成 28 年熊本地震により、バンク（走路）はもとより観覧席など殆どの施設が破損や崩落等の被害を受け、本場開催の中断を余儀なくされる状況になりました。

このような中、平成 28 年 6 月からは、比較的被害が少なかったサービスセンターなどの施設において、全国の競輪場での主催レースの場外車券発売を開始して収益の確保に努めております。また、本場開催については、久留米競輪場や小倉競輪場を借場し、開催しております（記念競輪 1 開催、F I 競輪 2 開催、ミッドナイト競輪 2 開催）。

サービスセンターは、競輪場の施設ではあるものの、ファミリー向けの憩いの場を目的としたもので、キッズルームや図書室などを設置しておりましたが、現在は 9 機の発払所（8 機の発払機、1 機の有人窓口）を設置し、車券の発売・払戻しなどを行っております。

また、競輪場と隣接した場所に前売発売所（6 機の発売機）を設置しており、発払所と同様にレース開始 5 分前までは車券の購入を行えます。

2 申立人のご主張について

（1） 競輪場の設備について

ア オッズプリンターについて

オッズプリンターとは、各レースのオッズ（掛け金 100 円に対する払戻金の倍率）が紙に印刷され確認ができる機械であり、申立人が言われるように、地震前はメインスタンドに 2 機、サイドスタンドに 1 機、バックスタンド内の特別観覧席に 1 機の計 4 機を平成 14 年 12 月から設置しておりました。

現在、オッズプリンターは設置しておりませんが、その理由は以下のとおりです。

まず、設置場所の確保が困難であることです。前述のとおり、現在、車券の発売・払戻しはサービスセンター内の 9 機の発払所に対応しています（前売発売所でも購入のみは可能です）が、車券の発売・払戻し時には、サービスセンター内は身動きが難しいほどの混雑状態になります。特に、G I 等の大きい競輪の大会時は、発払所が足りず車券の買い漏れが発生するほどの混雑状態となります。オッズプリンターを設置するとなると、管理等の面から、サービスセンター内の発払所と並べて設置するかインフォメーション内に設置することになりますが、発払所と並べてオッズプリンターを設置する場合、発払所を 1 か所なくすこととなるため、買い漏れが増加すると考えられること、また、インフォメーション内に設置する場合、動線の確保面において、人が滞留することによる事故の発生が懸念されることなどから、新たにオッズプリンターを設置する場所の確保が非常に厳しい状況です。競輪場の特別警備隊長（元熊本県警察官）にも相談しましたが、仮に設置した場合は事故が発生する危険性があり、保安面から難しいとの意見でした。

次に、オッズプリンターを設置する場合、高額のコストがかかることです。オッズプリンターは機器（本体）を設置して電源を入れれば作動するようなものではなく、オッズデータをオッズプリンターまで持ってくるためのシステムの設定や構築が必要となります。競輪場のオッズプリンターの OS（オペレーティングシステム）は、導入当初のままであり、Windows2000 環境となっていますが、既にマイクロソフト社のサポート期間も終了しており

ます。そこで、平成 28 年熊本地震の前から、継続使用のために新たな OS 環境への更新を行うかどうかについて検討してきたところでしたが、業者に確認したところ、更新を行う場合には、約 500 万円もの費用がかかるとのことでした。また、設置した場合、定期的に維持や補修のための費用がかかることとなります。熊本地震後の競輪事業の環境の変化や今後の具体的な方針が定まっていないことなどを勘案すると、現在の環境下において新たにオッズプリンターを設置することは、費用面から厳しいと考えております。

さらに、オッズプリンターの代わりとなる設備（代替機器）の導入があることです。競輪場では、熊本地震の前から全国の競輪場では初の Wi-Fi 環境を整備しており、オッズを含めた競輪開催情報をリアルタイムで閲覧できるタブレットを 3 台設置し、いつでも誰でもサービスセンター内で閲覧できるようにしています。また、別に 3 台の無料貸出用のタブレットも用意しており、現在は場内の範囲に限られてはいるものの、競輪場内の好きな場所でオッズを含めた競輪開催情報をご覧いただけます。使用方法が分からない方に対しては、お尋ねいただければインフォメーションで説明させていただきます。

以上から、現況においては、オッズプリンターを再度設置することは考えておりません。

イ 場外開催の環境について

競輪場では、応急危険度判定において危険とされた施設及びその周辺は立入禁止としていたため、限られた狭いスペースでの場外発売環境となっており、来場者にとって良い環境とは決していえないことは理解しております。

現在はサービスセンターでのみ車券の発売・払戻しができる環境（前売発売所でも購入のみ可能）であり、センター内にはオッズ表示やレース観戦ができるテレビモニターを 6 台設置し、空調なども設置しております。屋外につきましては、200 インチ大型モニターを 1 台、テレビモニターを 21 台、大型扇風機 8 台を設置し、テントも駐車スペース以外の部分に極力設置し、テントには長いすを置くなどの対応をしております。

本来であれば、新たに観戦のためのプレハブなどの施設を設置し、場外環境を整えたいところではありますが、都市公園内の施設であり、現行の都市公園法、都市公園法施行令及び熊本市都市公園条例において定められた建築可能な面積を超えるため、新設ができない状況となっております。また、後述のとおり、競輪場の今後の方針自体が未定のため、あまり費用をかけることもできません。そこで、少しでも快適に観戦いただくため、扇風機の増設やベンチの更新・追加等の検討など、建築基準法等の法令に抵触しない範囲での改善ができないか検討を行っているところです。

（２） 市の競輪事業の復興（再建）計画等について

市では、平成 29 年 6 月、競輪事業検討会設置要綱を定め、同年 7 月、外部委員 8 名（学識経験者 2 名、公認会計士、弁護士、コンサルティング、全国競輪施行者協議会、JKA、一般公募選出者）による「競輪事業検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、同年 11 月までに計 4 回の開催を予定しており、7 月に第 1 回、8 月に第 2 回目が開催されました。検討会は、あくまで意見を聞く場との位置づけではありますが、市としては、競輪場の経営

面はもとより、アマチュアスポーツの普及・振興などについての多方面の意見を聴取し、法的な制約等も踏まえた上で、競輪場の方向性を見出す必要があるため、検討会の意見も参考としつつ、競輪場の今後の方向性を決定していきます。

なお、公開することで率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、委員の忌憚のない意見交換の場とするため、検討会は原則非公開としておりますが、会議資料及び要約した会議録については、公開することで将来的に何らかの影響を及ぼすと思われる事項を除き、原則公開としております。

(3) 申立人への説明について

申立人のご主張によると、平成 28 年秋ごろから連絡されたとのことですが、当時の対応記録等はなく不明な部分があり、はっきりとした記憶では、平成 29 年 5 月以降に、申立人から、オッズプリンター設置について電話でお問合せがあり、所長が 3 回、副所長が 1 回、主幹が 1 回、それぞれ対応いたしました。その際、設置場所がなく事故やトラブルの危険性があり警備上難しいこと、設置には費用がかかることなど、前述の理由により、オッズプリンターの設置は難しいことを申立人へお伝えしたところです。

また、競輪場の今後については、申立人からお尋ねがあったかはっきりは分かりませんが、市民等一般の方からお尋ねがあった場合、具体的な復興（再建）の方針等はまだ何も決まっておらず、詳細は答えできない状況である旨説明しており、申立人に対しても同様に伝えていると考えられます。

3 今後の方針について

申立人ご希望のオッズプリンター設置については、様々な理由から現状での設置予定はありませんが、仮に、競輪場を再建となった場合には、検討材料の一つになり得ると考えております。ただし、その場合でも、OS の更新の問題などもありますので、十分な検討が必要であると考えます。そのほか、競輪場の環境の改善につきましては、少しでも快適に来場いただけるよう、できる範囲で対応を考えてまいります。

今後の復興（再建）計画等につきましては、前述のとおり、現在は検討会が開催されており、その意見も参考としつつ、競輪場の今後の方向性を決定してまいります。

【オンブズマンの判断】

1 本件の問題点

申立人は、熊本市競輪事業（以下「競輪事業」という。）及び熊本市競輪場（以下「競輪場」という。）について、「現状は客を無視するような運営を行っていると思う。今後も限られた狭い場所での開催を続けるのなら、私の要望に応じてサービスを向上するように検討してほしい。」「ほかの公共施設と同様に再建に取り組んでもらいたいし、その復興（再建）計画について、具体的に分かりやすく説明すべきである。」と主張されています。

熊本市オンブズマン条例では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき。」は、オンブズマンは、当該苦情を調査しないと定めら

れており（第 15 条柱書き、同条第 2 号）、競輪事業に関する制度に対する一般的な苦情については調査の対象とはなりませんので、本件については、申立人の問合せに対しどのような説明・対応がされたのか、その点について問題はなかったのかを検討します。その検討に当たり、前提として、現在の競輪場の運営及び施設内の環境、競輪事業の今後の方針について触れることとします。

2 現在の競輪場の運営及び施設内の環境について

競輪場の現在の状況は、「市からの回答」に詳しく説明されていますが、平成 28 年熊本地震により、競輪場は大きな打撃を受け、現在、競輪事業及び競輪場が一部再開されたといっても、全国の競輪場での主催レースの場外車券発売、他の競輪場を借場しての熊本市競輪の開催などに限られています。オンブズマンも現地で確認しましたが、建物等は地震による被害がまだそのままのところもありました。

このような状況での開催であっても、利用されるファンの方にとっては待ち望んだものであり、申立人も、そのお一人であると思われます。申立人は、現在の競輪場の設備について、①オッズプリンターが撤去されたまま設置されていないこと、②観戦場所が限られており、座る場所がなかったり、雨の日は濡れながら見ていることについて不満を感じ、オッズプリンターの設置や観戦時の環境の改善など要望を伝えたが、「オッズプリンターを設置するには 500 万もかかる。プリントするのに紙代もかかる。」と言って、競輪事務所では何も取り組もうとしなかった旨主張されています。

これに対し、「市からの回答」によると、まず、①オッズプリンターを設置しないのは、設置場所の問題、設置費用の問題、代替機器の存在の三つの理由によるということです。一番問題となっているのは、現在の限られた場所での運営における場内の混雑状態に鑑みると、適切な設置場所がないということのようです。運営側としては、利用者の安全のために事故等の発生を防止すること、利用者が車券を購入する際の買い漏れが生じないように努めることなどは当然考慮しなければならないことですので、検討した結果、設置場所の確保が難しいと判断したことには理由があると考えます。また、オッズプリンター設置のためには高額の費用がかかること、後述のように、競輪場の今後の方針自体が検討されている中で、そのような高額の費用をかけることは難しいと判断するのもやむを得ないことと考えます。

担当者としては、このような理由により設置が難しいことを、申立人からの問合せの度に伝えたとの認識にあるようです。問合せの時期などについては、両者の主張が必ずしも一致していませんが、費用の点で「500 万円」との具体的な数字が一致していることから、高額の費用がかかることなどの説明はされたと考えられます。担当者は、費用について業者に確認したということです。その額は概ね正しいものだといえますが、申立人は、「以前のオッズプリンターを設置するだけで何百万もかかるはずない」と伝えたと言われており、新たな OS 環境への更新、その後の維持や補修のために費用がかかることや、設置場所の確保が困難であることについては、十分に伝わっていなかったようです。申立人におか

れては、オッズプリンターの設置が難しいのは、上記の理由であることをご理解いただきたいと思います。

なお、現在、センター内にオッズ表示やレース観戦ができるテレビモニターを 6 台、屋外に大型モニターを 1 台、テレビモニターを 21 台設置しているということですが、申立人は「雨の日は濡れるし、晴れの日画面が光って見にくい。特に、弱視の方は、見にくくて困っている。」と主張されています。この点、オッズプリンターの代わりとなる代替機器として、競輪開催情報をリアルタイムで閲覧できるタブレット（画面を直接触って操作する携帯情報端末）を 3 台設置し、別に 3 台の無料貸出用のタブレットも用意しているということです。使用方法についてお尋ねがあれば、インフォメーションで説明するということですので、代替機器の活用がされれば申立人が主張されるような不都合は幾分か緩和されるのではないかと考えます。

次に、②観戦時の環境については、市としても、限られた狭いスペースでの場外発売環境で、来場者にとって良い環境といえないことは理解しており、今後、少しでも快適に観戦いただくため、扇風機の増設やベンチの更新・追加等の検討など、建築基準法等の法令に抵触しない範囲での改善ができないか検討を行っているということです。

この点について、申立人と担当者間で具体的にどのようなやり取りがあったのかは、両者とも主張がなく不明ですが、今後、問合せがあった場合には、上記について説明してもらいたいと考えます。

3 競輪事業の今後の方針について

近年、競輪事業は、売上げの減少、施設の老朽化などの課題を抱えており、競輪事業活性化のための対策が検討されていた矢先、熊本地震の発生により、大きな岐路に立たされることとなりました。市においては、「競輪場の経営面はもとより、アマチュアスポーツの普及・振興などについての多方面の意見を聴取し、法的な制約等も踏まえた上で、競輪場の方向性を見出す必要がある」と判断し、各専門家で構成される「競輪事業検討会」（以下「検討会」という。）を設置して、検討会の意見も参考としつつ、競輪事業及び競輪場の今後の方向性を決定していくということです。検討会は、平成 29 年 11 月までに計 4 回の開催を予定しており、競輪事業の今後の具体的な方針が決まるのは、少なくともそれ以降ということになります。

申立人は、「競輪場の今後の復興（再建）計画についても尋ねたが、きちんと教えてもらえなかった。」と主張されていますが、「市からの回答」によると、申立人からお尋ねがあったかはっきり分からないものの、「市民等一般の方からお尋ねがあった場合、具体的な復興（再建）の方針等はまだ何も決まっておらず、詳細はお答えできない状況である旨説明しており、申立人に対しても同様に伝えていると考えられ」ということです。市においては、まだ方針が決まっておらず、具体的な説明ができなかったことから、申立人がきちんと回答してもらえなかったと感じられたのではないかと考えます。

競輪場が、昭和 25 年の開設以来長きにわたり、市民のレジャー施設として親しまれ、大

きな収益をあげてきたことなどに鑑みると、申立人のように、早く具体的な再建に取り組んでほしい、その計画についてきちんと説明してほしい、と望まれる方が多くいらっしゃるの理解できますが、現在の競輪場の状況などを踏まえて今後の方向性について検討が行われている最中であることからすれば、現時点では、担当者がこのような説明しかできないことはやむを得ないものと考えます。申立人のもどかしく思われるお気持ちは分かりますが、このような状況にあることをご理解いただきたいと考えます。なお、検討会は原則非公開であるものの、会議資料及び要約した会議録については、公開することで将来的に何らかの影響を及ぼすと思われる事項を除き、随時公開される予定とのことです。

（７）墓地の擁壁の補修

【苦情申立ての趣旨】

〇〇に私の家の墓があるが、墓の側面上に市道が走っており、市道の下に石垣の擁壁がある。3年前くらいに、工事用車両と思われる大型ダンプの往来が多かった時期があり、擁壁の石垣の一部が飛び出して、擁壁が崩落するのではないかと不安になった。〇〇土木センターの〇〇氏に何とかならないかと相談し、対応を待っていたが何の動きもなかった。

平成28年熊本地震により、擁壁が崩落する不安が高まったため、再度〇〇氏に連絡したところ、平成29年2月頃に〇〇氏ともう1人の職員が現地確認のために墓を訪れた。その際に、「擁壁が崩落したら、私だけでなくほかの人も困ります。」と言ったが、写真を撮影しただけで、その後何の連絡もなかった。

私は、擁壁は市道を支えており、市は車両の通行を認めているから、擁壁の崩落を防止する責任があると考えており、擁壁が崩落して被害が生じてしまっては遅いと思い、何度も市に対応を求めてきた。それにもかかわらず、私が相談しても市の方針は見えてこないし、このままでは時間の経過とともに、担当者が異動になって話がうやむやになってしまうのではないかと不安である。

市には、本件についてどのように考えているのか明らかにしてほしいし、何らの対応もしてくれないことに納得がいかないの、苦情を申し立てる。

【市からの回答】

1 地理関係

申立人が所有されているお墓（以下「本件墓」という。）は、〇〇にある共同墓地（以下「本件墓地」という。）に所在し、本件墓地の北側には市道〇号線（以下「本件道路」という。）があります。本件墓地は、登記簿上の所有者は「〇〇町共有」となっていますが、実際は「〇〇墓地管理組合」が管理しています。本件墓地と本件道路の道路区域については、平成11年に道路区域確定に至っております。

本件道路の道路面と本件墓地は約〇メートルの高低差があり、本件道路の境界と本件墓の間に土砂や草木が堆積した法面があります。法面の南端（本件道路と本件墓地の境界か

ら約〇メートル南側）には、申立人が修繕を求められている擁壁（以下「本件擁壁」という。）があります。本件擁壁は、約〇、〇センチ四方の石が複数個積まれたもので、高さは約〇メートルほどです。本件擁壁のすぐ南側に本件墓があります。

2 本件経緯

平成 26 年 5 月頃、申立人より、「石垣の一部が飛び出して、擁壁が崩落するのではないかと不安になった。擁壁の下を人が往来することも考えられるので、〇〇土木センターで補修等の対応はできないか。」というお問い合わせが〇〇土木センター道路課（当時は維持課、以下「担当課」という。）にありました。担当課は、職員を本件墓地に派遣し、申立人立会いの下で現地調査を実施しました。現地調査の結果、本件擁壁の一部の石がはみ出ていることを確認しました。本件擁壁は市道区域外にあること等を考慮すると、市が本件擁壁の補修等をするのは難しく申立人において補修すべきものと判断し、その旨を申立人に伝えました。申立人は、「市で対応できないというのは納得できない。飛び出している石が落ちて人に当たったら人命にもかかわる。道路関係で補修できないというのは納得いかないが、災害防止的な観点から補修できる部署はほかにはないのか。」とお尋ねになりました。これに対して、職員は「恐らく対応はできないと思いますが、防災的な観点ということであれば危機管理防災総室にご相談されてはいかがでしょうか。」と応答し、申立人は了承されました。

担当課では、申立人のご相談を受けて、本件墓地と本件道路の境界確定が済んでいるかを確認するために、本件墓地に関する資料を調べましたが、境界確定に関する資料を見つけることができませんでした。

その後、担当課から危機管理防災総室に上記の件について問合せをしましたが、危機管理防災総室でも対応できないということだったので、その旨を申立人に電話でお伝えしました。申立人は納得されず、電話は終了しました。

平成 29 年 2 月〇日、申立人より、「熊本地震発生後に、石の飛び出し具合が悪化したため、現地確認と本件擁壁の補修をしてほしい。」という電話がありました。

同月〇日、担当課の職員 2 名で現地調査を実施しました。一部の石のはみ出しが以前より悪化していることを確認したものの、以前と同様の理由から、市ではなく申立人が補修すべきものである旨を説明しました。申立人はなおも納得されなかったので、「本件擁壁を含む土地と道路との境界が確定していないことから、境界立会いを実施すれば、本件擁壁は誰が管理すべきかを確認することができるかもしれません。境界立会いを申請されてはいかがでしょうか。説明に間違いがあるといけないので、境界立会いを行うのであれば手続き等を所管課に確認します。」と説明しました。しかし、申立人は、「熊本地震により悪化したのだから、市が補修すべきだと思う。ほかに対応できる部署はないのか。」と述べられて、納得されないまま現地調査は終了しました。

現地調査終了後、担当課では共同墓地復旧支援事業を実施する動きがあることを知り、生活衛生課に照会しました。照会時点では、「県が同事業の実施について調整中で、県が実

施を決定すれば市も対応が可能になるが、現段階では未定で個別の案件について判断できない。」ということでした。また、本件墓地の登記簿を取得したところ、「〇〇町共有」名義となっていることが判明しました。

同年 3 月〇日、申立人に電話し、生活衛生課に照会した内容及び登記簿の名義が「〇〇町共有」になっていることを説明しましたが、申立人は「なぜ市で対応できないのかが理解できない。本件擁壁自体を補強してほしい。」と述べられて、納得されませんでした。

同年 8 月初旬、オンブズマンの調査を受けて、再度、本件墓地に関する資料を確認していたところ、本件道路と本件墓地の区域確認に関する資料を新たに見つけ、本件道路と本件墓地の道路区域が確定されていたこと、〇〇が本件墓地を管理していることを確認いたしました。

3 市の見解

(1) 本件擁壁に関するご要望について

本件擁壁は、本件墓地内に設置されているものであって、管理責任は本件墓地の所有者にあり、市には管理責任はございません。加えて、本件擁壁は本件道路から約〇メートル離れた場所にあること、本件擁壁が設置された目的は、本件墓地の敷地内にある法面が本件墓地内に崩れ落ちないように固めるためであって、本件道路を支えるものではないと考えられることから、市道の管理責任にも関係しないものと考えています。

したがって、本件擁壁の管理については専ら本件墓地の所有者にあり、市が本件擁壁の修繕や補強をする必要はないものと考えております。また、仮に本件擁壁が崩落した場合でも、上述した事実や本件道路の交通量が多くないことを考慮すれば、市が市道の管理者として損害賠償等の責任を負うことは難しいと考えております。

(2) 申立人への説明について

本件では、当初より本件擁壁が市道の管理責任とは関係ない旨を申立人にはお伝えしてきたところですが、「本件墓地と本件道路の区域確認は未了である。」旨の、事実とは異なる一部不正確な説明をしておりました。これは、区域確認終了後に区域確認に関する文書を保管しているところ、本件では通常とは異なる保管形態になっていたため、オンブズマンによる調査が実施されるまで見つけることができなかったことに原因があります。

担当課では、区域確認に関する文書が存在しないことを前提として申立人に説明をしたことから、市の責任の所在が曖昧になったり、申立人に本件墓地の管理者を案内できない等、結果として不明瞭な説明をしてしまったことが申立人にご納得していただけない一因になっていると考えております。

申立人への説明が不明瞭であったこと及び文書の管理につきましては反省しており、申立人にご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。

4 今後の方針

担当課では、今回新たに見つかった文書を申立人に提示し、本件擁壁の修繕についての市の見解をご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

また、平成 29 年 3 月時点では未定であった共同墓地復旧支援事業について、市では、同年 8 月から共同墓地等復旧補助金交付事業を開始いたしました。申請は墓地の管理者が行う必要がありますが、本件擁壁の修繕も対象となると考えられるため、申立人にはご案内していきたいと考えております。

【オンブズマンの判断】

1 本件の争点及び本件の経緯

申立人は、〇〇にある市道（以下「本件道路」という。）の法面下にある墓地（以下「本件墓地」という。）内にお墓を有しているところ、本件墓地にある擁壁（以下「本件擁壁」という。）の石垣の一部が飛び出して、本件擁壁が崩落する恐れがあると考え、市に防止策を求めてきたが、何の対応もしてくれないということで本件申立てをしたものです。本件では、市の申立人への対応の是非が問題となります。

「市からの回答」によれば、これまでの市の対応の要旨は

- ① 平成 26 年 5 月頃、職員が、申立人立会のもとで本件墓地の現地調査を実施し、本件擁壁の一部の石がはみ出ていることを確認したが、市道区域外にあることから、市が本件擁壁の補修をすることは難しい旨説明したうえ、危機管理防災総室に相談するように勧めたものの、同室でも対応できないと言われたことから、その旨を申立人に電話で伝えた。
- ② 平成 29 年 2 月〇日、職員が、再度、本件墓地の現地調査を実施し、一部の石のはみだしが以前より悪化していることを確認したが、修繕等は市ではなく申立人が行うべきものである旨説明し、擁壁を含む土地と市道の境界が確定していないので、境界立会いを申請するように勧めた。
- ③ 同年 3 月〇日、職員が申立人に電話し、共同墓地復旧支援事業を実施する動きはあるが、現段階では実施が可能であるかどうか分からないこと、本件墓地の所有者は「〇〇町共有」となっていることを伝えた。

ということです。

その後、オンブズマンの調査を受けて、同年 8 月初旬に、市において本件墓地に関する資料を再度確認したところ、道路区域確認を実施した資料を発見したとのことです。当該資料からは、平成 11 年に本件道路と本件墓地の道路区域が確定されたこと、本件墓地の所有者の登記名義人である「〇〇町共有」からも〇〇の事務局の者が立会い、署名押印していることが分かりました。

2 本件擁壁の所有者・管理者について

申立人への対応の是非を判断するには、本件擁壁の所有者又は管理者が誰であることを確定しなければなりません。本件道路は元の所有者から市が寄付を受けていますが、本件墓地の登記簿上の所有者は「〇〇町共有」となっています。問題は、本件道路と本件墓地の境がどこにあるかですが、市においては、上記①、②の現地調査の際には、境界確定の資

料が見つからず、市職員は境界確定が行われていないと考えて説明をしています。実際には、平成 11 年に道路区域確認は行われており、それに関する資料は保管されていたため、市の説明が十分であったとは言えませんが、その他の説明内容には概ね間違いはありません。道路区域確認の際には、本件道路と本件墓地との境にプラスチック杭が設置され、これを順次直線で結んだ線をもって境とすることが確認されています。その結果によると、本件擁壁部分は明らかに市道区域内ではありませんので、市に管理責任や修繕する責任を認めることは困難であると考えられるしかありません。

ところで、市においては、平成 29 年 8 月から、平成 28 年熊本地震により被災した共同墓地内の共有部分を元に戻すための復旧工事費に要する経費の一部を補助するという、共同墓地等復旧補助金交付事業を開始しています。本件擁壁の工事がこの事業の対象となるかどうかは申請してみなければ分かりませんが、申立人におかれましては検討の余地はあるように思います。

（８）共有物の固定資産税の共有者ごとの分割納付

【苦情申立ての趣旨】

私は〇〇区の〇〇に土地（以下「本件土地」という。）を所有している。以前はきょうだいと本件土地を共有していたが、平成 27 年頃にきょうだいが売却し、現在は第三者である A 社との共有となっている。私は、本件土地に〇〇を設置しているが、A 社は、〇〇にしており、〇〇を建てたり〇〇を置いたりもしている。

本件土地の固定資産税について、市が私を代表者と勝手に決めて私宛てに全額分の納付書を送ってくるため、私が A 社から持分相当額を集金した上で納付しなければならない。しかし、A 社と連絡をとるため、法務局で本件土地の登記簿記載の住所を閲覧して、私の子どもがその住所地へ確認に行ったが、平成 28 年熊本地震で建物は壊れて誰もいない状態だった。法人登記の本店所在地は、本件土地の住所に変更されていたが、こちらも〇〇が建っているだけで誰もおらず、A 社の移転先が不明で連絡がつかなかった。ただでさえ、私は、〇〇で倒れたことがあり、〇〇も患っているため、A 社へ集金に行くことが難しい状態なのに、困り果ててしまった。

以前、別の不動産を共有しており、共有者が県外に転居して住所が分からず、固定資産税の集金ができなかった際は、市役所本庁の納税課から当該共有者に対し、持分相当額の固定資産税の納付書を送付してもらったことがあった。

そこで、平成 28 年 5、6 月頃、納税課に電話して「共有者それぞれに納付書を送ってほしい。」と申し出たが、「〇〇区税務課へ言ってくれ。」としか言われなかった。〇〇区税務課に電話して申し出たところ、「共有不動産の固定資産税の納付書は、代表者にしか送らない。」の一点張りで、理由を聞いても「決まりだから。」と言うばかりで、以前は共有者に按分した納付書を送付してくれたことを伝えても「今はしていない。」としか言わなかった。それで、「共有者の移転先・連絡先が分からず、固定資産税が支払えない場合はどうなるの

か。」と聞いたら、「あなたに督促状を送ります。それでも支払われない場合は、差し押さえて競売という流れになるので、あなたの方で共有者を見つけて集金し、納付してください。」と言われてしまった。また、私は病気を患っているのに、「共有者が来るのを、現地で1日待っていたらどうですか。」とも言われた。仕方なく、本件土地の平成28年度分の固定資産税の約〇円は私が全部支払った。

平成29年4月〇日、今度は課税管理課へ電話して相談したが、翌〇日に担当者から電話があり、「こちらではどうしようもできない。司法書士を雇って共有者を探されたらどうですか。」と言われたので、支払えない場合は差押えになるのか聞いたら、「そこまでは分かりません。」とはっきりしないことを言っていた。

その後、課税管理課の担当者から連絡があり、「今年度だけは、A社の代表者に『共有者の方を代表者として、固定資産税の納税通知書・納付書を送付している』旨を知らせる通知を送ります。それ以上のことはできません。」と言われた。私宛に納税通知書等を送付したことを知らせるだけなら、A社が負担分を支払ってくれるか分からないので、解決にならないと思った。

私は、病気で働く事もできず国民年金暮らしをしており、本件土地全部の固定資産税を負担するのは難しく、途方に暮れている。本来、行政は究極のサービス業と言われているのに、市民にサービスを強要するようなシステムは本末転倒だと思う。分譲マンションの場合、建物部分は区分所有として土地部分は面積割りで固定資産税を納付できるのだから、土地の共有も同様に面積割りで納付できるようにすべきではないのか。共有者各自が固定資産税の負担分を納付できるように、按分した納付書を共有者それぞれに送付してほしい。

また、私の質問に対してきちんと説明してくれなかったことや私に対する発言など、市の他人事のような対応にも納得できない。

なお、本件に関する私の税務情報については、オンブズマンが調査することに同意する。

【市からの回答】

1 固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です（地方税法〔以下「法」という。〕第341条、第342条第1項、第359条）。

土地又は家屋についての固定資産税は、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。）として登記又は登録されている者に対して課するもので、賦課期日に登記又は登録されている所有者が納税義務者となります（法第343条第1項、第2項）。

固定資産税は普通徴収（市が賦課決定を行い、納税通知書を納税者に交付することによ

って徴収する方法)により(法第364条第1項)、4回の納期を定めて徴収します。納税通知書とは、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律、条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期の納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合の措置及び賦課に対して不服がある場合の救済の方法を記載した文書のこと(法第1条第1項第6号)です。固定資産税の場合は、例年5月1日頃に発送しておりますが、平成28年度は、熊本地震の影響により7月下旬に発送しました。

2 共有物の固定資産税における納税通知書及び納付書の取扱いについて

法では「共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う」(第10条の2第1項)、また、「地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第432条から…の規定を準用する。」(第10条)とされており、当該規定で準用される民法第432条では「数人が連帯債務を負担する時は、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。」と定められています。つまり共有者それぞれが、共有物の固定資産税全額について連帯して納付する義務を負うことになるため、債権者である市は、共有者の一人又は全ての者に対し全部又は一部の履行を請求できることとなっています。

また、共有者全員に全額の納税通知書を送達すると、重複して納付された場合の還付事務の増加や発送する郵便物の増大など課税・収納業務に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、市では、共有者の中から代表者を定め、その一人に対して納税通知書を送達することとしております。代表者については、まず①「該当土地又は家屋の持ち分が多い方」、次に②「持ち分が同じ場合は熊本市に居住している方」、そして③「①、②で定められない場合は登記順序が早い方」という順序で定めておりますが、新旧代表者の合意のもと「共有代表者変更届」のご提出により、代表者を変更することも可能です。

以上のとおり、共有物の固定資産税について、共有者の持分に応じた税額により分割(按分)して各共有者に納付書を発するという取扱いは原則行っておりません。

一方で、申立人が主張されるように、以前は、行政サービスの一環として、申請に基づき分割(按分)納付を認めている場合がありますが、分割(按分)納付を認める基準が曖昧でその件数が増加傾向にあったこと、それに伴い再計算や発送などの作業量が増加し税の収納管理に支障をきたすような実務上の問題が生じてきたことなどから、平成24年度以降は新たな分割(按分)納付は原則として認めない方針としたものです。ただし、共有者間によるトラブルなど特別の事情があり、分割(按分)納付を認めなければかえって円滑な納付が見込めないなどの場合に限り、申請に基づき認めている場合があります。

その際、分割(按分)納付の申請は、年度ごとに行っていただくこととしておりますが、これは、前年度の賦課期日から当該年度の賦課期日までの間に売買や贈与、相続などの物権変動が対象の固定資産に生じる可能性があり、翌当該年度の賦課期日の所有者(納税義

務者）が前年度と同一とは限らず、共有者間で分割（按分）納付についての了解が得られているかを確認する必要があるからです。

分割（按分）納付を認める場合の事務手続きの流れとしては、各区の税務課（中央区は納税課）それぞれにおいて、代表者又は共有者から「固定資産税納付分割依頼書」による依頼を受け付け、共有者間で責任を持って管理することを条件に認めています。また、毎年度の申請が必要なこと、各期の納税額に未納がある場合は代表者宛に督促状を発すること、完納とならない場合は翌年度の分割を受け付けないことなどを注意事項として書面で説明し、ご理解、ご納得いただいた上で実施しているところです。

なお、申立人ご指摘の分譲マンションの課税につきましては、法第 352 条及び第 352 条の 2 に、区分所有に係る土地・家屋に対して課する固定資産税として規定されています。区分所有とは、分譲マンションやオフィスビルなど、構造上複数の部分で構成されている 1 棟の建物を数個の部分に区分して所有することであり、「建物の区分所有等に関する法律」に規定があります。これは共有とは異なる所有形態であり、区分所有者は法令に基づいて按分された額の固定資産税額を納付する義務を負うこととなります（352 条第 1 項、352 条の 2 第 1 項）。

3 本件について

（1）本件の共有地の取扱いについて

申立人の主張される共有地（以下「本件土地」という。）については、もともと申立人のごきょうだい様の〇名による共有物件であり、当時から申立人が共有代表者となっておられました。その後、平成 27 年にごきょうだい様の持分全部が、売買により A 社に所有権移転され、申立人と A 社の共有物件となりましたが、その後も共有代表者の変更は行われておらず、申立人が共有代表者のままであるため、納税通知書及び納付書は申立人に送付しております。

なお、A 社からは、毎年「給与支払報告書」が提出されており、現在も業務が行われているものと思われます。

（2）申立人への対応・説明について

平成 28 年 8 月〇日、申立人から〇〇税務課に電話がありました。本件土地の固定資産税について、なぜ申立人が代表者になっているのかとのお問合せだったため、申立人のごきょうだい様〇名で共有されていた時から申立人が共有代表者となっていたこと、ごきょうだい様の持分が A 社に売却され、申立人と A 社の共有となった後も共有代表者の変更が行われていないことから、申立人が代表者のままであることを説明しました。申立人が、「きょうだいが持分を A 社に売却したため、共有者の税額の徴収が困難になった。共有代表者を変更してくれないか。」と言われたため、「共有代表者変更届」を提出していただければ、変更は可能である旨伝えました。すると、申立人が、「持分に応じた税額を按分した納付書を共有者それぞれに送ってもらいたい。」と言われたため、「共有の土地・家屋の固定資産税については、納税者が連帯して納税の義務を負うこととされており、持分に応じた税額

により分割して各共有者に納付書を発することはできません。」と説明したところ、申立人が「以前は共有者に按分した納付書を送ってもらっていた。」と言われたため、「特別なケースでは納付の利便性を図るため、以前は納税課が按分納付書を送付していたが、現在は行っておりません。」と伝えました。また、申立人が、「本件土地は、A社が〇〇として使っているだけで、私は何の利用もしていない。使い道もないのに自分だけが税金を払うのは納得できない。自分の持分の税額だけ払って、A社の持分の税金が滞納になったらどうするのか。」と言われたので、「滞納が発生した場合は、代表者に督促状を出します。その後、催告書が出ます。最終的には滞納処分になると思います。共有者同士で協議することはできませんか。」と伝えましたが、申立人が、「〇〇が悪い会社を探したり、現地に行ったりすることが困難だ。一日中現地で見張っておけというのか。死ねというのか。」と言われたため、「そんなことは言いませんが、電話とかで連絡は取れませんか。」と再度尋ねましたが、「1 期分は自分が払うが、何とかしてもらわないと困る。また、電話するかもしれない。」と言われて切電されました。

申立人ご自身は本件土地を利用していないとのことだったため、同月〇日、〇〇税務課が本件土地の状況を確認するため現地調査を行ったところ、〇〇の設備、〇〇や〇〇がありました。A社の〇〇と〇〇も確認しましたが、A社の方とは会えませんでした。また、翌 22 日、〇〇に記載されていたA社の電話番号に掛けましたが、つながりませんでした。

同月下旬、〇〇税務課において、本件土地の固定資産税の平成 28 年度の 4 期分全部が同月〇日付けで完納されていることを確認しました。

なお、納税課では、申立人からの電話の記録がなく詳細は分かりませんが、納税のご相談は各区の税務課でそれぞれ対応しているため、〇〇税務課を案内したものとと思われます。

平成 29 年 4 月〇日、申立人から課税管理課に電話がありました。申立人が、「共有者と連絡がとれないので、共有者それぞれに税額を按分した納付書を送ってほしい。」と言われたため、納税通知書の送達前のご相談ということで、課税管理課で対応することとしました。本件土地について確認したところ、共有者はあくまでA社であり、申立人がA社の代表者の住民票を請求することはできないと思われたため、折返し架電し、「按分納付書の新規受付は行っておりません。共有者は法人であり、代表者の方は住民票請求の対象とならないので、代表者を確認するために司法書士などにご相談されたらどうですか。」と伝えました。申立人が、「支払えない場合は、差押えになるのか。」と尋ねられたため、「滞納については担当課が異なるので、そこまでは分かりません。」と回答しました。

翌〇日、課税管理課から申立人に架電し、「今年度だけは、A社の代表者に『共有者の方を代表者として、固定資産税の納税通知書・納付書を送付している』旨を知らせる通知を送ります。ただし、これも精一杯の例外的な対応です。共有者のA社から連絡があれば、今後のことを協議いただけないでしょうか。」とお願いしました。

その後、同年 5 月〇日付けで、課税管理課が代表者である申立人に対し、本件土地の固定資産税の納税通知書及び納付書を送り、数日後、A社に対しても納税通知書（共有者用）

を送りました。

同月〇日、実態を把握するためA社の法人登記を確認したところ、申立人が過去に代表取締役を務められており、現在も取締役として登記されていることが分かりました。

翌〇日、A社から〇〇税務課へ電話があり、「納税の通知があったので持分に応じた納付書を送付してほしい。」旨のお申出があったため、「按分納付書は原則として取り扱わないので、まずは共有者の方と協議された上で、改めて相談してください。」とお伝えしました。

「地震後は連絡がとれない。」とのことでしたので、A社の法人登記の記載によれば、A社と申立人とは関係があるのではないかと尋ねたところ、「以前は一緒に会社をしていたが、現在は会社を引き継いでいる。」旨答えられました。

同月下旬、本件土地の固定資産税にかかる平成29年度の4期分全部が、同月〇日付で完納されていることを確認しました。

以上のとおり、申立人に対しましては、平成24年度以降は新規の分割（按分）納付の申請は原則として認めていないことを説明し、お断りしましたが、申立人のご相談があったことから、特別に、現地調査を行ったり、A社に納税通知書を送ったりしたものです。

4 今後の方針について

共有物の固定資産税について、市では、共有者ごとの分割（按分）納付の申請を原則として認めておらず、特に、申立人がA社の取締役として登記されているなどの事情があることから、まずは申立人において、共有者のA社と、今後の固定資産税の負担をどうするかなどの話合いの機会を持っていただきたいと思います。その上で、共有者間によるトラブルなど特別の事情がありましたら、改めて〇〇税務課へご相談いただくようお願いいたします。

また、申立人に対しましては、市における上記取扱いについて説明してまいりましたが、納得していただける説明に至らず、ご不快な思いをさせてしまったということですので、今後は、より丁寧な説明に努めてまいります。

【オンブズマンの判断】

1 本件の問題点

申立人は、「共有者各自が固定資産税の負担分を納付できるように、按分した納付書を共有者それぞれに送付してほしい。」「また、私の質問に対してきちんと説明してくれなかったことや私に対する発言など、市の他人事のような対応にも納得できない。」と主張されています。そこで、①市における共有物の固定資産税に関する分割（按分）納付の取扱い及び②申立人が相談された際の職員の対応や説明について問題がないか検討します。

2 固定資産税の分割（按分）納付の取扱いについて

申立人のご主張の一つは、A社と〇〇ずつ共有している〇筆の土地（以下「本件土地」という。）の固定資産税を納税するに当たり、共有者のA社と連絡を取ろうとしたが、地震後の移転先が不明で連絡がつかなかったため、市に対し、共有者それぞれに納付書を送っ

てほしいと頼んだが、断られたことが納得できない、というものです。そこで、市における共有物の固定資産税の分割（按分）納付の取扱いに問題がないかについて検討します。

共有物の固定資産税の取扱いについては「市からの回答」に詳しく記載されていますが、固定資産税は、地方税法（以下「法」という。）の規定により、賦課期日に登記簿等に所有者として登記又は登録されている者に対して課税されるものです（法第 343 条第 1 項、第 2 項）。そして、共有物に係る地方団体（道府県又は市町村）の徴収金は、共有者が連帯して納付する義務を負うと定められており（法第 10 条の 2 第 1 項）、また、地方団体の徴収金の連帯納付義務については、民法の連帯債務の規定を準用することとされています（法第 10 条）。このため、共有者は固定資産税を連帯して納税しなければならないということになります。

固定資産税の徴収は、普通徴収の方法によらなければならない（法第 364 条第 1 項）、普通徴収の場合、市町村は、法によって定められた事項を記載した納税通知書を当該納税者に交付しなければなりません（法第 1 条第 1 項第 7 号、第 6 号）。共有物の場合、準用される民法の規定により、債権者である市は、共有者の一人又は全員に対し、全部又は一部の履行を請求することができます（民法第 432 条）。このため、法律上、市は、共有者全員に対して全部の履行を請求する内容の納税通知書及び納付書を送ることもできます。

しかし、市では、①法の規定上、共有者の一人に納税通知書を送達することで足りること、②共有者全員に納税通知書を送達することは、課税・収納業務上不都合が生じるおそれがあること（共有者全員に全部の履行を請求する納税通知書及び納付書を送ると納付が重複して過大な徴収が生じるおそれがあること、共有者全員に一部の履行を請求する納税通知書及び納付書を送ると、共有者に納付書記載の金額を納付すれば足りるとの誤解を生じさせて、滞納が生じた場合の滞納額の徴収に困難が生じるおそれがあること）などから、共有者の中から代表者を定め、その一人に対して全部を請求する内容の納税通知書及び納付書を送っているということです。

課税される側の立場からすれば、そもそも共有者全員にそれぞれ全部の履行を請求できるという法の規定自体が一方的との疑問を持たれるのではないかと思います。しかし、市は、このような法令の定めに基づき、その法令の範囲内で、円滑かつ正確な課税・収納業務を行う義務を負っています。この点を考えると、上記のような理由により、共有者全員でなく代表者一人に納税通知書及び納付書を送るという市の取扱いは、それなりに合理性があり、不備があるとはいえません。

また、市においては、平成 23 年度までは共有物の固定資産税の分割（按分）納付を認めていたが、その基準が曖昧で件数が増加傾向にあったこと、それに伴い、再計算や発送などの作業量が増加し、税の収納管理に支障をきたすような実務上の問題が生じてきたことから、平成 24 年度以降は、原則として、共有物の固定資産税の分割（按分）納付自体を認めていないということです。

確かに、共有物の固定資産税の分割（按分）について再計算の作業などが増えることに

より、円滑・適正な課税・収納業務に影響を及ぼすような問題が生じることは十分考えられます。そうすると、原則として、共有物の固定資産税の分割（按分）納付自体を認めないことにした、という市の取扱いも、一応の理由があると考えます。

ただ、市においては、「相続人（共有者）同士によるトラブルなどの特別の事情があり、分割（按分）納付を認める方が円滑な納付が見込めるなどの場合」には、申請に基づき分割（按分）納付を認めている場合があるということです。確かに、そのような特別の事情がある場合にも、共有物の固定資産税の分割（按分）を一切認めないとすると、納税者側の事情に配慮がされておらず、理解を得ることが難しいと思われます。したがって、個別的事情によっては、例外的に申請に応じて分割（按分）納付を認めるというのは、適切な取扱いだと考えます。

なお、申立人は、「分譲マンションの場合、建物部分は区分所有として土地部分は面積割りで固定資産税を納付できるのだから、土地の共有も同様に面積割りで納付できるようにすべきではないのか。」と主張されています。しかし、「市からの回答」にあるように、分譲マンションは、建物の区分所有等に関する法律において、「一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居…としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。」

（同法律第 1 条）として認められているもので、敷地の所有権その他の利用権は、区分所有権の目的である建物と分離して処分できないとされるなど（同法律第 22 条第 1 項）、共有（民法第 249 条以下）とは異なる所有形態であり、法における固定資産税についての取扱いも別に定められています（法第 352 条の 2 など）。このため、土地の共有の場合の扱いが分譲マンションの扱いと異なったとしても、やむを得ないものと考えます。

3 申立人への対応及び説明について

（1）本件について

前提として、「苦情申立ての趣旨」及び「市からの回答」によると、①本件土地は、現在、申立人とA社が〇〇ずつ共有している、②本件土地に、申立人は〇〇を設置し、A社は〇〇として利用していたが、地震後はA社の本店所在地としても利用している、③申立人と申立人のごきょうだいの共有時から、申立人が代表者とされており、A社との共有になった後も代表者の変更届は出されておらず、申立人が代表者として取り扱われている、④申立人は、以前はA社の〇〇を務めており、現在も登記簿上は〇〇として登記されているなどの事情が確認できます。

（2）申立人からの分割（按分）納付の相談について

申立人は、「私の質問に対してきちんと説明してくれなかったことや私に対する発言など、市の他人事のような対応にも納得できない。」と主張されています。申立人が特に問題としている説明とは、平成 28 年に〇〇税務課に対し共有者それぞれに納付書を送るように頼んだが、「代表者にしか送らない。」の一点張りで、理由を聞いても「決まりだから。」と言うばかりで、以前は共有者に分割（按分）納付書を送付してくれたが「今はしていない。」と

しか言わなかったこと、平成 29 年に課税管理課に相談した際、「こちらではどうしようもできない。司法書士を雇って共有者を探されたらどうですか。」と言われたことなど、分割（按分）納付書は送付できないという取扱いについての説明のことと考えられます。また、申立人に対する発言とは、平成 28 年に〇〇税務課に相談した際、申立人が病気を患っているのに、「共有者が来るのを、現地で 1 日待っていたらどうですか。」と言われたことなどだと考えられます。

これに対し、「市からの回答」によると、平成 28 年の問合せの際、〇〇税務課では、申立人とごきょうだい〇名の共有時から申立人が共有代表者となっていたこと、申立人と A 社の共有となった後も共有代表者の変更が行われておらず、申立人が代表者のままであること、「共有代表者変更届」を提出すれば、変更は可能であることを説明したところ、申立人が分割（按分）納付書の送付を希望されたため、「共有の土地・家屋の固定資産税については、納税者が連帯して納税の義務を負うこととされており、持分に応じた税額により分割して各共有者に納付書を発することはできません。」「特別なケースでは納付の利便性を図るため、以前は納税課が按分納付書を送付していたが、現在は行っておりません。」と説明したということです。また、平成 29 年の問合せの際、課税管理課では、申立人が、「共有者と連絡がとれないので、共有者それぞれに税額を按分した納付書を送ってほしい。」と言われたため、「按分納付書の新規受付は行っておりません。共有者は法人であり、代表者の方は住民票請求の対象とならないので、代表者を確認するために司法書士などにご相談されたらどうですか。」と伝えたということです。

また、発言については、〇〇税務課での電話の際、担当者が共有者同士で協議することはできないか尋ねたところ、申立人が、「〇〇が悪い会社を探したり、現地に行ったりすることが困難だ。一日中現地で見張っておけというのか。死ねというのか。」と言われたため、「そんなことは言いませんが、電話とかで連絡は取れませんか。」と再度尋ねたということです。

申立人と市とのやり取りについては、発言やその流れなどの主張に異なる部分があり、客観的な記録等もないため、その詳細を特定することはできません。しかし、平成 28 年及び平成 29 年に、申立人が分割（按分）納付書を申立人と A 社それぞれに送ってほしいと頼んだが、「各共有者に按分した納付書を発することはできない。」「現在はそのような取扱いには行っていない。」旨の回答だったことについては、両者の認識は概ね一致しています。

申立人が主張されるように、以前とは分割（按分）納付の取扱いが異なっていますので、以前はしてもらえたのになぜできないのかと思われるのは自然なことです。しかし、前述のとおり、平成 24 年度以降は、原則として共有物の固定資産税の分割（按分）納付自体を認めていないということです。申立人の問合せに対し、その原則的な取扱いについて説明したことは当然のことであり、不備はなかったといえます。申立人からは、共有者間のトラブルなど特別の事情に当たるような申し出もなかったため、例外的な取扱いについては説明せず、原則的な取扱いのみを説明したこともやむを得ないものだったと考えます。

一方で、平成 28 年の問合せの際、〇〇税務課は、申立人から、本件土地はA社が使っているだけで申立人は何の利用もしていないと言われたため、本件土地の現地調査へ行き、A社と連絡を取ろうとしたということです。また、平成 29 年の問合せの際も、課税管理課からA社に対しても納税通知書（共有者用）を送ることとし、申立人には共有者のA社から連絡があれば、今後のことを協議していただくようお願いしたということです。

市としては、申立人とのやり取りの中で、申立人が本件土地を利用していない、共有者と連絡がとれないなどの事情があると思ったことから、特別にこのような対応を行ったということです。この点では、申立人の事情に配慮した対応がされていたものと考えます。

4 今後について

市としては、本件の事情、特に、申立人が、以前はA社の〇〇を務めており、現在も登記簿上は〇〇として登記されていることからすれば、申立人とA社（現代表者）とで連絡を取ることが可能ではないのかと考え、「まずは申立人において、共有者のA社と、今後の固定資産税の負担をどうするかなどの話合いの機会を持っていただきたい」ということです。その上で、共有者間によるトラブルなど特別の事情がある場合には、改めて相談をお願いするということです。

オンブズマンも本件土地の登記簿によって、A社が持分〇〇の共有者であることを確認し、A社の法人登記簿によって、申立人が平成 27 年 1 月〇日付けでA社の〇〇を辞任されていること、平成 29 年 6 月時点においても、申立人がA社の〇〇として登記されていること、〇〇の申立人の住所として、申立人の現住所が平成 28 年 6 月〇日に登記されていること、同じく平成 28 年 6 月〇日に〇〇及びほかの〇〇の住所移転の登記もなされていることを確認しました。このような本件の事情からすれば、ほかに特別の事情が認められるような場合には、例外的に分割（按分）納付を認めるという取扱いも検討の余地があると考えますが、まずは、申立人自身がA社と話合いの場を設けてほしいとする市の考えは、やむを得ないものだと考えます。申立人が、本件土地の平成 28 年度及び平成 29 年度の固定資産税の全部を納税されているという事情からすれば、共有者それぞれに分割（按分）納付書を送ってほしいというお気持ちは理解できますが、租税の課税・収納という特殊な分野における納付の取扱いについてはご理解をいただきたいと考えます。

なお、法人登記は誰でも閲覧することが可能ですので、申立人もA社の法人登記を確認し、A社の本店所在地及び現代表者の住所等を確認されることは可能です。また、代表者の定め方については「市からの回答」にあるとおりですが、「新旧代表者の合意のもと、『共有代表者変更届』のご提出により、代表者を変更することは可能」ということですので、A社と話し合われる際に代表者の変更について検討していただくこともできます。

申立人に対して、市は、「納得していただける説明に至らず、ご不快な思いをさせてしまったということです。今後は、より丁寧な説明に努めてまいります。」ということなので、申立人からお問合せがあった場合には、ご理解を得られるようにより丁寧な説明を心

がけてもらいたいと考えます。

（９）市長への手紙の情報開示請求

【苦情申立ての趣旨】

平成 27 年 7 月〇日、広聴課に対して「市長への手紙」（以下「本件手紙」という。）を提出したところ、同年 8 月〇日、広聴課長から、「関係担当課に確認したところ、『〇〇バス停・旧〇〇バス停の復旧』に関するご意見につきましては、昨年及び一昨年いただきましたお手紙と同様の内容であり、すでにお手紙で回答しておりますことから、市長からの回答は控えさせていただきます。」との文書での回答（以下「本件回答」という。）があった。

そこで、平成 28 年 12 月〇日、本件手紙と同内容の手紙に対して市が過去に回答したという文書を開示して欲しいと文書開示請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、平成 29 年 1 月〇日に熊本駅周辺整備事務所から、同月〇日に広聴課から、複数の文書が開示交付されたが、それらの中には、「本件手紙」ないし本件手紙と同内容の手紙に対する回答は何処にも無かった。

そもそも、本件手紙の内容は、本件手紙以前に提出した「市長への手紙」とは異なる内容であるから、「本件手紙」以前に本件手紙と同内容の手紙を提出したことは無いし、ましてや、本件手紙の内容に対応した回答を市長から受け取ったことは無い。したがって、本件手紙と同内容の手紙に対して既に回答済みである旨の本件回答自体が大きな間違いであり、明らかに、怠慢、不作為、確認の欠落？隠蔽工作の共謀執行の市政理念である。

当然、本件開示請求に対して、市は、文書の「不存在」を理由として、開示拒否決定をすべきであったにもかかわらず、本件回答の誤りを認めたくないがために、本件請求と何ら関係の無い文書を開示交付したのであって、明らかに、熊本市の隠蔽体質を示すものであり、熊本市憲法・熊本市自治基本条例第 3 条、第 4 条、第 10 条、第 21 条、第 41 条等への違反、不遵守、怠慢、独断と偏見に基く職権濫用であって、処罰の対象になり得る業務執行不作為行為である。

明確に、二重の偽装行為を堂々と執行し、住民市民を騙す業務執行行為は、厳重な処罰の対象となり得ると確信する。オンブズマン様には、公平公正な崇高な理念を発揮していただきたい。

【市からの回答】

申立人は、「本件手紙の内容は、本件手紙以前に提出した『市長への手紙』とは異なる内容であるから、『本件手紙』以前に本件手紙と同内容の手紙を提出したことは無い」と主張されていますが、市においては、平成 27 年 7 月〇日に提出された市長への手紙と、平成 25 年 6 月〇日、同年 8 月〇日、同年 11 月〇日及び平成 26 年 10 月〇日に提出された市長への手紙は、同趣旨であると認識しております。その理由は以下のとおりです。

まず、本件手紙は、「旧〇〇・〇〇…両バス停が剥奪された」「早急に…両バス停の復活

を実現していただきたい。」との記載から、バスルートの変更に伴うバス停の剥奪に不満を訴え、旧バスルート及び旧バス停の復元を求める趣旨であると認識しております。

そして、平成 25 年 6 月〇日及び同年 8 月〇日に提出された市長への手紙には、「公共事業・熊本市事業主・に際し、『〇〇バス停・〇〇バス停』を剥奪した為、高齢者・交通弱者・等への公共交通利用権移動権の剥奪状態を一日も早く復元させて、福祉の向上ならぬ・せめて福祉の維持に取り組んで頂きたい。」「B 地点での拡幅と〇〇踏切前後の信号機設置・誘導白線等指示ペイント・等によって、迂回付替え道路への右折が可能となり、『〇〇バス停・〇〇バス停』の復元が可能になる。いたずらに、ただ『できない理由を並べ立てる』のではなく、『どうすれば復元出来るか』を設計施行実行して頂きたい。」との記載があります。市としては、上記記載部分は、バスルートの変更に伴うバス停の剥奪に不満がある旨を訴え、旧バスルート及び旧バス停の復元を求める趣旨であり、本件手紙と同趣旨であると認識しました。

また、同年 11 月〇日に提出された市長への手紙には、「右折地点と新設〇〇線との交差点（B 地点）での安全性の確保を、熊本市事業主が怠慢・不作為・技術能力欠如の集団職員の為、右折させられず、ただ出来ない理由を並べ立て、どうすれば右折が可能か等への思考能力欠如の為、両バス停剥奪となっているだけである。」との記載があります。市としては、上記記載部分は、バスルートの変更に伴うバス停の剥奪に不満がある旨を訴え、旧バスルート及び旧バス停の復元を求める趣旨であり、本件手紙と同趣旨であると認識しました。

さらに、平成 26 年 10 月〇日に提出された市長への手紙には、「九州新幹線の全線開業の一週間前に、〇〇線幅員〇メートル〇車線一日交通量〇台通過の新設道路を走行させ、両バス停を剥奪した。」「両バス停の復活には、〇〇踏切を渡って、信号機の指示に従い、交差点の整備済みを安全に右折すれば、両バス停の復活は可能である」旨の記載があります。市としては、上記記載部分は、バスルートの変更に伴うバス停の剥奪に不満がある旨を訴え、旧バスルート及び旧バス停の復元を求める趣旨であり、本件手紙と同趣旨であると認識しました。

市においては、熊本市市民の声取扱要綱（以下「要綱」という。）を定め、第 6 条において、市長への手紙をはじめとする市民の声に対しては原則として回答することとする一方、「同一申出人から同趣旨の市民の声が数回に渡り寄せられ、これに対し、すでに回答を行っている」場合には、回答をしないことができるものとしているところ、申立人は、平成 25 年 6 月〇日、同年 8 月〇日、同年 11 月〇日及び平成 26 年 10 月〇日の合計 4 回にわたり、バスルートの変更に伴うバス停の剥奪に不満を訴え、旧バスルート及び旧バス停の復元を求める趣旨の市長への手紙を提出されており、市はこれらに対して市長名の文書で回答しておりました。

そこで、市は、上記各市長への手紙と本件手紙は同趣旨であり、要綱第 6 条が定める「同一申出人から同趣旨の市民の声が数回にわたり寄せられ、これに対し、すでに回答を行っ

ている」場合に該当するものと判断し、本件手紙に対して市長名の文書での回答はしないこととして、申立人に対し、「昨年及び一昨年いただきましたお手紙と同様の内容であり、すでにお手紙で回答しておりますことから、市長からの回答は控えさせていただきます。」旨回答しました（以下「本件回答」という。）。

以上のような経緯のもと、申立人は、平成 28 年 12 月〇日の情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）において、『昨年及び一昨年に回答した』とする回答書の開示を請求されました。

本件開示請求を受けて検討した結果、市は、申立人が提出された平成 25 年 6 月〇日、同年 8 月〇日、同年 11 月〇日、平成 26 年 10 月〇日の市長への手紙に対する回答文書がこれに該当するものと判断し、同文書については、その一部に、熊本市情報公開条例第 7 条第 2 号に定められた非開示事由である「個人氏名」が記載されておりましたので、当該部分は不開示とした上で、上記文書を開示しました。

市としては、本件開示請求に対して、上記各市長への手紙は本件手紙と同趣旨であると判断し回答文書を開示したことは、市の業務として適切であったと考えておりますので、申立人にはご理解いただきたいと存じます。

【オンブズマンの判断】

申立人は、平成 27 年 7 月〇日、「市長への手紙」（以下「本件手紙」という。）を提出したところ、同年 8 月〇日、広聴課から「関係担当課に確認したところ、『〇〇バス停・旧〇〇バス停の復旧』に関するご意見につきましては、昨年及び一昨年いただきましたお手紙と同様の内容であり、すでにお手紙で回答しておりますことから、市長からの回答は控えさせていただきます。」という文書回答（以下「本件回答」という）を受け取りました。市がこのような回答をしたのは、「熊本市市民の声取扱要綱」第 6 条第 1 項第 4 号に、「市民の声」に回答をしない場合として「同一申出人から、同趣旨の市民の声が数回に渡り寄せられ、これに対し、すでに回答を行っているもの」という規定があるからです。

申立人は、「本件手紙の内容は、それ以前に提出した『市長への手紙』とは異なる内容であるから、以前に本件手紙と同内容の手紙を提出したことはなく、本件手紙の内容に対応した回答を市長から受け取ったことはない。」「本件開示請求に対して、市は、文書の『不存在』を理由として開示拒否決定をすべきであったのに、関係のない文書を開示したものである。」旨主張します。これに対して、市は、本件手紙と申立人が過去に提出した 4 通の「市長への手紙」は同趣旨であると考えており、これらに対する回答文書が開示請求に係る文書であると判断して開示したもので、その判断は適切であった旨主張します。

本件の争点は、市が開示した文書が、申立人が請求した『昨年及び一昨年に回答した』とする回答書に該当するかどうかであります。その前提として、本件手紙は、過去に申立人が提出した 4 通の手紙と「同趣旨」であるかどうか問題になります。

「趣旨」とは、国語辞典では「ことを行うに当たっての、もとにある考え方や主なねら

い。趣意。」「話や文章の言おうとする肝心なこと。要旨。」「物事を行うときの主目的・理由。」などと解説されていますので、「同趣旨」とは、「主なねらい」「趣意」「肝心なこと」「要旨」「主目的・理由」などが同じであることになります。本件回答にある「同様の内容」は「同趣旨」を言い換えたものと推認しますが、正確には取扱要綱にある「同趣旨」を使用するのが相当であると考えます。「同趣旨」とは「趣旨が同じ」という意味でありますから、全く同じ内容、同じ文章である必要はありません。

「市からの回答」にあるとおり、本件手紙の趣旨は、バスルートの変更に伴うバス停の廃止に対する不満を訴え、旧バスルート及び旧バス停の復元を求めるものであると理解できます。そして、開示された 4 通の手紙の趣旨は、いずれも、バスルートの変更に伴うバス停の廃止に対する不満を訴え、旧バスルート及び旧バス停の復元を求めるものであると理解できますので、本件手紙と同趣旨であると判断します。

申立人は、「以前に本件手紙と同内容の手紙を出したことはない」と主張されます。「同内容」と「同趣旨」とは若干の違いがあるように思いますが、第三者が客観的に読めば、ほとんどの者が「同趣旨」であると判断するものと考えます。市の担当者が同趣旨と理解したことは無理ないところであります。

そうすると、市が、申立人の請求した『『昨年及び一昨年に回答した』』とする回答書に該当するとして 4 通の手紙を開示したことに不備はありません。仮に、請求された文書が「不存在」であるとして開示請求を拒否すれば、その決定に不備があると判断される可能性が大きいと考えます。

（１０）福祉事業者への指導

【苦情申立ての趣旨】

私は、福祉用具の販売、レンタルをしている小さな会社の営業を担当している。数か所のささえりあへ、何度も営業に行っているが、注文が入ってこない。ささえりあにおける福祉用具の紹介は、ケアマネージャーがささえりあの利用者と直接やり取りをするため、実際にどのように紹介がなされているか不透明で、自分たち業者には分からない。福祉用具に関する会社はほかにもあり競争相手が多いのも事実だが、あまりに注文が来ないので、ささえりあのケアマネージャーが福祉用具の紹介を公平公正に行っていないのではないかと疑問に思った。

平成 29 年 2 月頃、地域包括ケア推進室（以下「担当室」という。）に行き、福祉用具の紹介が公平公正に行われているかを質問した。担当室では、「デイサービスなどの事業の公平性、公正性については調べているが、福祉用具の紹介の公平性、公正性については時間も手間も膨大になるので、とてもできない。ケアマネージャーが故意に不正をしているところを目撃したら指導できるが、ケアマネージャーの業務は目に見えないので指導できない。」と言われた。

同年 6 月〇日、担当室に行き、「毎月の販売データがあるので、数値を出してケアマネー

ジャーによる福祉用具の紹介が公平公正に行われているか審査してください。」と頼んだところ、「市では、ささえりあを運営している法人が関係事業所を優遇していないかを審査しており、その点で公平性、公正性を審査している。販売データに関しては、仕事量が増えるし、膨大な数になるのでできない。」と言われた。

自社のような零細な会社にとっては、ささえりあの利用者からの受注の有無も死活問題であるが、担当室やささえりあのケアマネージャーは公平公正という言葉を安易に用いている。ささえりあのケアマネージャーは、福祉用具の紹介をするに際して、販売、レンタル業者を公平公正に選定する必要がある、市はささえりあを統括しているのだから、ささえりあのケアマネージャーが福祉用具の紹介を公平公正に行っているかということまで監督すべきである。それにもかかわらず、現在、何も監督していない市に納得がいかないし、市には少しでも良いから改善案を示してほしいので、苦情を申し立てる。

【市からの回答】

1 ささえりあに関して

(1) ささえりあの業務について

ささえりあは、介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 46 第 2 項に基づき、市が設置している地域包括支援センターです。地域の高齢者の権利擁護、総合相談、高齢者への支援体制の構築、介護予防などの必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地位包括ケア実現の中核的な機関と位置づけられています。

ささえりあは、市から業務委託を受けて介護予防マネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務等の包括的支援事業（法第 115 条の 46 第 1 項）を実施するとともに、指定介護予防支援事業者として、要支援者を対象とした介護予防サービス計画（ケアプラン）作成等の指定介護予防支援事業（法第 115 条の 22 第 1 項、第 58 条第 1 項）も実施しています。ささえりあの利用者への福祉用具の貸与・販売事業所の紹介は、要支援者へのサービス事業所の紹介ということになるので、ケアプラン作成の一環ということで指定介護予防支援事業に関するものとなります。

利用者より福祉サービス利用の要望があった場合、基本的には、利用者本人の意思により事業所を選択していただいております。利用者が事業所の選択について希望がない場合又は諸般の状況から事業所が限定されるなどの場合には、ささえりあの介護支援専門員（ケアマネージャー）が特定の事業所を紹介することもあります。

(2) ささえりあの事業運営の監督について

ささえりあは、介護保険制度をはじめとする市の介護・福祉行政の重要な役割を担っているため、公益的な機関として、特定の事業者等に不当に偏った事業運営をしてはならず、公正かつ中立性の高い事業運営を行う必要があります。指定介護予防支援事業に関しては、国が「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(以下「基準」という。)を定め、その中で基本方針が示されています。すなわち、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないことが明記されています(基準第1条の2第3項)。市では、ささえりあの運営が公正中立に行われているかを指導、監督しており、指定介護予防支援事業に関しては以下のような取組みを行っています。

まず、ささえりあに対して、福祉用具の貸与やデイサービス等のサービス種別ごとに毎月のサービス事業所の利用者数を四半期に一度報告させています。

次に、ささえりあの運営状況については、毎年度終了後にささえりあの自己評価及び各区及び地域包括ケア推進室(以下「担当室」という。)で行政評価を実施しています。評価項目には「1 運営事務関係 ② 中立・公正の確保」があり、事業運営が公正中立に行われているかを評価しています。

また、行政評価が終わると、第三者機関である熊本市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)にささえりあの運営状況を報告します。運営協議会では、ささえりあの業務が公正中立に実施されているかを評価します。具体的には、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護については、各ささえりあが紹介した事業所の統計をとり、ささえりあの運営母体と同一の法人(以下「同一法人」という。)を紹介していないかをチェックしています。同一法人への紹介が正当な理由なく全体の70%を超えた場合には、指導等を実施することになります。居宅介護支援では、国が特定事業所集中減算(正当な理由なく特定の事業所によるサービス提供に偏っている場合に、居宅介護支援費が減算される制度)を実施しているところ、指定介護予防支援事業では同種の制度が実施されていないため、運営協議会で独自に行っているものです。

なお、福祉用具の貸与・販売事業所については、ささえりあ全体における毎月の利用者数の統計をとっていますが、運営協議会では特にチェックをしていません。上述した介護予防通所介護等は年間の利用者数が一つのささえりあで数百件から1千件を超えるのに対し、福祉用具の利用者は、福祉用具の貸与を受けて長期の継続的利用をしている場合がほとんどで各月における増減は僅かであり、ささえりあ全体で数十件程度にとどまっています。そのため、サービスの規模・件数を踏まえれば、あえて統計を出してまで運営協議会でチェックする優先度・有効性は低いことを理由としています。

2 本件経緯

平成29年2月〇日、申立人から担当室に電話がありました。内容は、「今年の1月からささえりあに営業をしている福祉用具業者だが、利用者の紹介がない。ささえりあが不適切な紹介方法をしているのではないかと。選ばれない理由を説明してほしいが、なかなか説明を受けられない。『新規利用者がいないので。』と適当な説明を受けたこともある。選ばれない理由が明らかになるようにささえりあを指導してもらえないか。」というものでした。

担当室では、「要支援者の利用はヘルパーとデイサービスがメインで、福祉用具の新規利用者の状況はささえりあによって異なります。不適切な紹介方法があれば、当室から公正中立の立場からサービス事業者を提案するよう指導します。また、ささえりあが利用者への提案方法や選択されなかった理由などについて問合せを受けた際は、適切に対応するようささえりあに連絡することは検討できます。」と説明しました。

同月〇日、担当室より申立人に、「本日、全てのささえりあに対して、『公正中立の立場からサービス事業者を提案するよう努め、利用者への提案方法、選択されなかった理由などについて問合せを受けた際は、適切に対応するようお願いします。』という連絡をします。」と電話で伝えました。申立人からは、「次回から、対応の悪い職員がいたら職員名を伝えるので、注意してもらいたい。」という要望がありましたので、「事実確認をして、不適切な対応があれば注意します。」と答えました。その後、全てのささえりあに対して、上記の内容をメールで連絡しました。

同月〇日、申立人から「〇件とれたが、相変わらず『新規がない。』と嘘をつかれる。そのはずはないと思うので、ささえりあに問い詰めてもよいか。」とお問い合わせがありました。これに対して、「こちらは経営相談機関ではないので、営業方法はご自身で考えてください。ささえりあには、お問い合わせに対して誠実な対応をするように伝えました。」と答えました。

同月〇日、申立人から「民生委員に営業に行こうと考えているが、大丈夫か。」という問い合わせがありました。これに対して、「営業方法はご自身で考えていただくしかありませんが、民生委員も公的立場にあるので、ささえりあにつなぐ前に、特定の福祉用具事業者の紹介をすることは難しいと思われます。」と答えました。

同年 3 月〇日、申立人から「ささえりあに行った際、福祉用具関係のチラシが置いてあった。ささえりあが不当に斡旋しているのではないか。」という問い合わせがありました。担当室がささえりあに確認したところ、ほかの多種多様なチラシの中の一つとして置いてあったということでした。この旨を申立人にお伝えするとともに、「ささえりあに依頼すれば置いてもらえるのではないのでしょうか。万が一、そこで不当な扱いがあれば問題になると思います。」と伝えました。

同月〇日、申立人から「ささえりあに営業に行っても契約につながらないので、サロンに行って、自治会長や民生委員に直接営業をかけてもよいか。」という問い合わせがありました。これに対して、「サロンへの営業は禁止されていませんが、事業者の参加を嫌うサロンもあるかもしれません。営業は自己判断で行ってください。」と答えました。

同月〇日、申立人から、特定のささえりあの運営法人についてのお問い合わせがあったので、運営法人について説明をしました。加えて、申立人は「運営法人の内部で人事異動があると、ささえりあの運営は公正中立にできないのではないか。」と述べられました。これに対して、「ささえりあからは、毎月の運営状況報告を提出してもらって担当室で確認するとともに、ささえりあに関する苦情等があった際には、適宜、指導を行っています。」と

説明しました。

同月〇日、申立人から「福祉用具の新規利用者数はどのくらいで、どこの業者が紹介を受けていて、なぜ選ばれているのかを調査してほしいが、現状で市は把握しているのか。」というお問い合わせがありましたので、「市では把握していません。」と答えました。

同月〇日、申立人から「運営協議会で、福祉用具も対象として監督できないのか。自分の話を聞くだけで調査はしないのか。」とお問い合わせがありました。これに対して、「全サービスをチェックすることは、労力がかかることなので、運営協議会では実施していません。不適切な対応が疑われる場合には個別に対応しています。申立人の主張の中には具体的な事実がないため、不適切な対応があると疑われるとは考えていません。」とお答えしました。

また、「福祉用具の新規利用者数を教えてほしい。」とご要望がありましたので、「新規利用者が何件かという統計について、まとめたものを持ち合わせていないので、提供することはできません。」と説明しました。

同年 5 月頃、申立人からささえりあへの営業に関するご相談があったので、ささえりあとの関係性等にご留意されるよう伝えました。

同年 6 月〇日、申立人が担当室を訪れ、「福祉用具についても、デイサービスなどと同じ様に運営評議会で審議してほしい。状況確認のため、また自分から電話をします。」と述べられて、ご退出されました。

同月〇日、申立人から、「先日話をした審議の件についてどうなったかを知りたい。すべての事業所における利用者割合を出してほしい。それができなければ、ささえりあが公正公平とはいえない。検討してほしい。」というご要望がありました。これに対して、「運営協議会では、通所介護や訪問介護等の事業所の利用者数について審議しており、ささえりあと経営母体が同じ法人の事業所を利用している割合を算出することにより、公正公平かを審議しています。」と説明しました。

3 申立人の主張への見解

申立人は、運営協議会において福祉用具の貸与・販売事業所をチェックすることや、福祉用具の新規の利用者数を算出するようご要望されています。しかし、上述したとおり、福祉用具の利用者は、福祉用具の貸与を受けて長期の継続的利用をしている場合がほとんどで各月における増減は僅かで、ささえりあ全体で数十件程度にとどまっており、サービスの規模・件数を踏まえれば、労力をかけて統計を出してまで運営協議会でチェックすることについて優先度・有効性は低いものと考えております。

市では、申立人からご相談を受けて、平成 29 年 2 月 17 日に各ささえりあに注意喚起のメールを送っているなど、指導に努めているところです。

4 今後の方針

市では、ささえりあの事業運営が公正中立に行われているかについて、十分な指導、監督に努めているところです。福祉用具事業所への紹介に関して、各ささえりあにおいて特

に問題があるとは認識しておりませんが、今後、公正中立な事業運営が疑われるような事案が発生すれば、個別に対応していく方針です。

申立人おかれましては、何卒ご理解いただきたいと思います。

【オンブズマンの判断】

1 はじめに

申立人の主張の要旨は、ささえりあのケアマネージャーが、ささえりあの利用者へ福祉用具事業所の紹介を公平公正に行っているかにつき、市は何も監督をしていないのではないか、というものです。

ささえりあは、市が介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 46 第 2 項に基づき設置した地域包括支援センターであり、運営母体が民間の法人であるとしても、本来は行政が担うべき業務を行っていることから、公的な機関であるといえます。

申立人が問題にしているささえりあの利用者への福祉用具事業所の紹介というのも、ささえりあが実施する指定介護予防支援事業（法第 115 条の 22 第 1 項、第 58 条第 1 項）に関連するものです。実際には、ケアマネージャーがこの業務を担当しているとしても、市はケアマネージャーの所属するささえりあに対して指導、監督を行うことになります。

そこで、本件では、ささえりあの利用者への福祉用具事業所の紹介について、現在市が行っている監督のあり方が適切であるかどうか、という点が問題になります。

2 ささえりあへの監督

（1） 公正中立について

「市からの回答」にも説明がありますが、ささえりあは、市が実施すべき介護・福祉行政を行っているため、ささえりあの運営母体の営利性を追求するのではなく、市民が介護・福祉行政により利益を享受するといった公益を追求しなければなりません。その意味で、ささえりあは公的機関であるといえます。公的機関である以上は、特定の事業所、特に、ささえりあの運営母体と同一の法人が運営する事業所に不当に偏らないような、公正かつ中立性の高い事業運営が求められます。

国によって定められた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（以下「基準」という。）にも、指定介護予防支援事業における基本方針として、「指定介護予防支援事業者…は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等…が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者…に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。」（基準第 1 条の 2 第 3 項）と規定されています。

申立人は、ささえりあにおける福祉用品の紹介が「公平公正」に行われるべきであると主張されていますが、介護予防支援事業の運営主体であるささえりあに求められる「公平

公正」も、監督者である市に求められる「公平公正」も、上記基本方針にいう「公正中立」と同趣旨であり、「利用者に提供されるサービス等が特定の事業者に不当に偏ることがない」ということを主な内容にしているものと解されます。

(2) ささえりあへの監督の可否

「市からの回答」によれば、市ではささえりあの業務運営が公正中立に実施されているかを監督するために、①毎年度終了後にささえりあの自己評価及び各区並びに地域包括ケア推進室による行政評価、②第三者機関である熊本市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の評価、が実施されているということです。②では、通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護については、特定事業集中減算に準じて、ささえりあの運営母体と同一の法人への紹介を正当な理由なく行っていないかをチェックしています。

申立人は、福祉用具の貸与・販売事業についても同じようなチェックを行うべきとお考えのようですが、「市からの回答」によれば、「福祉用具の利用者は、福祉用具の貸与を受けて長期の継続的利用をしている場合がほとんどで各月における増減は僅かで、利用数はささえりあ全体で継続分を含めて数十件程度にとどまっており、サービスの規模・件数を踏まえれば、労力をかけて統計を出してまで運営協議会でチェックすることについて優先度・有効性は低いものと考えております。」ということです。

オンブズマンは、調査の過程において、福祉用具の貸与・販売事業所についてのささえりあ全体における毎月の利用者数の統計を確認しましたが、市が説明するとおり「継続的利用をしている人を含めてささえりあ全体で数十件程度にとどまっている。」との状況であり、「利用されている事業所が特定のものに偏っている。」との事実をうかがわせるような状況は見受けられませんでした。

当然のことながら、特定のささえりあが特定の事業所を不当に偏って利用しているなど、ささえりあの公正中立な事業運営を疑わせるような具体的な事実があれば、市は現状より強い指導・監督を行う必要があります。しかし、現在の状況は、前記のとおりであり、ささえりあの公正中立な事業運営を疑わせるような具体的事実認められないため、より詳細な統計を出してチェックをする優先性・有効性は低いとする市の監督のあり方に特に問題はないものと考えます。

したがって、本件における市の行為に不備はないものと判断します。

(11) バス運行ルートの変更

【苦情申立ての趣旨】

平成23年2月上旬、〇〇線第〇工区に接続する〇〇撤去に伴う迂回付替え道路に沿って運行していた定期路線バスの走行ルートが変更になり、新設〇〇線仮線を走行するようになった。そのため、〇〇バス停・〇〇バス停が廃止され、自宅も含めて、〇〇から〇〇にかけて〇〇余名の住民が居住する一帯が、公共交通利用権移動権を剥奪されて、不便地域

にさせられた。この両バス停の剥奪は、「交通管理者が、右折すると危険」と言われたとして、〇〇撤去に伴う迂回付替え道路に右折せず、直進して、一年で消滅した〇〇乗降口〇〇の乗降客のために、スピードアップを図るため直進させた熊本市公共交通政策のためである。

新幹線乗降客は、住宅街の中の路線バスには見向きもせず、〇〇は一年で廃止された。しかし、再度朝夕のラッシュ時の乗降客を乗せて、バス事業者が増収努力もせず、熊本市公共交通政策課は、赤字路線の改善で、血税補助金支給を削減する努力もせず、両担当とも、親方日の丸経営を続けている。血税投資の「投資対効果」の意識は、熊本市公共交通事業政策理念が喪失した市政理念である。

公共交通事業者と熊本市交通政策総室は、ただ補助金支給で公共交通運行を図る前に、どうすれば公共交通の増収が図れるか、血税補助金支給が軽減できるか、真剣に考慮すべきである。「信号機設置」によって増収が図れるならば、積極的に投資すべきである。これぞ「投資対効果」である。いつまで、親方日の丸を続ける市政理念なのか？

九州新幹線全線開業前に、突然、定期路線バスが直進し、両バス停が剥奪された。両バス停の喪失によって、この定期路線バスの乗降客等は激減し、赤字の拡大に繋がっているはずである。しかし、熊本市もバス事業者も何ら対策を立てず、今もって傍観しているだけである。私は、交通管理者である熊本県警に出向き、「交通管理者が、右折は危険だから直進しなさい。」と言ったのかと、真意を質した。開示請求も提出したが、「そんなことは言っていない。不存在」とのことであった。そこで交通管理者から助言をもらった。現行の運行ルートで、〇〇から〇〇区役所方面行きはそのまま運行し、帰りの〇〇方面行きは、現在、〇〇交差点を右折して〇〇線に沿って運行となっているが、〇〇交差点を右折せず直進し、〇〇バス停、〇〇バス停に沿って運行ルートを変更し、〇〇に到達し、信号機の指示に従って、迂回付替え道路を下り、〇〇線を左折して〇〇電車通りに出る定期路線バス運行には、何ら交通管理者（熊本県警）として安全安心は問題ないので、市公共交通担当者に要請してください、との助言を受けた。この事も、交通政策課にも熊本市熊本駅周辺整備事務所にも、交通管理者の助言を正確に要請したが、聞く耳を持たずとして無視され続けた市政理念であった。

私の「ドンドン語ろう in〇〇」での大西市長との直接対話の問題提起の回答の中の文章実証を開示請求したら、平成28年5月〇日付・文書等開示（一部請求拒否）決定通知書にて交付した資料・〇〇バス協議メモである・交通センター方面のみ旧バス停を通過する案の要望に対して、バス事業者は、バスルートの変更を行うつもりはない。行きと帰りを違うルートにすることは利用者の混乱を招く。旧バス停を復活させるとしたら、上り下り両方とも復活すべきである。との発言をしている。

これに対し、熊本駅周辺整備事業所は、右折のための付加車線を設けるには新幹線の橋桁に支障するなど道路構造上の問題等は解決できないため、上り下り両方の旧バス停復活は難しい…。と言って、不可能の理由だけをいつまでも言い続けている。蒲島知事は、〇

〇踏切に〇〇遺跡保全のため、在来線高架構造物の橋桁幅の設計変更を図った。熊本市の工事では、踏切渡って右折に邪魔になるように、わざわざマンホールを埋め込み、〇〇下の左折地点にわざわざスポットパークを新設し、定期路線バスの右折左折不可能とする工事施行を堂々と血税投資で施行している。根本的な公僕意識の欠落工事に呆れている。

ある時は、交通管理者（熊本県警）の言葉として尊重履行し、ある時は交通管理者（熊本県警）の助言を無視する熊本市政理念は、公僕とは程遠いご都合主義の行政である。何を以って、市政に対する理解と信頼を寄せる市民がいるのか？

交通管理者の助言は今もって無視し、交通管理者が「危険だから直進しなさい。」と言ったとする熊本市の主張は公的機関同士での偽証罪に当たるのではないのか？徹底的に検証していただきたい。

熊本県内には、バスルートが上りと下りで違うバス停が数ヶ所存在し、利用者の混乱は何ら起こっていないし、支障苦情も無い。何を以って混乱するとの発言なのかの熊本市担当者は、無言であり反論もしない。

熊本市は、右折させての両バス停の復活を放置し、この右折ルートの増収額の予測を算出し、バス事業者が上り下りルート運行違いを拒否するので、増収予測額を赤字額から削減して、血税補助金支給額を差し引いた額を支給すべきである。差額減額しなければ、これも「血税の無駄遣い」である。迅速に、現行ルートから、上り下りの変更を図り、在来線地上走行が高架化され、〇〇踏切が拡大整備されたら、速やかに右折して迂回付替え道路を上り、〇〇バス停・〇〇バス停の復活を図り、周辺住民の公共交通利用権移動権を回復させ、福祉維持を保全復活すべきである。

【市からの回答】

1 路線定期運行バスの運行ルートの決定について

路線定期運行バスは、一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するものであり、その運行ルートも、一般乗合旅客自動車運送事業者が決定するものです。

道路運送法及び同法施行規則により、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業を営もうとする者は、路線の起点及び終点や主たる経過地等を含む事業計画を定めた上で国土交通大臣の許可を受けなければならないとされ、また、事業計画を変更しようとする場合には、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされており、運行ルート決定の過程において国土交通大臣には許可及び認可の権限が与えられているものの、同過程における市の権限を定めた規定はありません。なお、事業計画の変更により路線の休止又は廃止がある場合には、一定の場合を除いて、国土交通大臣は関係地方公共団体に対して旅客の利便の確保に関して意見を聴取することとされていますが、これも、市に何らかの権限が与えられているものではありません。

したがって、市の判断によって路線定期運行バスの運行ルートを決定することはできません。

2 本件の経緯について

(1) 熊本駅周辺の道路構造及び路線定期運行バスの運行ルートの変更

平成 13 年 3 月、熊本駅周辺の都市計画施設の都市計画決定がなされ、九州新幹線事業及び連続立体交差事業に伴い〇〇が撤去されることとなりました。〇〇は、JR 線路の東側の道路と西側の道路を接続して東西を繋ぐ道路機能を担っており、バス事業者が運行する路線定期運行バスが、〇〇、〇〇停及び〇〇バス停を経由するルートで運行されていましたが、JR 線路の東西を繋ぐ道路機能は、〇〇から幹線道路として新設される〇〇線に転換されることとなりました。

平成 20 年 7 月、当初計画のとおり〇〇が撤去されました。当時は、〇〇線のうち JR 線路の西側部分が未着工の状態だったため、仮設道路が一時的に JR 線路の東西を繋ぐ役割を担っていましたが、その後 JR 線路西側においても〇〇線が暫定的に供用開始され、JR 線路の東西を結ぶ機能は〇〇線に転換されました。

熊本駅周辺における道路構造の変化に伴い、バス事業者が運行する路線定期バスも運行ルートが随時変更され、現在では旧バス停は一部集約され、〇〇線の沿線に移設されています。

(2) 申立人とのやりとり

申立人は、上記のような経緯で実施された路線定期運行バスの運行ルートの変更及びこれに伴う旧バス停の集約及び移設にご納得されず、以後、市に対して「旧バス停の復活」を要望してこられました。

これに対し、先に述べたとおり運行ルートの決定に関して市は権限を有していませんが、市としても、バスが旧バス停を経由して運行できるようにする方法がないか検討しました。しかし、既存建物や新幹線橋脚の位置関係等を考慮すると、バスが旧ルートを安全に通行できるように周辺道路を整備しなおすことは現実的でなく、非常に困難であるという判断に至りました。申立人に対しては、検討の際に作成した図面を示すなどして繰り返し市の見解を説明してきましたが、ご納得いただけませんでした。

平成 27 年 8 月〇日、「ドンドン語ろう！ in〇〇区」において、申立人が、「上りのバスルートについては旧ルートに戻し、下りのバスルートは暫定的に現行のままとすれば、〇〇停及び〇〇前バス停を復活させられるのではないか。」という趣旨のご意見用紙を提出されました。

そこで、同年 10 月〇日、申立人の提案についてバス事業者の見解を伺うため、バス事業者に依頼して協議の場を設けていただき、協議を行いました。バス事業者からは、「バスルートの変更を行うつもりはない。行き帰りを違うルートにすることは利用者の混乱を招く。また、利用者は行きと帰りで別のバスルートを利用するのであれば、利便性が向上したとは言えないと思う。」等の回答があり、申立人の提案を採用することは困難であるようでした。なお、この時の協議の記録は、申立人の情報開示請求に応じて申立人に開示しております。

同年 12 月頃、上記の協議の結果を踏まえ、申立人に対して、上下線の運行ルートに分けることによる上り線旧ルートの復活は困難である旨回答しました。

3 市の見解について

先に述べた通り、路線定期運行バスの運行ルートは一般乗合旅客自動車運送事業者が決定するものであるため、本来、運行ルートの変更に関しては一般乗合旅客自動車運送事業者に対してご要望いただくべきことであり、市が対応できるものではありません。

しかし、本件に関しては、県及び市の事業によって定期路線運行バスの運行ルートが変更されたことは事実ですので、市としても、運行ルートの決定を行うバス事業者に協力を依頼して協議の場を設けていただき、申立人の提案をバス事業者にお伝えしてその見解を伺うなど、申立人のご要望に応じて可能な限りの対応を行ってきたものです。

申立人におかれましては、バスの運行ルートの変更について市は権限を有しておらず、申立人のご要望について市が直接対処することはできないこと、市としても申立人の要望について可能な限りの対応をとっているということについて、ご理解いただきたいと存じます。

【オンブズマンの判断】

1 調査対象事項について

「苦情申立ての趣旨」には、バスの運行ルートの変更、バス停の廃止、補助金の交付など様々な事実の記載がありますが、本件苦情を含む 5 つの苦情を記載して申立人がオンブズマンに提出された書面の中で、本件苦情には、「交通管理者の助言に対する熊本市対応について」との表題が付されています。

そこで、本件では、「苦情申立ての趣旨」に記載されている事実のうち、申立人が、交通管理者から助言をもらって、交通政策課と熊本市熊本駅周辺整備事務所に「上りのバスルートについては旧ルートに戻し、下りのバスルートは暫定的に現行のままとすれば、〇〇停及び〇〇バス停を復活させられる」旨を伝えて要望したのに、市は全く聞く耳を持たず、今もって無視し続けているという苦情に限定して調査を行いました。

2 事実関係と判断

申立人が上記の要望を提出した時期については、「苦情申立ての趣旨」には明示されていませんが、「市からの回答」によると、平成 27 年 8 月〇日の「ドンドン語ろう！in〇〇区」の開催時に意見用紙の提出がなされて、そのような提案があったものと認められます。

申立人は、市がこの提案について聞く耳を持たず、無視し続けている旨主張します。しかしながら、市においては、同年 10 月〇日、バス事業者と協議の場を設けてもらい、協議を行ったが、バス事業者から提案を断られたということです。その協議の記録は、申立人においても、情報開示請求をして、内容を確認していることが認められます。そして、市は、同年 12 月頃、申立人に対して、その旨を説明しているということであり、市としては、申立人の提案に対し、市の権限内で対応をしており、無視し続けているという事実は認め

られません。

客観的、公平な立場から見て判断すると、市の対応に問題があるものとは認められません。

（１２）自宅敷地への進入道路

【苦情申立ての趣旨】

私は、昭和 45 年頃、熊本市〇〇町〇〇（現在の〇区〇〇）の山林を A 氏と共同で購入し、その後、当該土地を複数に分筆した。昭和 50 年、単独所有となった土地に自宅を建て、現在も居住している。また、A 氏の単独所有とした土地が市道から奥まったところにあることなどもあって、分筆した土地の一部を私と A 氏の共有にした上で、公衆用道路（以下「本件道路」という。）として 42 年間使用しており、私や A 氏が自宅から市道に出られるようにしている。なお、本件道路は、市にも公衆用道路として認められており、固定資産税が非課税となっている。

当初、本件道路に砂利を入れて使用していたが、砂利が落ち込んだりして定期的に補修が必要だったため、市に相談していたところ、平成 28 年熊本地震の後、市の委託で近くの道路を補修していた業者が、本件道路にもアスファルト舗装をしてくれた。平成 29 年 10 月〇日にも、2 回目の舗装をしてくれた。

ところが、同年 11 月〇日、〇〇土木センターの B 氏が業者の方と来て、突然、私の家族に図面を見せて、「この土地（本件道路）のアスファルトを引き剥がします。」と告げたので、その時対応した家族が、「この土地は道路として共有で使っているので、うちだけに言われても困る。」と返答した。

同月〇日、B 氏や業者の方が現地に来て、B 氏が、「C さんという方から、『ここは〇〇だからアスファルトを剥がせ。』と言われた。アスファルトを剥がして砂利を入れて、アスファルト舗装前の状態に戻す。」などと言ったが、C 氏からは特に根拠資料の提出などはなく、聞き取りを行っただけとのことだった。B 氏は、「市は電話一本で動く。」とも言っていた。その一方で、私に対しては「測量図などの資料を出すように。」と根拠資料の提出を求めたり、「市道との境界について境界立会いの申請をするように。」と要求したりしてきた。しかし、説明の際、B 氏から関連資料を見せられたので、C 氏からは提出がなかったのに、市が C 氏のために勝手に私の資料を集めたのではないかと疑問を感じたし、私の個人情報が出ているのではないかと不安も感じた。また、「C 氏のことは個人情報なので詳しく教えられない。」と言われたが、C 氏は「立会（話し合い）には応じない。」と言っているそうだった。B 氏が、本件道路のアスファルトを剥がす具体的な場所を指摘してきたので、「42 年間も生活道として使っているし、市も道路として認めているのに、そのようなことをされたら困る。」と伝えた。

同年 12 月〇日、再度〇〇氏が来たが、これまでと同様の説明で、資料などをくれるよう頼んだが、「上司に相談してみるが約束はできない。」と言われた。

なお、本件道路は購入時から市道に面していたが、それを裏付けるものとして、市が設置した、市道と本件道路とC氏の主張する〇〇との境界を示す境界標がある。しかし、現在は、当該〇〇の位置がその境界標から本件道路の半分くらいまで越えている上に、当該〇〇に沿うように第三者の方が本件道路上に歩道を作っているため、本件道路は、購入時と比べて半分以下の幅員しかない状態である。第三者の方が本件道路に歩道を作ったのは、「〇〇する時に、C氏から『自分の〇〇は通さない。』と言われたので、あなたの土地を通してほしい。」と頼まれて了承したという経緯があったからである。本件道路については、これまで随分と譲ってきており、これ以上言われることはないと思っていたのに、急に今回の話が出てきて非常に驚いた。

本件道路は、私とA氏の共有地であり、市道に出るための道路として使用している。市も、本件道路を公衆用道路として認めて固定資産税を免除してきたのに、アスファルトを剥がしてしまえば、市が相手側の主張を認めたことになり、生活基盤である本件道路を使用できなくなって、自宅に住めなくなるのではないかと不安で困っている。相手側の言い分だけを聞いて、一方的に市がアスファルトを剥がすことが納得できない。また、アスファルトを剥がす理由などについて詳細な説明がないことも納得できない。

【市からの回答】

1 本件の経緯

前提として、以下、本件で問題となっている土地を「a部分」、法務局備付けの地図に準ずる図面（以下「字図」という。）上の地番a1の土地を「a1」、申立人が公衆用道路として使用されている部分（a部分及びa1、a2）を「本件道路」、本件道路の東側に現状隣接している〇〇を「本件〇〇地」と表記します。

平成28年6月〇日、A氏から〇〇土木センター道路課（以下「担当課」という。）へ「自宅に通じる道路が、雨で崩れて通れない。」と電話がありました。同日、現地に赴き、A氏へ西側市道（幅員1.8mの砂利道。）部分について対応することを伝え、平成28年度の受注業者D社へ西側市道の補修工事を指示しました。

同月〇日、西側市道の工事を施工した際、申立人かA氏のどちらからか、D社へ直接、本件道路についても工事の依頼をされ、D社がアスファルト乳剤散布を行いました。

その後、日時は不明ですが、本件〇〇地の所有者と名乗られるE氏から、「〇〇の一部を工事してある。」との連絡があり、まずは場所や状況等を確認することを伝え、同日、現地に赴き、E氏に連絡してどの範囲か尋ねましたが、「もういいです。」と言われました。

平成29年9月〇日、A氏から電話で西側市道の補修要望があり、後日、現地調査を行って対応方針を決定し、平成29年度の受注業者F社へ補修工事の指示を行いました。

同年10月〇日、西側市道の工事を施工した際、申立人がF社へ本件道路についても施工を依頼され、F社が本件道路の一部にアスファルト乳剤散布を行いました。

同年11月〇日、E氏から担当課へ電話があり、「〇〇敷地の一部にアスファルトが勝手

に撒かれているので元に戻してほしい。範囲は、公衆用道路の所有者と立会いをして決めてほしい。」と言われたため、現地調査及び資料等で確認して判断する旨回答しました。

a 部分の所有者等について確認するため資料を収集したところ、字図によれば、E 氏の主張どおり〇〇の一部と考えられ、一方で、地積測量図によれば、a 1 の一部とも考えられたため、結局のところ、所有者が誰か判断が付きませんでした。そこで、F 社へ連絡し、E 氏の意見について伝えたところ、申立人や共有者の方の了解をもらえれば、アスファルト乳剤を剥がして元の状態にすることも可能との回答を得ました。

同月〇日、担当者及びF 社社員が申立人宅を訪問し、申立人の家族が対応されました。担当者が、「E 氏から、〇〇敷地の一部も工事されているので、アスファルト乳剤の部分を撤去し、元の状態に戻してほしいとの連絡がありました。資料等を確認したところ、〇〇敷地であるようにも思えるのでアスファルト乳剤を散布した碎石部分を撤去し、碎石を入れ直したい。〇〇敷地の一部であることが分かれば、受注者に依頼されても今後は施工できません。」と説明した上で、どこまでが本件道路であるか範囲をお尋ねしましたが、申立人の家族が「ここはA 氏との共有地と認識しており、砂利を剥がされることは困るし、反対である。砂利を剥がすのは税金の無駄遣いではないのか。」と言われたため、F 社社員から「この部分は当社判断で自費により行っているもので、再施工も当社が自費で行います。」と説明しました。詳細については申立人及びA 氏と立ち会ってほしいとのことだったため、改めて申立人とA 氏と立会いを行うこととしました。

同月〇日、申立人及びA 氏と担当者及びE 社社員で現地立会いを行いました。担当者から、再度、E 氏からの連絡内容及び方針を説明したところ、申立人が、「この場所は購入した a 1 の一部であり、長い間使用してきた。家の建築時にも本件道路が北側の市道に接していることとなっており、本件道路が他人の土地であるのであれば建築時の要件がおかしくなってしまう。本件道路を元の状態に戻すことはE 氏の主張を受け入れたことになるので了承できない。」と主張されました。A 氏も、「この場所は 50 年以上使用し、共有地（公衆用道路）の一部だと思っている。以前は、税金を払っていたが、現在は公衆用道路として免除されている。税金を徴収していたのであれば、市で範囲を把握しているではないか。」と言われたため、税金は登記簿面積で徴収されていると思われること、市に民地間の境界を管理している部署はないことなどを説明しました。申立人が、「家族に字図を見せられたそうだが、資料を集められたのか。」と尋ねられたので、法務局から、字図、旧字図、付近の地積測量図、登記事項証明書を取得したことを説明し、明確に境界を示すものはないが、字図によると、a 部分は本件〇〇地の敷地内のようにも思われる旨伝えましたが、申立人は、字図は昔のままの状態であり、現在の状況を示していないと主張されました。A 氏からは、土地の争い等は本庁に相談すればよいかとのお尋ねがあったため、土地の境界をはっきりさせるのであれば、土地家屋調査士に依頼して境界立会いを行う手法や、法務局による筆界特定の手法があることを説明しましたが、費用がかかることであるため、こちらからは勧めませんでした。また、A 氏がE 氏について尋ねられたため、詳細は把握してい

ないが、内容にはよるものの、たとえ匿名の方からの要望でも市が関連することについては対応する旨伝えました。担当者としては、E氏からの要望をお伝えしたに過ぎないところ、申立人及びA氏は市が原型復旧工事を行うと誤解されているようだったため、前回の説明を含め、説明不足があったことについてお詫びするとともに、「市としては、民民間の問題であるため、積極的に介入できません。最終的にはお互いで話し合うしかないのではないかと思います。」と伝えました。F社社員には、申立人らとE氏のお互いが了承されたとおりに対応させていただくとの方針を確認しました。申立人及びA氏の認識をE氏に伝えてよいとの了承を得た上で、結果は改めて報告することを伝えました。

同年12月〇日、E氏から担当課へ電話があり、「まだ元の状態に戻っていないがどうなっているか。」とお尋ねだったため、「できれば現状のままにすることは可能ですか。現場で立ち会ってお話できませんか。」とお尋ねしましたが、立ち会うつもりはないとのことでした。同日、A氏からも担当課へ電話があったため、E氏へ話をしたが了承されなかったことを伝えました。

同月〇日、A氏が担当課へファクスを送信されましたが、印字が不鮮明であったため、A氏に連絡をとって直接聞き取りを行うこととしました。

同月〇日、申立人及びA氏と担当者で再度立会いを行ったところ、A氏や申立人が、法務局で登記簿や地積測量図を確認したこと、財務局では字図上の白地（本件〇〇地部分）が国有財産ではないと確認できたこと、以上からa1は北側市道に接していると考えられることなどを主張されたため、市としては、市道の境界を確定した確固たる資料がないため判断できないことを説明しました。申立人が、前回の立会い時には、市は、本件道路の範囲を示させた上で舗装を剥がすと言ったのではないかと聞かれたため、前回の立会いでは、E氏の主張範囲を伝えたに過ぎず、市が舗装を剥がすと伝えたわけではないことを再度説明しました。A氏から、E氏が舗装を剥がすように主張されている理由を尋ねられ、E氏所有の土地を勝手に工事されたとの認識から、元の状態に戻すように言われていることを説明しました。また、今後については、民民間の問題なので、市が介入して解決できる問題ではないと思っていること、両者間で方針が決定しない間にF社が工事を行うことはないことなどを説明しました。申立人が前回持ってこられた資料を確認したいとのご希望だったため、資料を示しながら、字図、旧字図、地積測量図、登記事項証明書、市道の立会い記録であることを説明しました。法務局へ相談したときに字図の修正が行われていること、地番「a0」は市道に取り込まれているのではないかと法務局で言われたこと、そのことからa1は北側市道に接していると考えられることなどを主張されたため、可能性は否定できないが、市道境界が未確定である以上は断言できないこと、市道に接しているとしても、境界確定については〇〇土木センター総務課に境界立会申請が必要で費用がかかるため強制するものではないこと、費用のかからないものとしては、土地家屋調査士会による無料相談会が開催されていることなどを回答しました。申立人が、北側市道にある境界標（地番a3〇位置）についても尋ねられたため、道路と民地の境界を示している

ものだが、手持ち資料に境界標の資料がないため、戻って確認する旨伝えました。

同月〇日、申立人から担当課へ電話があり、E氏からは資料が提出されているのかとの確認があったため、資料は提出されていないと回答しました。

同月〇日、平成30年1月中旬、境界標の資料及び資料の開示について説明するため担当者から申立人へ電話しましたが、ご不在だったためまだ回答できておりません。

2 本件道路について

本件道路は、市が管理する公道ではなく、個人所有の公衆用道路です。一方、本件〇〇地については、〇〇の所有者であるE氏が所有者と主張されているものの、登記簿上、所有者、地目、面積のいずれも不明となっています。地番がないことから国有財産の可能性が高いため九州財務局へ確認したところ、九州財務局では管理していないとのことで、現況が〇〇ならば〇〇所有者の所有地であるとの見解でした。

市道境界標については、熊本市と隣接する民地所有者で境界立会により確定した道路の境界を示すものですが、あくまで道路の境界を示すものとして設置しているため、民地境界を示すものではありません。a部分との市道境界は、境界立会を行った記録がないことから、北側市道に本件道路が接しているかという点も含め未確定であると認識しております。申立人が主張されている北側市道の本件〇〇地側の境界標は、平成元年に行われた道路台帳整備事業に伴い、その地区の当時の町内自治会長及び無番地の土地（本件〇〇地）の所有者と主張された方との境界立会により設置されたもので、あくまで、市道と民地との境界を示すものになります。また、北側市道にはa3〇位置にも境界標を設置していますが、申請により行われた平成12年の境界立会い時に、対向地権者として立ち会われたa3所有者との合意により設置されたものであり、同様に市道と民地の境界を示すためのものです。

3 本件道路の取扱いについて

(1) 本件道路の工事について

経緯で述べたとおり、平成28年6月及び平成29年9月、A氏から西側市道の補修要望を受け、当時の受注者がそれぞれ砕石の補充及び敷き均し転圧、アスファルト乳剤散布工事を行いました。アスファルト乳剤とは、アスファルト舗装施工時に接着剤の役割等で使用される材料ですが、今回施工した西側市道は砂利道であるため、砕石転圧後の状態が少しでも保たれるようにアスファルト乳剤を散布しました。

一方、本件道路については、担当課発注工事の施工中に申立人又はA氏が当時の受注者へ直接依頼されたもので、受注者の負担による工事としてアスファルト乳剤散布が行われたとのことです。なお、工事後、F社からは上記内容の報告を受けております。

(2) アスファルト乳剤散布工事の原型復旧について

D氏からの「〇〇の敷地が勝手に工事してある。すぐに元の状態に戻してほしい。」との要望を受けたことから、法務局の字図、地積測量図、登記事項証明書、市で管理する熊本市道境界立会記録を職権の範囲内で取得し、現地調査を行いました。a部分がa1か本

件〇〇地敷地のどちらの一部に当たるかの明確な資料はありませんでした。

担当課としましては、本件道路の工事は、市が発注した工事の範囲ではなく、申立人又はA氏がそれぞれ当時の受注者へ依頼されたことによって施工されたものであるものの、当該工事が市の発注した西側市道の工事の際に行われたものであることに配慮し、平成 29 年 9 月に工事を行ったF社へE氏の要望を伝え、申立人及びA氏へもE氏の要望について伝え原型復旧が可能かを確認したものに過ぎず、市が原型復旧工事を実施することはありません。申立人は、市が原型復旧工事を行うと思われているようですが、申立人及びA氏とE氏が合意されて、F社に依頼された場合に工事が実施されることとなります。

なお、E氏の主張について市で対応すべきことかを確認するため、職権の範囲内で資料を取得しましたが、個人情報保護条例に該当するため、その取扱いには細心の注意をはらっており、申立人及びA氏の個人情報について、了承なしにE氏へ伝えることは決してありません。また、E氏からは、電話で要望内容を聞いたのみで、根拠資料の提出を求めておらず、申立人に対しても同様に対応しており、根拠資料の提出を求めたことはありません。

4 今後の方針について

本件につきましては、a部分の所有者が資料等から判断できない状態ですので、現時点では、工事を依頼された申立人又はA氏の了承がない以上、a部分について「元の状態に戻す」工事を行うことはE社も予定しておりません。仮に、了承を得て工事を行うこととなったとしても、範囲については当初から定めておらず、了承される範囲での施工を行うことになると考えられます。

市としましては、本件が民民間の問題であるため本件道路と本件〇〇地等の民地境界や本件道路の原型復旧についての見解を示すことはできませんが、市の発注した工事に伴って生じた問題であることから、両者の立会いや原型復旧に対する協議等、両者の意見交換の橋渡しについて何らかの要請があれば真摯に対応していきたいと考えております。

【オンブズマンの判断】

1 本件の問題点

申立人は、A氏との共有地を公衆用道路として 42 年間使用しており、熊本地震後、市の委託で近くの道路を補修していた業者が、当該道路にもアスファルト舗装をしてくれたが、平成 29 年 11 月、市の担当者が一方的にアスファルトを剥がすと言い出したこと、その際にアスファルトを剥がす理由などについて詳細な説明がなかったことが納得できないと主張されています。そこで、本件に対する市の対応について、問題がなかったか検討します。

2 問題となっている土地について

前提として、本件で原型復旧工事をするか否かが問題となっている土地（以下「a部分」という。）に対する主張について整理します。

申立人の主張によると、①昭和 45 年頃に山林をA氏と共同で購入し、当該土地を複数に

分筆し、その一部を申立人とA氏との共有にした上で、公衆用道路として42年間使用していた、②当該公衆用道路（地番a1・a2の内a1部分）は、購入時から北側市道に面しており、それを裏付けるものとして、北側市道と当該公衆用道路とE氏の主張する〇〇との境界を示す市の設置した境界標がある、ということです。すなわち、申立人の主張によると、a部分は地番a1の一部ということになります。

一方、市の主張によると、①本件〇〇地の所有者と名乗られるE氏から「〇〇敷地の一部にアスファルトが勝手に撒かれているので元に戻してほしい。」との連絡があったため、業者が工事を行った部分の所有者等について確認したところ、字図によればE氏の主張どおり〇〇の一部と考えられ、一方で、地積測量図によれば地番a1の一部とも考えられたため、結局のところ所有者が誰か判断がつかなかった、ということです。また、②境界標については、あくまで市道と民地との境界を示すものであり、a部分との市道境界につき境界立会を行った記録がないことから、申立人の主張する公衆用道路（地番a1）が北側市道に接しているかという点も含め未確定であると認識している、ということです。すなわち、市としては、「a部分はD氏が所有している〇〇敷地の一部である。」とのE氏の主張が正しいとの判断はしておらず、a部分の所有者が誰か判断がつかない状態にあると認識しているということになります。

客観的な資料としては、法務局備付けの「地図に準ずる図面」（以下「図面」という。）があります。オンブズマンが確認したところ、平成29年12月〇日交付の図面によれば、a1と北側市道の間に、無番地の土地（現況ではE氏がE氏所有地と主張される〇〇敷地と思われる土地。以下「無番地の土地」という。）と地番「a0」という土地がありますが、無番地の土地及び地番「a0」の土地は登記がされておらず、誰が所有しているものかは不明です。そうすると、図面だけを見れば、確かに地番a1は北側市道に接しているとはいえません。一方で、申立人が担当者に主張されたように、無番地の土地及び地番「a0」の土地は市道に取り込まれており、地番a1は北側市道に接しているとも考えることも可能性としてはあり得ますが、図面だけでは分からないと言わざるを得ません。

また、登記簿を確認すると、地番a1は、昭和46年1月〇日に地番a1、a3、a4に分筆されており、さらに、昭和48年7月〇日に地番a1、a5に分筆されています。法務局にある分筆時の地積測量図によると、無番地の土地は地番a1の北側（市道側）には存在しない記載となっています。

したがって、法務局にある図面、地積測量図の記載だけでは、地番a1が北側市道に接しているかどうかは判断できず、a部分が地番a1の一部なのか、それとも〇〇敷地の一部なのかは不明です。

なお、申立人は、昭和45年頃に地番a1ほかの土地を購入した際、売主から「a部分は地番a1の一部であり、市道に接している。」と説明を受けて購入し、遅くとも購入した土地上に建物を建築した昭和50年頃以降はa部分を市道から自宅敷地への進入道路の一部として利用してきたようですので、A土地がどの地番の土地の一部であるかにかかわらず、

申立人がA土地について所有権（共有持分権）を主張することができる状態にあることも考えられます。

3 市の対応について

上記を踏まえ、本件について市の対応に問題がなかったかを検討します。

a部分にアスファルト乳剤を散布した経緯は、「市からの回答」によると、平成28年度及び平成29年度の受注業者が、それぞれ市の発注した西側市道の補修工事を行う際に、申立人又はA氏から直接依頼され、受注業者の負担による工事として行われたものということです。この点、申立人も、「平成28年熊本地震の後、市の委託で近くの道路を補修していた業者が、本件道路にもアスファルト舗装をしてくれた。」と主張しており、両者の主張に大きく異なることはありません。

その後、担当課では、E氏から「〇〇の敷地が勝手に工事してある。すぐに元の状態に戻してほしい。」との要望を受け、資料の確認や現地調査を行い、a部分が地番a1か〇〇敷地のどちらの一部に当たるか判断がつかなかったものの、a部分のアスファルト乳剤散布が市の発注した西側市道の工事の際に行われたものであることを考慮し、平成29年9月に工事を行った受注業者へE氏の要望を伝え、申立人及びA氏へもE氏の要望について伝えて原型復旧することが可能かを確認したということです。

当初、E氏から要望を聞いた時点では、担当者は、どこに対するどのような要望かを詳細に確認してみないと、市が対応すべき要望か否かも判断できませんので、状況を確認するために、職権の範囲内で必要な資料を取得し、現地調査を行ったことなどの対応に問題があったとはいえません。

また、a部分や地番a1・a2のアスファルト乳剤散布については、申立人又はA氏が受注業者へ直接依頼した工事であり、市が発注した工事ではないとしながらも、市の発注した西側市道の工事の際に行われたものであることを考慮し、受注業者や申立人及びA氏に対し、E氏の要望を伝えて原型復旧が可能かを確認したということです。市の発注した工事でない以上、市が本件について申立人及びA氏とE氏との仲裁役を積極的に担う必要があったとはいえませんが、本件の経緯を踏まえると、a部分について原型復旧できないかを申立人やA氏へ確認しに行った市の対応に問題があったとはいえません。

ただ、申立人は、市が相手側の言い分だけを聞いて一方的にアスファルトを剥がすと言っていると思われており、また、アスファルトを剥がす理由などについても詳細な説明がなかった旨主張されており、上記のような市の立場と考えは、申立人に対してきちんと伝わっていなかったようです。平成29年11月〇日、同年12月〇日の申立人及びA氏と市とのやり取りは、両者の主張に一致していない部分が多く、具体的な内容を特定することはできないため、担当者の説明に不備があったとはいえませんが、今後申立人やA氏からお尋ねがあった場合は、市の考えが正確に伝わるように説明してもらいたいと考えます。

申立人は、工事後1か月以上が経過してから突然、市の担当者が来てa部分のアスファルト乳剤散布工事の件について話をしたため、市が相手側の主張だけを認めて一方的にア

スファルトを剥がすと思われたものと推察しますが、市としては、両者のどちらか一方の主張を認めたということでも、申立人やA氏の同意なく原型復旧工事を行うということでもありません。これまでも本件の土地に関連して問題が生じていたことからすれば、申立人が不安に思われる気持ちは理解できますが、上記の市の立場についてはご理解いただきたいと思います。

4 今後について

「市からの回答」によると、今後、市が原型復旧工事を実施することはなく、申立人及びA氏とE氏が合意され、受注業者へ依頼された場合にのみ、受注業者によって原型復旧工事が実施されることになるということです。市としては、「両者の立会いや原型復旧に対する協議等、両者の意見交換の橋渡しについて何らかの要請があれば真摯に対応していきたい」ということですので、両者からの要望があれば、本件に関して市の立場で可能なことについては対応してもらいたいと考えます。

なお、本件の問題の根幹には、地番 a 1 が北側市道に接しているのか、すなわち、a 部分の土地所有者が誰かという問題があります。この点について、申立人や共有者であるA氏が根本的な解決を望まれるのであれば、弁護士など専門家へ相談するという方法も考えられます。

（１３）自宅敷地と道路との境界鉾

【苦情申立ての趣旨】

私の宅地と市道の境に生垣がある。生垣は、根が敷地内にあり、枝が市道側に出ている。以前、宅地と市道の境界を示すために枝の下のところの数箇所青い釘が打ってあったが、平成24年の白川水害で流されてしまっていた。

平成29年5月頃、釘を打ちなおしてほしいと市に連絡したところ、2、3日後の夕方に職員が2人来て、現場を確認した。「天気の良い日にまた来る。」と言ったが、翌日は晴れていたにもかかわらず来なかった。

約1か月後、私が病院から帰宅したら3人職員が来ていた。ピンクの釘を既に打っていたが、根のすぐ近くに釘がうってあり、もともとの位置である枝の下のところと違っていたので、「抜いてください。」と言ったら、釘は抜いてくれた。しかし、道路にあった青い釘については、釘がなくなっていたのに打ち直さなかった。もともと、平成29年1月か2月頃、市から課長を含めて3人職員が来たときに、一番年の若い技師が、道路の中央に打ってあった青い釘を指差しながら「これが境界ですね。」と言って、私も「境界です。」と言った経緯があった。そうであるにもかかわらず、若い技師は「そのようなことは言っていない。」と言うし、一緒にいた課長も若い技師をかばって何もしてくれなかった。

本庁に問い合わせに行った際も、〇〇土木センターが担当と言われ、場所もよく分からずに苦勞して行ったら、本庁が担当だと言われ、たらい回しにされた。確認のため、本庁に電話をしたところ、最初に対応した職員は親切に対応してくれたのに、途中で上司らし

き職員が「代われ。」といって、私に年齢を聞いてくるなど、失礼な対応をとった。その対応に腹が立ったので、自宅に来るよう言ったら職員が2名来たが、話にならなかった。中心後退の話をしたが、「管理課が所管ではない。」と言われ、取り合ってもらえなかった。その後、2回ほど課長に上司を連れてくるよう話しているが、連れてこない。

以上から、境界釘の件に係る市の対応はずさんで体質改善をする必要があると思うし、私自身対応に納得がいかないので、苦情を申し立てる。

【市からの回答】

1 本件経緯

平成 28 年 12 月〇日、申立人より上下水道局管路維持課（以下「管路維持課」という。）に電話がありました。その内容は、「数年前に下水道を敷設した時に、ブロック塀の横の市道を深く掘ったことと山砂で埋め戻したことが原因となって、今回の熊本地震後にブロック塀が傾いた。上下水道局にブロック塀の補修と補強をしてほしい。地震が一番の原因であるが、下水道を敷設しなければ傾くことはなかった。その証拠に、周囲には傾いているところはない。」というものでした。管路維持課から、「今回の地震の影響と考えられますし、敷設後 7 年近く経過しているので、補償は難しいと思います。市は下水道保険に加入しているので、保険会社の見解を聞いて再度伺います。」と伝えました。その後、保険会社に見解を聞いたところ、下水道保険は下水道敷設自体の瑕疵による損害が対象で工事による損害は対象ではないこと、本件は下水道敷設に瑕疵はなく、下水道敷設時の道路掘削による地盤の緩みが問題となっていたとしても対象とはならない、という回答を得ました。

同月〇日、管路維持課が申立人宅を訪問し、課内で協議の結果、地震の影響が大きいため補償はできないという結論になったこと、下水道敷設自体に瑕疵がないため保険も出ないことを説明しました。申立人は、「地震が一番の影響であるが、下水が 2 番目、全部やり直せとは言わないから、補修で良いと言っている。」、「なぜ、真ん中ではなく、ブロック塀側を掘ったのか。工事現場を見たが矢板をしていなかった。」、「道路は山砂だから、ブロック塀を建ててもまた倒れるおそれがある。補修できないならば、下水道を向こう側に移してほしい。」「下水道が入っているところは、市に寄附した土地である。土地を返せとまでは言わないが下水道を移設してほしい。」とご要望されました。これに対して、補修は難しいこと、工事については当時の現場写真を確認すること、下水道の移設はできないことを回答しました。

同月〇日、上下水道局管路維持課及び下水道整備課が工事写真を持参して申立人宅へ行き、工事写真では矢板をして施工されていたことが確認できること及び地震が原因であるのでブロック塀の補修をできないことを説明しました。申立人は、「自分が工事を見たときは矢板をしていなかった。下水道工事が影響しているのは間違いないので、補修をできないなら移設してほしい。」と述べられました。移設できない旨を繰り返し説明しましたが、「市長でも何でも相談してくれ。移設するまで何度でも電話する。」と述べられ、納得して

いただけませんでした。

平成 29 年 1 月〇日、管路維持課が申立人宅を訪問し、下水道工事の掘削範囲について、申立人宅の西側道路上で説明をしました。申立人は、「掘削ラインはもっとブロック塀よりだった。掘って見せてほしい。」と述べられましたが、「掘ることはできません。」と回答しました。また、掘削範囲が道路の幅員内で行われたことを示すために、西側道路の官民境界について地籍調査図面をもとにおおよその位置を現地で説明し、境界点の正確な位置は土木管理課にお問い合わせしていただくよう案内しました。申立人は、「立会いもしていないし、押印もしていない。プレートも勝手に打たれていた。」と述べられたので、「土木管理課に確認したところ、押印されていることを確認しています。地籍調査の資料は個人情報になるので、こちらからお出しすることはできません。申立人から土木管理課に申請する必要があります。」と説明しました。その後、下水道の移設について申立人とお話ししていたところ、申立人のご家族が帰宅されて話し合いに参加されました。ご家族は、ブロック塀の傾きの原因は地震であることに理解を示され、「工事については世帯主の自分が承諾した。掘削もそんなに際ではなかった。」と述べられましたが、申立人は納得されませんでした。ご家族は、「市はもう帰ってよい。父から今後電話があっても来ないでほしい。」と述べられましたが、申立人は「帰る前に今後どうするかを決めてほしい。」と述べられたので、地震が原因であるため移設できない旨を説明し当日の対応を終了しました。

同月〇日、上下水道局給排水設備課（以下「給排水設備課」という。）から申立人宅へ下水道受益者負担金（以下「負担金」という。）の催告書兼納付書を送付しました。

同月〇日、申立人から管路維持課に、「どうなったか。説明に来てほしい。」という電話がありました。これに対して、地震が原因であるため移設できないこと及びご家族から来ないように言われているので訪問することはできないことを説明しました。

平成 29 年 3 月〇日、申立人から給排水設備課に電話があり、「家屋の面積に比して負担金が高くないか。」とご質問がありました。負担金は土地の面積に応じて負担金が賦課される制度である旨を説明したところ、制度についてご理解されたものの、お金を請求するなら一度現地を見てほしい。」というご要望がありました。給排水設備課で現地確認を約束しました。また、「下水道工事の埋設位置についても担当部署に見に来てほしい。」というご要望があったので、管路維持課に引継ぎを行いました。同日、管路維持課から申立人に電話したところ、「下水道工事後の水害でなくなった境界杭の復元をしてほしい。」というご要望がありました。これに対して、下水道工事が原因ではないので、この場で即答できない旨を説明しました。

同月〇日、給排水設備課が現地確認を行い、負担金のお支払いや徴収猶予制度等について説明をしました。申立人は、「下水道を道路の真ん中に移設しなければ負担金の支払いはしない。担当部署に伝えてほしい。」と述べられたので、負担金の納付書及び下水道のパンフレットをお渡しして帰りました。

同月〇日、管路維持課から〇〇土木センター総務課（以下「〇〇土木」という。）へ、境

界標復元に関する申立人へご要望への対応を依頼しました。

平成 29 年 4 月〇日、〇〇土木は、道路に関する境界標の復元を行うために、申立人宅に伺い、現地確認を行いました。申立人と初めて面会し、境界標の件について現地調査に来たことを説明しました。調査終了後、「境界標の復元については雨のときは測量ができません。業務量が多いため時間はかかりますが、できるだけ早く対応します。」と説明しました。申立人は下水道工事のことをお話になられたので、上下水道局の担当者と話をさせていただくよう説明しました。

同月〇日午前 8 時〇分頃、境界標復元の準備ができたので、申立人宅へ伺う前に申立人宅へ電話しましたが、電話に出られませんでした。午前 9 時〇分頃、申立人宅へ伺いましたが申立人はご不在でした。ご家族の方に事情を説明し、敷地内に車をとめさせていただいてから測量を開始しました。〇点の復元を行ったところで申立人がご帰宅され、「来るなら事前に連絡してから来てもらわないと。勝手に車もとめてから。」と述べられたので、当日測量が可能になったこと、午前 8 時〇分頃に電話をしたこと、ご家族に説明し了承を得た上で、敷地内に車をとめさせていただいた旨を説明いたしました。その後、〇点すべての復元が終わった後に、申立人に境界標の確認をしてもらいながら、昭和 60 年の境界立会記録及び地籍調査の結果の説明を行いました。また、申立人から下水道の移設に関するご要望があったため、管路維持課に伝えると回答し、同日中に管路維持課へ連絡しました。管路維持課から申立人に電話し、下水道の移設をできない旨説明しました。申立人が、「市民への対応が悪い。また話がしたいので自宅まで来てほしい。」と述べられたので、「ご家族様に来ないでほしいと言われているので訪問できません。」と答えたところ、「家族が言えば出てくるんだな。」と述べられたので、「ご家族様から電話があれば行きます。」と答えました。

同年 5 月〇日、申立人から土木管理課へ電話がありました。その内容は、「地籍調査で〇〇番地と〇〇番地を合筆したことにより、負担金が増加した。家族が詳しい話をよく分からないまま立会いをし、押印してしまった。このような市民が不利になるような提案を、市はしなくてよいのではないかと。市で再度分筆をしてほしい。」というものでした。土木管理課からは、「当時の資料等を確認してから、〇日の 8 時〇頃に再度連絡します。」と伝えました。その後、資料を確認したところ、平成〇年に地籍調査が実施され、〇〇番地を〇〇番地に合筆したこと、立会いは所有者である申立人がしていること、押印してあること、その他の手続きも問題がないことが分かりました。

同月〇日午前 8 時〇分頃、土木管理課から申立人へ電話をし、「資料を確認した結果、手続きは適切に行われているため市では分筆することはできません。また、申立人ご本人から、書類に署名押印をいただいております。」と説明しました。これに対して申立人は、「仮に自分が署名押印していたとしても、詳しいことは分からない。市なら、下水道の整備があることを把握していたはずだ。それで、一筆にまとめたのは金をとりたいだけではないのか。詐欺だ。自宅に来て説明しなさい。分筆しなさい。」と述べられたので、課内で

調整して再度連絡する旨説明しました。同日午前 10 時〇分頃、申立人から土木管理課へ「調整に時間がかかっているがどうか。分筆するだけだろう。上司と家に来るだけだろう。下水道工事の件でも、工事と呼べないような工事をしている。それも一度来て確認しなさい。」という連絡がありました。土木管理課から、「先ほどもお話したが、市で分筆することはできません。お金が絡むことなので、少し待っていただけないでしょうか。」と説明すると、「では、明日また、今日と同じ時間に電話するように。」と述べられました。

同月〇日、土木管理課から申立人へ電話し、「負担金の件のほかに、西側の境界についてもあわせてご説明をしたいので、〇日の 9 時〇頃にお伺いしたいのですが、ご都合はいかがですか。」と伝えました。申立人は、「説明に来るのにそんなに先になるのか。分筆するという話をするだけではないのか。」と述べられたので、「負担金の件と西側境界の件があり、別々に訪問すると申立人が忙しいとのことだったので、ご迷惑だろうと思い、一緒にまとめて行ける日時を調整しました。また、分筆は難しく、電話でお話したことの繰り返しになる可能性が大きいです。」と答えました。申立人は、「どうせ説明に来てても否定的なことしか言わないだけであろう。金をとりたいたけではないか。市民のための市役所ではないのか。これは詐欺ではないのか、不利になることなら言わないので良いのに。道路の境界の件などで、もともと田植えを一緒にしていた隣人が仲違いをしたことを何件も知っている。全部市が絡んだことだ。自分は正直に協力してきたが、譲らない人が結果として得をしているような状況ではないか。正直者が馬鹿をみている。自宅に来てまた説明しなさい。」と述べられ、切電されました。

同年 5 月〇日、管路維持課、給排水設備課、土木管理課、〇〇土木の 4 課で、申立人宅を訪問し、現地立会いをしました。申立人は、「境界鉾がマンホールの内側にあったが、どこにやったのか。前回の立会いのときに『ここが境界です。』と職員が示しただろうが。」と述べられました。管路維持課が「この場所に境界点はありませんでした。前回示したのは別の場所です。」と答えたところ、「嘘をつくな。確かにあった。」と述べられ、その後は嘘をついたか否かの問答が繰り返されました。さらに、申立人は「〇〇土木が復元した境界標が申立人の敷地側に寄っている。」と主張されたので、〇〇土木から地籍調査の結果を基に測量機器を用いて境界の復元を行ったことを説明しましたが、申立人は「境界標の位置について納得できない。鉾を抜いてくれ。」と述べられたため、〇〇土木の職員が復元した境界標のうち〇本を抜きました。また、「地籍調査のときに市が合筆するように言ったから合筆したが、そのせいで負担金が増えた。市は、それを狙って言ったのだろう。」と申立人が述べられたので、「それは関係ありません。市から合筆を指示したりはしません。あくまでご本人様の意思で決めていただいております。」と説明しました。その後、ご家族が立会いに加わり経緯を説明したところ、ご家族は市の説明にご理解を示されました。申立人は納得されず、「また呼んだら来るんだろうな。」と述べられました。管路維持課が「来てもまた同じ説明をするだけです。」と答えたところ、ご家族が「市はもう来なくてもよい。」と述べられました。

同年7月〇日、申立人から管路維持課に、「市長かそれに代わる者を連れてきてほしい。」という電話があったので、「たとえ市長が来ても移設できないという結論は変わらないので、私たちで対応します。」と答えました。

同月〇日、管路維持課で申立人宅を訪問しました。申立人が、「市長かその次を連れて来いと言ったはずだ。そちらが境界点について嘘を突き通すなら、自分の押印も無効だ。」と述べられたので、「市長は対応できないので私たちが対応します。押印を無効とすることはできません。嘘もついていません。境界点ではなく、工事の掘削幅を示しました。」と説明しました。続けて、「合筆をした方が良くと騙して、負担金を多くとるのだろう。土地の合筆について印鑑は無効だから元に戻してほしい。」と申立人は述べられたので、「騙したということはありません。そのことについて、前回の立会い時に他部署の者が説明したと思います。分筆するなら申立人の方でしていただくことになるのでお金はかかると思います。」と説明しましたが、申立人は「自分はしない。そっちでしてくれ。」と述べられ、平行線のまま話は終わりました。

同月〇日、申立人から土木管理課へ電話があり、「市が保有している、自分の署名押印がなされた書類を全部持ってきてほしい。また、トップの人を連れてきてほしい。」というご要望がありました。これに対して、「担当が訪問します。書類は担当している部署が違うので地籍関係の書類だけ持って行きますが、必要であれば担当している部署を教えるので、そちらにお問い合わせください。」と説明しました。

同月〇日、土木管理課が申立人宅を訪問し、申立人が署名押印している地籍調査票及び地籍調査結果閲覧表を示しながら、地籍調査や土地の分筆について説明をしましたが、申立人は納得されず、下水道工事の不備の指摘や土地の分筆を市に求めるといったことを繰り返され、ご理解していただけませんでした。さらに、途中から給排水設備課も加わり、負担金の制度説明や未納分の負担金の催告を行いました。土地の合筆によって負担金の金額が大きくなったとの認識で納得されず、納付書及び催告書を受け取られませんでした。申立人から帰るよう促されたので、土木管理課及び給排水設備課ともに申立人宅から出たところ、ご家族様と居合わせました。事情を説明したところ、負担金についてはご家族様がお支払いの意向を示されました。

(1) 境界標について

申立人の宅地と、申立人の宅地の西側及び南側と接している市道については、平成9年の地籍調査時に官民境界確定を行っています。境界点については、境界標を設置するとともに、地籍調査の成果として記録されております。本件では、申立人から境界標の復元のご要望があったため、〇〇土木が平成29年4月〇日に現地確認を実施し、同月〇日に測量を行って復元しました。その際に、境界標として、円状の赤いプラスチックかさがついた鋲を設置しています。

なお、申立人は、「平成29年1月か2月頃、市から課長を含めて3人職員が来たときに、一番年の若い技師が、道路の中央に打ってあった青い釘を指差しながら『これが境界です

ね。』と言って、私も『境界です。』と言った経緯があった。」と主張されています。平成 29 年 1 月〇日に、管路維持課が西側道路の下水道工事の掘削範囲を説明する過程で、掘削範囲が道路の幅員内で行われたことを示すために境界点に関する説明を行いました。その際の詳細なやり取りについての記録はありませんが、仮に申立人から円状の青いプラスチックかさのついた鉋について、「境界点か」とご質問を受けたとしても、管路維持課では所管外の業務になりますので、「分かりません。」としか答えようがなく、申立人がご主張されるようなやり取りはなかったものと認識しております。同年 5 月〇日の立会い時にも、実際に、道路の中央付近に円状の青いプラスチックかさのついた鉋を市が設置したという資料は残っておらず、境界とは何ら関係のないものであると認識しております。

(2) 申立人への対応について

最初に申立人から境界標の復元のご相談を受けたのは管路維持課でしたが、所管業務ではないため、土木管理課及び〇〇土木に相談をしました。地籍調査を所管している土木管理課では地籍調査の境界標の復元は行っていないですが、道路に関する境界標の復元については〇〇土木が所管しているため、〇〇土木が境界標の復元を実施いたしました。

申立人は「たらい回しにされた」と主張されていますが、申立人のご質問やご要望が多岐にわたったため、各部署で所管業務として対応できるご相談には対応し、対応できないものについてはほかの部署を案内してきたところです。この点につきましては、申立人におかれましては何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

また、申立人とお電話の中で突然に対応者が代わったり、お話の中で年齢をお聞きするといったことはしておりません。各部署ともに、申立人のご要望やご質問には可能な限りご期待に沿うよう対応してまいりました。この点につきましても何卒ご理解いただきたいと思います。

【オンブズマンの判断】

1 申立人のご主張は、申立人所有の土地と市道の境界標をめぐるやり取りの中で、市の対応に納得がいけないというものです。

まず、申立人がこのようなご不満を抱かれる発端となったのは、平成 29 年 1 月〇日に実施された現地調査時のやり取りにあるように思われます。

申立ての趣旨によれば、「平成 29 年 1 月か 2 月頃、市から課長を含めて 3 人職員が来たときに、一番年の若い技師が、道路の中央に打ってあった青い釘を指差しながら『これが境界ですね。』と言って、私も『境界です。』と言った経緯があった。」ということです。これに対して、「市からの回答」によると「平成 29 年 1 月〇日に、管路維持課が西側道路の下水道工事の掘削範囲を説明する過程で、掘削範囲が道路の幅員内で行われたことを示すために境界点に関する説明を行いました。その際の詳細なやり取りについての記録はありませんが、仮に申立人から円状の青いプラスチックかさのついた鉋について、『境界点か』とご質問を受けたとしても、管路維持課では所管外の業務になりますので、『分かりませ

ん。』としか答えようがなく、申立人がご主張されるようなやり取りはなかったものと認識しております。」ということです。

オンブズマンとしては、現地調査時の具体的なやり取りについての客観的資料がないため、市の説明に不備があったかは認定することはできません。もっとも、オンブズマンが調査したところによれば、問題となっている円状の青いプラスチックのかさのついた鉢は、申立人所有の土地と市道の境目近くではなく市道の中央にあることから、少なくとも申立人所有の土地と市道の境界点には何ら関係ないものと考えられます。

2 次に、申立人は、市に「本庁に問い合わせに行った際も、〇〇土木センターが担当と言われ、場所もよく分からずに苦勞して行ったら、本庁が担当だと言われ、たらい回しにされた。」とご主張されています。「市からの回答」によれば、申立人がどこかの部署を訪れたという事実はなく、実際に申立人がご主張されるようなやり取りがあったかは、これを示す客観的資料がないため認定できません。

しかしながら、本件は境界標に関しての苦情申し立てとなっていますが、申立人と市の間では、下水道工事に関すること、地籍調査に関すること、下水道受益者負担金に関すること等、市の職務に関して多岐にわたる内容の話が出てきています。市では、行政各分野の広範な業務を行っており、それぞれに所管業務が割り振られています。今回の申立人のご要望やご質問に対応するとなると、1つの部署で対応するということは不可能であると考えられ、4つの部署がそれぞれ所管業務について対応していたことについては、特に問題はなかったものと考えられます。

3 なお、申立人は「本庁に電話をしたところ、最初に対応した職員は親切に対応してくれたのに、途中で上司らしき職員が「代われ。」と行って、私に年齢を聞いてくるなど、失礼な対応をとった。」とご主張されています。これに対して、市からの回答によると、「申立人のお電話の中で突然に対応者が代わったり、お話の中で年齢をお聞きするといったことはしておりません。」ということですが、具体的なやり取りの有無を示す客観的資料がないため、判断を示すことはできません。

(14) 地籍調査に伴う自宅敷地の合筆

【苦情申立ての趣旨】

約20年ほど前、地籍調査があった。その際に、私の土地であるa1番地とa2番地について、市の職員が「合筆なさるですたい。」と言ったので、何気なく合筆を了承した。a1番地とa2番地はともに宅地ではあったが、a1番地は〇〇があるだけで、実質的には畑として使われていた。また、当時は、a1番地については、受益者負担金を払う必要がなかった。

その後、平成22年頃に下水道設置工事があり、受益者負担金を支払うことになった。受益者負担金を支払わなければならなくなり、土地の面積が大きくなったので、金額も増えた。このような事態になることを、地籍調査のときに説明はしてくれていなかった。

平成29年5月頃から、地籍調査の件について土木管理課に話をしてきたが納得できるものではなかった。また、受益者負担金についても、上下水道局から説明を受けたが納得できなかった。

市は、合筆を勧めるならば、合筆後にどのようなことになるのかしっかりと説明すべきである。市では、どのようなことになるのか知っているのに私は何も知らなかったのだから、受益者負担金を増やすために合筆を勧めたとは思えない。合筆した土地を分筆してほしいし、地籍調査時の説明に関する最近の土木管理課の対応や、受益者負担金に関する上下水道局の対応に納得がいかないので、苦情を申し立てる。

※本事案については、(13)「自宅敷地と道路との境界鋳」及び(19)「下水道工事による塀の傾き」と関連した事案のため、【市からの回答】、【オンブズマンの判断】については、(13)「自宅敷地と道路との境界鋳」を参照ください。

(15) 地籍調査の説明

【苦情申立ての趣旨】

私は、熊本市〇〇区〇〇に土地（以下「本件土地」という。）を所有しており、昭和〇〇年よりおよそ60年間親族が建てた家に、現在は一人で居住している。

市から「地籍調査事業（官民境界等先行調査）に伴う境界立会について（お願い）」という書面が平成29年8月〇日付けで送られてきて、同年9月〇日、本件土地と市道の境界立会いが行われた（以下「平成29年立会い」という。）。

土木管理課の〇〇氏と〇〇氏が来たが、本件土地を一周するような順番でほかの土地から先にして、最後にまわされたため40分も待たされた。ようやく私の番になったが、ほかの方々には丁寧に話していたのに、私に対しては周りに聞こえるような大声で話し、一方的に「明治時代に道路の位置は決まっている。あなたの家が市道に出ている。」など言って、私の話は一切聞いてくれず、高圧的で威嚇的な対応だった。また、私が平成23年4月に提出した写真のことを聞くと、対向地の地権者に聞こえるように、「そのような写真が提出された事実はない。」と大声で否定した。さらに、「これだけ市道にはみ出ている。」と言って、私の家のブロック塀に白いチョークで線を書いてしまった。

なお、前提として、本件土地については、これまでも境界について市等と揉めてきた経緯がある。昭和40年代、市道に側溝が作られた際、市は、道路の中（対向地側）に側溝を作った。平成14年7月〇日、対向地の地権者が雇ったと思われる土地家屋調査士が「市の調査」とかたったのを信じ、当時住んでいた〇〇から出て来て立会いに協力したが、恐喝的な立会いだったため、翌〇日、市の市民相談所に行って相談したところ、数日後、職員が〇〇氏が現地に来て、元の道路の位置を確定した上で、「対向地との間には市道があるので大丈夫です。」と言ってくれた。ちなみに、その当時は、まだ前の対向地の地権者が建てた家があったが、側溝部分も市道としてきちんと認識されており、市道の幅や位置は従来

のままだった。しかし、今から約 10 年前、現在の対向地の地権者が引っ越してきた際、側溝部分を自分の土地にしてしまった。これが問題の発端であった。また、平成 23 年 4 月〇日、市から、「〇〇工事のためトラックを通せるように本件市道に鉄板を入れる。」との通知があり、市職員の〇〇氏による境界立会いが行われた際、「町内会長の〇〇の立会いにより決定した。」と言われ、いつの間にか市道の位置が本件土地寄りに変更されていた。そこで、市民相談所を訪れ、相談員同席の上で、以前の市道の位置が分かる写真を土木管理課に提出したところ、対応した市職員の〇〇氏は無言になり、「調べて連絡する。」と言ったのに、それ以降は何も言ってこなかったのも、私の主張が認められたと思っていたが、平成 29 年になって、いきなり立会いの書面が送られてきて驚いた。現在は、対向地が本来の市道の位置を越えているため、道路幅が狭くなり、私の家の駐車場が使えず、一般の有料駐車場を使用している状況である。

平成 29 年立会いの際、証拠となる写真を処分したうえ、受け取った事実すら否定したり、60 年前からの記録が一切ないという返事をしたり、対向地の地権者が雇った者の作成した図を採用して、測量を行わずに道路の位置を決定したり、私の話を全く聞かないなど不公正な調査が行われたこと、市職員の対応が私に対してだけ高圧的で威嚇的だったことが納得できないので苦情を申し立てる。

【市からの回答】

1 本件の経緯

平成 29 年 8 月〇日、官民境界等先行調査を行うため、平成 29 年 9 月〇日 10:30～11:30 の間に〇〇地番、〇〇の申立人の所有地（以下「申立人所有地」という。）の境界立会いをお願いする通知文「地籍調査事業（官民境界等先行調査）に伴う境界立会いについて（お願い）」を郵送しました。

同年 8 月〇日、申立人から土木管理課（以下「担当課」という。）へ電話があり、「過去に何度も立会いを行っており、今回も立ち会う必要があるのか。対向地（地番〇〇）が前面に出てきており、道路幅員が狭くなった。前々回の立会いでは、市役所職員の態度が悪く恫喝された。しかし、その後もう一度立会いを行ったときの職員は、対応が非常に丁寧だった。業者と立ち会ったときも恫喝された。」旨おっしゃったため、「今回、〇〇で調査を実施しており、過去に立会いをさせていただいた地権者にも、当時確定した境界の確認をしていただくために再度お願いしています。過去に立会いを行ったのであれば、市役所で立会記録等を整理しているはずなので、何年くらい前に立会いを行ったか教えてもらえませんか。」と尋ねたところ、「立ち会った時期などをメモしたものを自宅に保管していたが、泥棒が入って記録を盗んでいった。泥棒は業者と結託した組織的な犯罪だ。」とおっしゃったため、こちらでも資料の有無を確認して、資料があれば立会い時に持参していく旨伝えました。その後、記録・資料等を確認しましたが、申立人所有地に関しては、平成 14 年に対向地（地番〇〇）の申請で実施された際の境界立会記録しかありませんでした。

同年 9 月〇日、市職員 2 名、委託業者 8 名の計 10 名を 2 班体制に分けて、10:30～11:30 の時間帯で〇〇のうち〇筆（予定では〇筆。）の境界立会いを行いました。朝一番目（9:30～10:30）は、県道〇〇線側を起点として境界立会いを始めたため、10:30 から県道〇〇線側から〇〇側へ向けて境界立会いを進めていく計画でしたが、その中で「早く立会いを行ってほしい。」との要請が数名の所有者からあったため、要望を整理しながら順序を決めて調査を実施しました。

同日 11 時過ぎ、申立人所有地と対向地〇〇と市道〇〇第〇号線（以下「〇号線」という。）との境界立会いを実施し（以下「本件立会い」という。）、担当者が、立会い順によりお待たせしたことのお詫びをした上で今回の調査の趣旨を説明したところ、申立人が、過去の資料や写真は見つかったか尋ねられました。当時の資料を確認したが、写真は見つからなかったことを伝えたところ、「ないはずはない。資料の保管状況はどうなっているのか。」とおっしゃったため、「記録がある分については、各部署で保管しています。」「平成 14 年の立会記録によると、〇号線の幅員は検図より〇間〇尺〇寸となっており、幅員は〇m と考えられます。検図は明治時代に作られたものです。平成 14 年の立会記録では、〇〇側から〇号線の道路中心が推定されており、今回もそれを基に推定した道路中心から、あなた様側と対向地側にそれぞれ〇m（幅員〇m の半分）の位置が市道と民有地の境界ではないかと考えております。」と説明し、ご意見を聞かせてくださるようお願いしました。申立人が、「ここは、60 年前から住んでおりブロック塀も変わっていない。ブロックが境界にかかるはずはない。昔はもっと道路側にブロックがあったのを車や人が通りやすいように今の位置までさがって道路を広げてあげた。それなのに道路境界が土地の中にあるなんておかしい。以前写真を提出したからそれを見てくださいれば分かる。」とおっしゃったため、資料を確認したものの平成 14 年の立会記録以外はなかったことを再度説明しました。このようなやり取りを 10 分ほど繰り返した後、市が主張する境界が具体的にどの位置かをブロック塀に石筆で線を引いて見ていただきましたが、納得されず、結果的に境界は確定しませんでした。そこで、対向地の土地所有者に対しても、境界確定については不調に終わった旨を説明して解散しました。

2 地籍調査事業及びそれに伴う官民境界等先行調査について

「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること（国土調査法第 2 条第 5 項）で、市民財産の保全はもとより、あらゆる土地に関する基礎資料を整備することを目的としています。現在の土地は、明治時代の地租改正事業で記録されたものを基にされており、現在の状況と異なるものもあるため、地籍調査を実施し、土地の形状・面積、地目を調査します。

通常的地籍調査を行う場合、民有地間の境界についても同時に調査を行うため時間がかかり、一定の範囲しか調査が進まない実情があります。そこで、地籍調査の実施が必要であるにもかかわらず、調査が難しく進捗が遅れている都市部においては、より広範囲で官民

境界等の明確化ができる官民境界（道路・水路などの街区の外周位置）のみの調査（境界確認等）を先行して行い、基礎的情報の整理を行います。当該調査を実施することで、官地と民地の境界が明確となるため、土地の売買や分筆、建築の際に必要な市との道路・水路境界立会いが不要となったり、災害時に官民境界が速やかに復元され、道路やライフラインの復旧を迅速に行えたりするなどの利点があります。

3 申立人への対応について

（１） 境界立会い及び境界確定について

道路境界立会いの流れとしては、市が根拠資料を基に道路幅員などの道路境界案を提案し、土地所有者に同意をいただく場合が多いですが、土地所有者から根拠資料や代替案の提示があった場合、道路線形や隣接の道路境界との整合性など道路利用に影響がないことを確認し、参考にさせていただくこともあります。土地所有者（隣接・対向含む）全員の同意が得られた場合、同意書に署名・捺印いただき境界確定となります。同意が得られなかった場合、立会不調として処理します。なお、測量は境界が確定した後に行います。

本件につきまして、過去の立会記録では、申立人所有地周辺（隣接地・対向地）は境界が確定しておりません。立会いに際しては、市が管理している「道路の境界立会記録」及び明治時代に作成された「検図」、法務局の「字図」等の関係資料を基に説明しております。申立人は「対向地の地権者が雇った者の作成した図を採用した」と主張されていますが、そのような経緯はありません。具体的には、○号線については、検図に道路幅員が○間○尺○寸=○mとあり幅員は○mであること、平成14年の立会記録では○○側から○号線の道路中心が推定されていたため今回もそれを基にし、さらに現地の道路の幅員も測った上でその中心を道路中心と推定したこと、○m幅員（道路中心から○m）について確保しようとすると、申立人所有地及び対向地ともに現況は○号線に入り込んでいる状況であることなどを説明しましたが、申立人にご納得いただけず、道路境界は確定できませんでした。そこで、申立人と対向地の土地所有者に立会不調の説明を行い、本件立会いは終了しました。

ただ、申立人は「現在の対向地の地権者が引っ越してきた際、側溝部分を自分の土地にしてしまった。」と述べられていますが、平成14年の立会記録でも側溝は市道内とされており、9月○日の立会い時において、対向地の土地所有者は「側溝は市道内である。」という認識でいらっしゃいました。また、誰が設置したものかは不明ですが、平成14年の立会記録に記載のあったコンクリート杭（対向地○○と対向地の隣接地の○○境界付近）が現在も設置されており、平成14年の立会記録と現地の状況は整合していると考えられます。

なお、今回の官民境界等先行調査では、○号線の道路境界は、申立人所有地（○○、○）と対向地（○○）以外は全て確定しております。

（２） 境界立会いの順序について

官民境界立会いの1日の流れとしては、9:30～10:30、10:30～11:30、13:30～14:30、15:30～16:30の4時間帯で、2班（又は3班）で分担して、1筆5分～20分程度、1日あたり40筆～80筆の調査を実施しております。境界立会いは、前後時間帯の調査位置などを考慮し、

順番を決定しますが、所有者の方から「時間がない。」「用事があるので早くしてほしい。」などのご要望があった場合は、整理しながら順番を決めて調査を行います。限られた時間の中で効率良く対応しておりますが、時間が多少ずれたりお待たせしたりする場合もあるため、土地所有者にはその都度お待ちいただいたことへのお詫びと説明を行い、ご理解いただいております。

平成 29 年 9 月〇日は、〇時間帯で計〇筆の調査を予定しており、朝一番目（9:30～10:30）が県道〇〇線側の境界立会いでしたので、申立人所有地が含まれる 10:30～11:30 の立会いも、県道から〇〇側に向けて実施していききました。同時時間帯の実施予定地の中で、申立人所有地は奥側（〇〇側）に位置していること、ほかの方から立会いを早くしてほしいとのご要望があったことなどから、申立人所有地及び対向地は同時時間帯の最後に実施しました。申立人は、10 時 30 分頃に〇〇を行われていたようですが、隣の土地の立会いに時間を要したため、一旦家の中に入られたようでした。11 時過ぎ、申立人が門のところに出てこられたので、境界立会いをお願いしました。立会いの予定時間帯内ではありましたが、立会い順により 30 分～40 分ほどお待たせすることとなったため、申立人にお詫びと説明を行いました。

（３） 境界立会い時の職員の対応について

本件立会いでは、申立人のご主張を聞きながら、関係資料を基に道路幅員の話、現況道路の状況や対向地側の主張などを一通り説明しました。申立人は、「高圧的」、「威圧的」な対応だったと主張されていますが、ほかの土地所有者の方々と特段異なる対応は行っておりません。声の大きさに関しましても、ほかの土地所有者への対応と同じ通常の声量で説明しており、特に大声を出したりはしていません。

「私の家のブロック塀に白いチョークで線を書いてしまった」とのご主張につきましては、境界が民地側に入り込んでいると想定される場合、通常、構造物に目印として石筆（比較的容易に消すことが可能なもの。）で書いて示すことによって境界位置案を明確に認識していただくよう努力しており、その際には、一度お声をかけて線を引かせていただいております。今回は、道路と民地の境界であると想定される位置に申立人宅のブロック塀があり、石筆で線を引いて境界位置案を示したものです。

申立人は、平成 23 年に市道の位置が分かる写真を提出したと主張されていますが、過去の資料等を確認したところ、写真は確認できませんでした。また、「証拠となる写真を処分したうえ、受け取った事実すら否定した」と主張されていますが、本件立会い時に、写真の処分についての回答及び受け取った事実を否定するなどの対応は行っておりません。本件立会いの際も、写真を現在もお持ちであれば見せていただけないかとお願ひしましたが、家に泥棒が入って盗まれたと言われ、写真については確認できませんでした。

４ 今後の方針

今回の官民境界等先行調査業務においては、現地立会い、境界確認作業の中で申立人と市の意見が異なり境界確定には至りませんでした。立会期間は過ぎましたが再度ご説明等

を希望される地権者様には随時対応していきます。また、調査時期は未定ではありますが、今回確認できなかった官民境界については、地籍調査の一環である後続の一筆調査（官民境界だけでなく民有地間の境界についても調査を行う。）時に再度説明を行い確定できるよう努めます。さらに、通常のとおり、土木センターで個人申請の手順に則り、道路境界の立会いを行うことも可能です。

今後も市民の皆様には地籍調査及び境界立会いに対してご理解とご協力をいただけるように、丁寧な説明と誠実な対応を続けてまいります。

【オンブズマンの判断】

1 オンブズマンの調査の対象について

申立人は、苦情申立ての趣旨で述べられているように、申立人の所有地である〇〇の地番〇〇、〇〇（以下「本件土地」という。）に関する平成 14 年頃からの対向地権者や市との境界立会い及びそれに係る職員の対応等について問題にされているようです。しかし、熊本市オンブズマン条例では、「オンブズマンの管轄は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」（第 6 条柱書本文）とされており、また、「苦情の申立てに係る事実のあった日又は終わった日から 1 年以上経過しているとき。」は当該苦情を調査しないと定めています（第 15 条柱書、同条第 3 号本文）。したがって、申立人が主張されている平成 14 年や平成 23 年の対向地権者や市との境界立会い及びそれに係る職員の対応等についてはオンブズマンの調査の対象とはなりません。この点は、申立人にも説明し、ご理解をいただいたところです。そこで、本件においては、平成 29 年 9 月〇日に行われた本件土地と熊本市道〇〇第〇号線（以下「〇号線」という。）の境界立会い（以下「本件立会い」という。）の際、市の申立人への対応に問題がなかったかについてのみ検討することとします。

2 申立人への対応について

（1）立会いの順序について

申立人は、「本件土地を一周するような順番でほかの土地から先にして、最後にまわされたため 40 分も待たされた。」と主張されています。

「市からの回答」によると、申立人の主張されるように、本件土地及び対向地（〇〇の地番〇〇。以下「地番〇〇」という。）の立会いは、10 時 30 分～11 時 30 分の時間帯の最後に実施したということです。そのような順序で行った経緯については、「市からの回答」に詳しく記載されています。通常、官民境界等先行調査における境界立会いを行う場合、「前後時間帯の調査位置などを考慮し、順番を決定しますが、所有者の方から『時間がない。』『用事があるので早くしてほしい。』などのご要望があった場合は、整理しながら順番を決めて調査を行」っており、本件についても、県道〇〇線側から〇〇側へ向けて境界立会いを進めていく計画の中で「早く立会いを行ってほしい。」との要請が数名の所有者からあったためそれも考慮して順序を決めた、ということです。

待っている間、申立人はそのような事情をご存知なかったですし、待つ側は時間が長く感じられるものですから、なぜ、自分が最後にまわされたのかと疑問に感じられたり、そのことで不快に思われたりしたお気持ちは理解できます。しかし、官民境界等先行調査の場合、申請に基づき境界立会を行う場合とは異なり、市は立会いを依頼する立場になりますから、順序を早くしてほしいという方の要望等を考慮しながら順序を決めるのはやむを得ないことだと考えます。また、市が事前に送付した「地籍調査事業（官民境界等先行調査）に伴う境界立会について（お願い）」には、立会日時として「10 時 30 分～11 時 30 分の間」との記載があり、この時間内に実施されたことは両者の主張から明らかですし、担当者は待たせたことについてお詫びしたということですから、市の対応に問題があったとはいえません。

（２） 境界確定及びその説明について

申立人は「対向地の地権者が雇った者の作成した図を採用して、測量を行わずに道路の位置を決定したり、私の話を全く聞かないなど不公正な調査が行われた」と主張されていますが、「市からの回答」によると、「市が主張する境界が具体的にどの位置かをブロック塀に石筆で線を引いて見ていただきましたが、納得されず、結果的に境界は確定しませんでした。」とのことで、本件土地や地番〇〇と〇号線の道路境界は確定しておらず、〇号線の位置もまだ決定していないことになります。

申立人の主張される「対向地の地権者が雇った者の作成した図」が、何を指しておられるのかははっきりと分かりませんが、「市からの回答」によると、市が資料として用いたのは、「市が管理している『道路の境界立会記録』及び明治時代に作成された『検図』、法務局の『字図』等の関係資料」ということです。「検図」は、明治時代に作成された平面図で、道路や水路等の幅員が記載された資料であり、〇号線の部分にも幅員の記載があります。古い資料なので判別が難しいところもありますが、土木管理課では「〇間〇尺〇寸」と記載されていると判断したということです。また、本件土地に関する「道路の境界立会記録」は、平成 14 年の境界立会記録しかなかったということで、オンブズマンも内容を確認しましたが、その記載によると、地番〇〇の当時の地権者が「道路境界立会願」を申請され、平成 14 年 7 月〇日及び同年 8 月〇日に地番〇〇を申請地としてその周辺の土地・道路の境界立会が行われています。その周辺土地の地権者数名からは市に対して「道路境界確認書」が提出されていますが、市の決裁文書の記載では、地番〇〇と〇号線との境界については、「今回申請については、過去参考立会記録（S54. 12. 〇）を基に検図幅〇間〇尺〇寸（〇m）で話を行ったが、関係地権者（〇〇・〇〇地先と〇〇地先）の間にある市道については、地権者同士の話し合いがつかず不調とした。〇〇地先と〇〇地先の間にある市道については、協議成立したが、〇〇・〇〇地先に影響があるため、保留としたもの。」となっており、平成 14 年の立会いでも、本件土地や地番〇〇と〇号線の道路境界は確定していなかったことが分かります。

境界確定における土地所有者、道路管理者（市）は、あくまで地権者として同等の立場

で境界立会いを行うもので、お互いの合意がなければ境界は確定されません。市としては、上記資料に基づき、市の考えとして「〇号線については、検図に道路幅員が〇間〇尺〇寸＝〇mとあり幅員は〇mであること、平成14年の立会記録では〇〇側から〇号線の道路中心が推定されていたため今回もそれを基にし、さらに現地の道路の幅員も測った上でその中心を道路中心と推定したこと、〇m幅員（道路中心から〇m）について確保しようとする、申立人所有地及び対向地ともに現況は〇号線に入り込んでいる状況であることなど」を述べたものということになります。申立人は、申立人の考えられる境界の位置と市が説明した境界の位置が異なることから、不公正な調査が行われたと思われ、また、担当者が、市の主張する境界が具体的にどの位置かを示すためブロック塀に石筆で線を引いたことなどから、市が道路の位置を決定したと思われたのではないかと推察しますが、市は、関係資料に基づき市の見解を説明したに過ぎず、そのことに問題があったとはいえません。

（３） 本件立会い時の職員の対応について

申立人は、ほかにも、「ほかの方々には丁寧と話していたのに、私に対しては周りに聞こえるような大声で話し、…、高圧的で威嚇的な対応だった。」、「私が平成23年4月に提出した写真のことを聞くと、対向地の地権者に聞こえるように、『そのような写真が提出された事実はない。』と大声で否定した。」、「『これだけ市道にはみ出ている。』と言って、私の家のブロック塀に白いチョークで線を書いてしまった。」など、職員の対応について苦情を述べられています。これに対し、市は、「ほかの土地所有者の方々と特段異なる対応は行っておりません。声の大きさに関しましても、ほかの土地所有者への対応と同じ通常の声量で説明しており、特に大声を出したりはしておりません。」、「本件立会い時に、写真の処分についての回答及び受け取った事実を否定するなどの対応は行っておりません。」、「境界が民地側に入り込んでいると想定される場合、通常、構造物に目印として石筆…で書いて示すことによって境界位置案を明確に認識していただくよう努力しており、その際には、一度お声をかけて線を引かせていただいております。今回は、道路と民地の境界であると想定される位置に申立人宅のブロック塀があり、石筆で線を引いて境界位置案を示したものです。」と述べています。

本件立会い時のやり取りについては、両者の主張が異なる部分があり、具体的にどのようなやり取りがされたのかは不明なため、担当者の対応に問題があったかどうかは判断できませんが、申立人としては、市の見解がご自身の考えと異なるものだったため、高圧的で威嚇的な対応だったと感じられたのではないかと考えます。境界確定の問題は土地の権利関係にかかる重要な問題ですから、担当課には、今後も、市民の方々の理解を得られるように十分な説明と丁寧な対応をこころがけてもらいたいと希望します。

３ 今後の方針について

市としては、「立会期間は過ぎましたが再度ご説明等を希望される地権者様には随時対応していきます。」、「今回確認できなかった官民境界については、地籍調査の一環である後続の一筆調査…時に再度説明を行い確定できるよう努めます。」、「今後も市民の皆様に地籍調

査及び境界立会いに対してご理解とご協力をいただけるように、丁寧な説明と誠実な対応を続けてまいります。」ということです。オンブズマンとしても、今後、申立人、対向地権者、市との協議により境界が確定し、長年の申立人の懸案が解消されることを望みます。

（１６）マンションの建築確認（市民Ｃ）

【苦情申立ての趣旨】

自宅のすぐ近くに「〇階建て〇〇」直高約〇メートルと「〇階建て賃貸マンション」直高約〇メートル（以下「本件建物」という。）が建設されることになっている。これについては、平成２８年９月下旬に「建設地」（以下「本件土地」という。）周辺の一部の住家に「Ａ社」（以下「建設業者」という。）が配布した書面によって公にされました。

本件建物の敷地は、周辺の既存住居敷地よりも〇～〇〇メートル程度高いうえ、住居から見て東南方向に位置していることから、重大な環境悪化が生じることが確実視されたので、昨年１０月以降、本件土地及び本件建物に関連する熊本市の行政行為について法的な問題はないのか、関係各課に説明を求めましたが法律に沿って適正に処理されていることを説明していただけません。

本件土地の西側にある住居は、既存建物のすべてが〇階建て以下の戸建住宅で街並みが形成されています。この低層住宅の環境を多くの住民は愛でていましたが、熊本市は地元住民へ十分な説明もなく、平成８年に第二種中高層住居専用地域に指定しました。これによって資金さえあれば建築高は無制限となり、今回の住民が望まない建築物の出現を許す元となっています。

そして熊本市に自治会が本件土地の跡地利用に関する懸念を伝え、善処をお願いしていたにも関わらず、地元の想いは完全に無視されて、建設業者の望む建築物に組織を上げて協力しています。

本件土地は、西側の住宅敷地よりも〇メートル～〇〇メートルほど高い位置にあることから、この先、本件建物が完成すれば周辺の居住者には冬場の日照障害が著しいだけでなく、天空を覆う建築物からの威圧感に１年中苛まれることになります。建築行政は、後から建築する側に配慮を求め、このような不都合が生じないように調和を図ることが本来の使命であるはずですが。

平成２８年１０月〇日の地元説明会での建築指導課の回答は、「建築確認申請が上がってくれば確認書をおろすしかない。」の一点張りです。建設業者が建築確認申請を出す前から、すでに審査結果は決まっていると言わんばかりです。また、建設業者は「早い段階から地元の説明すると、反対されて建築ができなくなるので説明はしなかった。現在の計画を変更することはない。」とのこと。この建設業者の横柄で頑なな姿勢の後ろには大きな後ろ盾の存在が見て取れました。

私たちは、建設業者が自ら地元に関心することはないと考えましたので、この説明会のなかで建築指導課には建築確認審査における法的適正の確保と、建設業者と地元住民の双

方が歩み寄るための采配をお願いしたのですが、一方通行となってしまいました。

説明会では建築指導課から、当地域における建築審査について説明らしい説明もなかったことから、後日、自治会長と共に建築指導課を訪ね、「こんな建物をこの場所に建てるのが本当に法令上認められるのか。きちんと建設業者を指導しないからこういうことになっているのではないか。」と問うと、対応した建築指導課長は「建築確認は指定検査機関であるB社がすることになっており、私たちには手が出せない。」と言われ、また「建設業者には文書配布ではなく、もっと早い時期に地元説明会をさせるべきだったのではないか。そういった指導はしたのか。」という指摘についても、「建設業者には建築指導要綱を渡し、地元への十分な説明をお願いしていた。言うことを聞かない業者にはなすすべもなく、今回のケースは環境紛争調整委員会に仲裁を依頼するとよい。」と、環境政策課への相談を勧めるなど、まるで建築指導課は当事者ではないという対応でした。

建築指導課から十分な説明がないので、本件建物の建築が法令上適切なのか自ら検討したところ、幾つかの疑問点が生じたので11月に何度か建設指導課へ行き法的な質問をしましたが「審査はB社がするので、こちらには資料もない。こちらでは判断できないので、設計をした業者に聞いてほしい。」と言われましたが、建築指導課の存在意義を指摘すると、「建築確認がおりた後に、もしB社の審査に違法が見つければ、その時は建築確認を取り消す。」という回答で話を終えました。

熊本県にB社に対する熊本市の権限の有無を確認したところ、「熊本市はB社に審査中の指導ができるし、熊本市にも資料はあるはず。」とのことであり、建築指導課長は、その場しのぎの嘘を言っていたようです。

その後、設計業者の「C設計：〇〇」と「D設計：賃貸マンション」に設計の根拠を確認しましたが、肝心な部分では身勝手な解釈を繰り返すばかりで埒があきませんでした。

その後さらに検討を重ねたところ、本件建物は熊本市内の他の第二種中高層住居専用地域にある同様な建物に比べ、どう見ても建築制限が緩く、立地条件を比べればむしろ本件建物が厳しく建築制限を受けるべきであるのに、現実はそうになっていないことに気付き、その原因をさぐるために建築基準法を読み進めると、「前面道路」という言葉に行き着きました。

そこで、平成28年11月〇日に建築指導課へ情報公開請求を行い、建築基準法施行令第131条の2「前面道路とみなす道路」に規定されている「指定」に関する資料を求めたところ、「熊本市の全域において同条に規定する街区の指定をしていない」「特定行政庁が指定するものについては、その街区が接する道路を前面道路とする」という回答がありました。

この回答からすると熊本市には、「前面道路」は存在しないはずであるが、現実には「前面道路」として審査が行われており、本当に指定する文書がないのであれば、熊本市は、建築基準法施行令第131条の2を口先で運用していることになります。このことは建築基準法に違反しているだけでなく、法の下での平等を捻じ曲げる許されない行為です。

もし、前面道路でないとすれば、〇階建て〇〇は一部が〇階建てとなり、〇階建て賃貸マンションは〇階以下となります。

加えて、〇階建て賃貸マンションは建築基準法第56条の2の別表四に規定する2時間半以下の日照障害規定の確認図を、西側の住居敷地高と本件建物の敷地高が同じ条件のもとで作図していますが、現実には〇メートル以上の敷地高差があり、これを考慮すると当該規定を満足しないことになります。

本当に、この建築基準法第56条の2の別表四が敷地間の高低差を無視できるなら、その他の多くの条項にある敷地の高低差に対する細やかな規定とはまったく整合が取れません。建築基準法はそんな支離滅裂な法律でしょうか。

同条の規定は、敷地高から1.5メートル、4メートル、6.5メートルの3段階です。このうち第二種中高層住居専用地域に規定する4メートルは、日照を受ける側の1階の屋根に日が当たる高さの面で日影図を作成することを示しています。業者の作成している日影図は、敷地高の差を考えると、住居の敷地から〇メートル上の〇階の屋根の面で作成されており、これでは同条が規定する最大値6.5メートルさえ超えることになります。

熊本県に当該条文の適用について尋ねると、他の特定行政庁の判断への口出しはできないと明言を避けました。この条項について、建築指導課は、なぜ建設業者の身勝手な解釈を認めるのか、その根拠を住民にわかりやすく説明する必要があります。

ちなみに、現実の高低差を考慮した上で日照障害を2時間半以下とするためには、建築物の幅は5メートル近く狭くする必要がありますが、それに伴う部屋数の減少によって、1部屋当たりの建設コストが増大し、採算を取るのが難しくなります。これが本当の理由であって、本来、〇階建て賃貸マンションを本件敷地に建てることは困難であるが、どうにかして建てることできるように、敷地間の高低差を無視するための身勝手な解釈を建築審査に取り入れているとしか考えられません。

そもそも、建築指導課が平成28年10月〇日の地元説明会で、建築申請の審査に関しては建築基準法の適用に一点の曇りもないことが説明できていれば、熊本市・建設業者・地元住民間に、この問題は発生していないはずです。

ところが、反対に熊本市は積極的に説明をしないばかりか、説明会では「建築確認申請が上がってくれば確認書をおろすしかない。」と言い、その後の質問においては「建築基準法の適用に間違いがあれば、建築確認は取り消す。」という発言を繰り返し、説明の先延ばしを図っていただけでした。

結局、建築指導課は建築確認審査の内容を私たちに説明することもなく、現在に至っています。

本件建物は、周辺の地形や土地利用などの条件を考慮すると、他の第二種中高層住居専用地域にある同様の建築物と比較して、厳しく建築制限するべきであるにも関わらず、建築確認の審査が相当に緩いのではないかという私たちの気持ちはいまだに拭えていません。

被災して全国から厚い支援をうけている現状を憂慮して、私たちは熊本市の多くの不都

合な事実も口外せず、熊本市の良心だけを頼りに訴え続けてきました。この気持を一抹の泡以下に扱われてしまったと思うと誠に残念です。

私たちは平成 28 年 10 月〇日の地元説明会以来、建築指導課の真摯な説明を待っていますが、その説明もないまま、今年の 3 月に〇階建て賃貸マンションは建築確認書がおりたと聞きました。

建築指導課は、これまでの約束どおり、建築確認の審査内容が適正であることを、地元住民に説明してください。そして、説明ができないのであれば、建築確認を取り消してください。

また、本件建物の審査が、同様の環境下にある実際の建築物の審査と比較しても、公平な基準の適用となっていることを示す形で、説明責任を果たしていただきたいと考えます。

【市からの回答】

1 本件の経緯について

平成 28 年 9 月〇日、申立人（E 氏、F 氏）宅の近くに建築される〇階建てマンション（以下「本件建物」という。）に関し、市内で建築物及び工作物の建築等を行う場合、確認申請の前に、建築主から本市に対し提出をお願いしている「建築確認申請事前調査報告書」の提出を受けました。

同年 10 月〇日、本件建物の周辺住民から、本件建物の建築に関して建築主である A 社が開催する住民説明会（以下「本件説明会」という。）に建築指導課及び管財課（以下「建築指導課等」という。）にも同席してほしい旨の強い要望があり、中立的な立場という条件で説明会への出席を了承しました。

同月〇日、建築指導課等が本件説明会に出席しました。本件説明会は、本来、A 社が建築計画等に関して周辺住民に説明するためのものですが、住民側から建築指導課等に対しては、「説明を受けていない」「一部にしか説明していない」「中高層の建物を規制してください」「地元が反対しているのに市は認めるのか」「地震で住民が苦しんでいるのにこれ以上苦しめないでください」「設計者が計画の変更を受け入れないし、説明にも納得できない」「要綱が機能していないので、要綱の意味がない」「紛争が起こっている書類を受け付けないでほしい」等の意見が出ました。これらの意見に対し、建築指導課は、「要綱が求めているのは届出であり、許可とは異なる。書類が揃っている以上受付をしなければならない。確認申請については、建築基準法（以下「法」という。）に適合していれば、建築確認済証を出さなければならないことをご理解いただきたい。」旨回答しましたが、ご納得いただけませんでした。

同月〇日、申立人（E 氏）が町内自治会長らと一緒に建築指導課へ来課され、法が定める日影制限や斜線制限に関してお尋ねがありましたので回答しましたが、ご納得いただけませんでした。

同月〇日、申立人（E 氏）から建築指導課へ電話があり、「本件建物は法に適合していな

と思うが、設計者の説明では納得できないので市で判断してほしい。」旨述べられました。これに対し、市からは、「建築確認申請が市に提出されていないので判断できないが、法の一般的なことについてはお答えします。」と回答しました。

同月〇日、前日に申立人（E氏）から頂いていたご質問に回答しましたが、ご納得いただけませんでした。

同月〇日、申立人（E氏）から、「本件建物について設計者から説明を聞くので、設計者の説明が法に則したものかどうか同席して確認してほしい。」旨の依頼がありました。

同年 11 月〇日午前、申立人（E氏）及び町内自治会長に対し、住民に対して設計者が説明を行う場に同席することを了承する旨伝えけるとともに、法の解釈について説明する場を市役所で用意することを了承する旨伝えました。その際、日程を決めていただくようお願いしましたが、申立人（E氏）から、「設計者からもう一度詳しく話を聞いて、疑問点を整理したい。それからお邪魔する。」旨の回答を受けました。

同月〇日、町内自治会から、本件建物の建築に反対する旨の署名が提出されました。

同月〇日、申立人（E氏）から市に対し、市長への手紙に対する返答が遅い旨ご指摘があったため、建築指導課から申立人（E氏）に対してご説明致しました。その際に、申立人（E氏）は、「自治会に対して、まだ市役所に説明を聞きに行かないように自分が止めている」「管財課及び住宅課がまともな回答をしないのに聞きに行っても意味がない」旨を述べられました。

同月〇日、申立人（E氏）が建築指導課へ来課され、前面道路及び平均地盤面の解釈について疑義が残る旨を述べられました。

同月〇日午前、町内自治会長より建築指導課に電話があり、本件建物の建築計画について市で規制することはできないのか確認したいとおっしゃられたため、都市計画法及び法に適合している限り規制はできない旨回答しました。

同日午後、申立人（E氏）より、建築基準法施行令（以下「施行令」という。）令第 131 条の 2 についての指定に関する決裁文書の情報開示請求がされました。市では同条に基づく指定はされていないため、申立人（E氏）に電話してその旨説明しようとしたのですが、指定がないのであれば前面道路ではないとおっしゃり、電話を切られました。

同年 12 月〇日、申立人（E氏）の情報開示請求に対し、文書は不存在である旨回答するとともに、補足文書として、「本市では市域全体において施行令第 131 条の 2 第 1 項にある街区についての指定はしておりません。」「参考までに、施行令第 131 条の 2 第 1 項の取扱いについて建築基準法質疑応答集の中では以下のとおり解説されております。『道路斜線制限については、次のような緩和措置がある。…本来建ぺい率、容積率、建築物の高さというものは、現行法で採用している敷地単位の規制よりも街区単位で規制する方が望ましいことであるが、実施問題としてはなかなかとり入れ難い。しかし、土地区画整理事業を施行した地区その他これに準ずるような整備の行われた地区で特定行政庁が指定するものについては、その街区が接する道路を前面道路とみなして、その街区のブロック単位で規制

を受ければ良いこととし、ブロック内の個々の敷地単位の規制は受けないこととしている。』」「また逐条解説建築基準法及び詳解建築基準法改訂版の中では道路斜線制限につきまして以下のとおり解説されています。『道路斜線制限は、市街地における重要な開放空間である道路及び沿道の建築物の日照、採光、通風、などの環境を確保することを目的とする制限である。』」「よって、敷地に接する法の道路は前面道路として道路斜線制限を適用することと考えます。ご理解の程よろしくお願い致します。」という内容の文書（以下「補足文書」という。）を添付しました。

同月〇日、申立人（E氏）から電話があり、補足文書の内容について説明しましたが、ご納得いただけませんでした。

平成 29 年 2 月〇日、A 社から指定確認検査機関である B 社に対して本件建物の建築確認申請がされました。

同月〇日、町内自治会長、申立人（F氏）ら 3 名が来庁され、建築指導課、都市政策課、管財課の各課にて対応しました。このとき、前面道路については、施行令第 131 条の 2 にある前面道路の指定をしていると建てる側に有利に働く内容で、市では指定していないことを説明しました。また、本件建物については指定確認検査機関に建築確認申請がされていることに関し、確認検査機関に委託しているのは市であり、市に責任があるのではないかとのご指摘がありましたので、確認検査機関は市から業務委託をしているわけではないことを説明するとともに、確認検査機関が確認済証を交付した場合には報告書が提出され、疑義があれば市が事情を聞いたり立入り検査を行ったりすることになるので、そういう意味での責任はあると認識していることを説明しました。この説明に対しては、建築確認が他人任せになり、市では建築計画の建築基準関係規定適合性が全く分からなくなるのではないかとのご指摘がありましたが、法改正により、民間活用によるサービス向上のため現在は指定確認検査機関でも行政と同様に建築確認が可能となっており、県外の確認検査機関でも書類上での確認審査ができるようになっていたことを説明しました。その後、建築協定についての質問を受け、地権者全員でなくとも良いものの、地権者の同意が必要であること、建築協定については、必要であれば市が出向いて説明を行うことも可能であることを説明しました。

同月〇日、B 社が本件建物の建築確認を行いました。

同月〇日付けで、B 社が本件建物の建築確認を行ったことについて、確認審査報告書が市へ提出されました。

2 建築確認について

法第 6 条第 1 項本文は、「建築主は…建築物を建築しようとする場合…においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。」と定めています。この規定に基づき、建築計画が建築基準関係規定に適合することについて確認することを建築確認といいます。

建築確認の際に適合性を確認する建築基準関係規定は具体的な技術的基準であり、適合性判断における裁量の余地はなく、建築計画が建築基準関係規定に適合していれば、確認をしなければならないものであるとされています。例えば、建築計画が建築基準関係規定に適合している以上、地域住民がその建築物の建築に反対している場合においても、これを理由に確認をしないことはできません。

なお、法は、第1条で、「この法律は、建物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」と定めています。ここにいう「最低の基準」の意味については、一般に、安全性等の確保と建築コスト等を考慮した基準であり、十分望ましい状態となるほどの内容のものではないと解されています。したがって、建築基準関係規定は、それに適合する建築物であれば誰にとっても望ましい建築物となるようなものではありません。

申立人は、「建築行政は、後から建築する側に配慮を求め、このような不都合が生じないように調和を図ることが本来の使命である」旨主張されていますが、上記のとおり、建築確認に関しては、「最低の基準」である建築基準関係規定に適合している場合には建築確認をしなければならないということ、建築基準関係規定に適合している建築物であれば誰にとっても望ましいものというわけではないことについて、先ずはご理解いただきたいと存じます。

3 建築確認の主体等について

先に述べたとおり、本件建物については、指定確認検査機関であるB社に建築確認の申請がされ、同社によって建築確認が行われています。

法第6条第1項本文は、「建築主は…建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。」と定めており、法第6条の2第1項は、「…建築物の計画…が建築基準関係規定に適合するものであることについて…国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。」と定めています。このような法の規定により、建築確認は、特定行政庁に設置される建築主事のほか、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）も行うことが可能です。

本件においては、市に設置された建築主事ではなく、指定確認検査機関に建築確認の申請がされたことから、法第6条の2第1項に基づき指定確認検査機関による建築確認が行われたものです。

もっとも、法第6条の2第5項によれば、指定確認検査機関は、「…確認済証…の交付をしたときは…確認審査報告書を作成し、当該確認済証…の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。」と定められ、同条第6項によれば、「特定行政庁は…確認審査報告書の提出を受けた場合において…確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めると

きは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。」と定められています。すなわち、ある建築物について指定確認検査機関に建築確認の申請がされ、指定確認検査機関が当該建築物について建築基準関係規定に適合するものと認めて確認済証の交付を行った場合、指定確認検査機関は確認審査報告書を特定行政庁に提出しなければならない、この場合において、特定行政庁が、当該建築物が建築基準関係規定に適合しないと認めた場合には、特定行政庁の判断によって当該確認済証の効力を失わせる事が可能となっています。

このような法の趣旨は、建築行政の主体である特定行政庁に、その所管区域において行われる建築確認についてすべからく知らしめ、必要に応じて違反是正対策等の措置を講ずることを可能とすることにより、指定確認検査機関が行った確認の内容を特定行政庁が再度審査するためではないとされています。すなわち、指定確認検査機関が特定の建築物について建築確認を行い、確認済証を交付した場合、市においては、改めて当該建築物について建築基準関係規定適合性をひとつひとつ確認すべきものではなく、審査確認報告書その他の端緒から当該建築物の建築基準関係規定適合性について疑義が生じた場合にはじめて、聴き取りや立入り等の調査を行って建築基準関係規定の適合性を確認すべきことになります。市においても、指定確認検査機関によって確認済証が交付された建築物の建築基準関係規定適合性を確認するため、年間数十件の立入り等を行っていますが、これは、審査確認報告書の内容やその他の事情に照らし、当該建築物の建築基準関係規定適合性に疑義が生じた場合に行っているものです。

本件において、市は、平成 29 年 2 月〇日に本件建物の建築確認にかかる審査確認報告書を受領しており、その内容を確認していますが、本件建物が建築基準関係規定に適合しないものであると疑われるものではありませんでした。

申立人は、本件建物の建築基準関係規定適合性について市自らが判断することを望まれているものと思われませんが、上記のとおり、現行法上、指定確認検査機関に対して建築確認の申請が行われた場合、市は、当該指定確認検査機関が行った建築確認の内容に疑義が生じた場合に初めて、当該建築物の建築基準関係規定適合性を確認すべきものであると考えておりますので、指定確認検査機関である B 社に対して建築確認の申請が行われ、審査確認報告書等から建築確認の内容に疑義が生じていない本件において、申立人のご要望に沿うことは出来かねます。

なお、申立人は、「熊本県に B 社に対する市の権限の有無を確認したところ、『市は B 社に審査中の指導ができるし、市にも資料はあるはず。』とのことであり、建築指導課長は、その場しのぎの嘘を言っていたようです。」旨主張されていますが、市から確認したところ、県の担当部署においても『市は B 社に審査中の指導ができるし、市にも資料はあるはず。』との認識は有していないとのことでした。

4 申立人が主張される法令の規定について

(1) 建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第 131 条の 2 について

施行令 131 条の 2 第 1 項は、「土地区画整理事業を施行した地区その他これに準ずる街区の整った地区内の街区で特定行政庁が指定するものについては、その街区の接する道路を前面道路とみなす。」と規定しています。

前面道路とは、原則として、建築物の敷地に接する道路をいいます。施行令第 131 条の 2 第 1 項は、その例外として、一定の場合には、特定行政庁の指定によって、敷地に接していない道路も前面道路とみなすことを定めた規定です。

申立人は、「…施行令第 131 条の 2…に規定されている『指定』に関する資料を求めたところ、『市の全域において同条に規定する街区の指定をしていない』…という回答がありました。この回答からすると熊本市には、『前面道路』は存在しないはずである」旨主張されていますが、上記のとおり、施行令第 131 条の 2 第 1 項は、例外的に建築物の敷地に接していない道路を前面道路とみなすための規定ですので、市において施行令第 131 条の 2 第 1 項に基づく街区の指定をしていないということは、敷地に接していない道路が同規定に基づいて前面道路とみなされることがないということを意味するにとどまり、建築物の敷地に接する道路は指定の有無に関わらず当然に前面道路として扱われることとなりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(2) 法第 56 条の 2 について

法第 56 条の 2 が定める日影規制は、住宅地における日照を確保するため、昭和 52 年の法改正により定められたものです。これは、中高層建築物が周囲に落とす日影の時間を制限することにより、日照条件の悪化を防ごうとするもので、冬至日における真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までの間に測定面に生ずる日影を、用途地域、建築物の高さや階数、建築物の敷地の境界線からの距離に応じて、日影時間を規制しています。ここに言う測定面とは、法第 56 条の 2 第 1 項に言う「…表（は）欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さの水平面」を言います。「平均地盤面」の意義については、法別表第 4 により、「当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう」と定義されています。

この点に関し、申立人は、「〇階建て賃貸マンションは建築基準法第 56 条の 2 の別表四に規定する 2 時間半以下の日照阻害規定の確認図を、西側の住居敷地高と本件建物の敷地高が同じ条件のもとで作図していますが、現実には〇メートル以上の敷地高差があり、これを考慮すると当規定を満足しないことになります。本当に、この建築基準法第 56 条の 2 の別表四が敷地間の高低差を無視できるなら、その他の多くの条項にある敷地の高低差に対する細やかな規定とはまったく整合が取れません。建築基準法はそんな支離滅裂な法律でしょうか。同条の規定は、敷地高から 1.5 メートル、4 メートル、6.5 メートルの 3 段階です。このうち第二種中高層住居専用地域に規定する〇メートルは、日照を受ける側の 1 階の屋根に日が当たる高さの面で日影図を作成することを示しています。業者の作成している日影図は、敷地高の差を考えると、住居の敷地から〇メートル上の〇階の屋根の面で作成さ

れており、これでは同条が規定する最大値 6.5 メートルさえ超えることになります。」と主張されていますが、上記のとおり、法の規定によれば、「平均地盤面」は建築物が地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さによって導かれ、測定面は当該平均地盤面からの高さによって導かれるもので、原則として、測定面を決定するにあたって建物の敷地と周囲の土地の高低差を考慮することはありません。また、この原則に対する例外として、法には、建築物の敷地が周囲の土地より低い場合にその高低差を考慮する規定（法第 56 条の 2 第 3 項、施行令第 135 条の 2）はあるものの、本件のように建物の敷地が周囲の土地より高い場合に、その高低差を考慮して測定面を低く設定する旨の規定はありません。

申立人は、「建築指導課は、なぜ建設業者の身勝手な解釈を認めるのか、その根拠を住民にわかりやすく説明する必要があります。」と主張されていますが、日影規制における測定面は法令上上記のように定められていることを繰り返しご説明しており、ご理解いただきたいと存じます。

5 申立人への説明について

申立人は、「市は積極的に説明をしないばかりか、説明会では『建築確認申請が上がってくれば確認書をおろすしかない。』と言い、その後の質問においては『建築基準法の適用に間違いがあれば、建築確認は取り消す。』という発言を繰り返し、説明の先延ばしを図っていただけでした。」と主張されていますが、説明会においては、地域住民から「地元が反対しているのに市は認めるのか」「地震で住民が苦しんでいるのにこれ以上苦しめないでください」等の訴えがあったため、建築確認の申請が市に対してされた場合には、書類が揃っている以上受付をしなければならないこと、法に適合していれば建築確認済証を交付しなければならないことを説明したのであり、申請があれば必ず確認済証を交付する旨述べたものではありません。

また、申立人は、「建築指導課は建築確認審査の内容を私たちに説明することもなく、現在に至っています。」「建築指導課の真摯な説明を待っています」「建築指導課は、これまでの約束どおり、建築確認の審査内容が適正であることを、地元住民に説明してください。」などと求められていますが、先に述べたとおり、本件建物については指定確認検査機関に対して建築確認の申請がされ、指定確認検査機関によって建築確認が行われて確認済証が交付されています。そのため、市としては、確認検査報告書その他の事情に照らして本件建物の建築基準関係規定適合性に疑義がない限り、本件建物の建築基準関係規定適合性を別途確認することはありません。そして、市が本件建物の建築基準関係規定適合性を審査していない以上、建築確認の具体的な審査内容等について市から説明をすることもできません。更に、本件建物の建築基準関係規定適合性について市から具体的な説明をすることができないということについては、申立人に対しても、理由を踏まえて繰り返し説明し、理解を求めてきたところです。

以上のとおり、市としては、建築確認の申請が市に対してされておらず、本件建物の建

築基準関係規定適合性について市から具体的な説明をすることができないという事情の下において、申立人に対し、市が本件建物の建築基準関係規定適合性を確認して説明することはできないことやその理由について可能な限り説明してきたものと認識しております。

一方、本件においても、法等の一般的な解釈など、市から説明することができる事項に関しては、申立人のご質問等に応じて、平成 28 年 10 月〇日、同月〇日、平成 29 年 2 月〇日の口頭での説明や補足文書において可能な限りの説明を行ってきました。

また、同年 10 月〇日に申立人（E 氏）から「本件建物について設計者から説明を聞くので、設計者の説明が法に則したものかどうか同席して確認してほしい。」旨依頼を受けた際にはこれを了承し、住民に対して設計者が説明を行う場に同席するとともに、法の解釈について説明する場を市役所で用意することを伝えた上で、日程を決めていただくようお願いしており、申立人の要望に応じて引き続き説明を行っていくつもりでございました。しかし、申立人（E 氏）から、「設計者からもう一度詳しく話を聞いて、疑問点を整理したい。それからお邪魔する。」旨回答を受け、さらに同年 11 月〇日に「自治会に対してまだ市役所に説明を聞きに行かないように自分が止めている」「管財課及び住宅課がまともな回答をしないのに聞きに行っても意味がない」旨述べられるなどし、現在に至るまで日程を定められることがなかったため、申立人と設計者が同席する説明の機会がなかったものです。

6 今後の方針について

本件建物については、確認審査報告書等を確認したところ、確認審査に対する疑義はなく、聴き取り調査や立ち入り調査等を行う予定はありません。申立人に対しては、法の求める最低の基準の意味や法解釈についてこれまでも説明を行ってきたところではありますが、今後もしもご要望があれば説明に努めたいと考えております。

また、市は、「熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱」（以下「要綱」という。）に基づいて、本件建物の建築主に対して「建築計画の周知・説明」や「その経過等の届出」について指導しており、建築主も地元説明会を実施するなどしているところですが、申立人が様々に主張している建築主が配慮すべき事項と建築計画の間にはいまだに開きがある状況であるため、今後とも、要綱の目指す相互理解が進むよう、建築主に対し、継続的に地域の皆様へ丁寧な説明を行うよう働きかけていきたいと考えております。

加えて、本件の建築計画について、一部の住民の方々から説明を聞いていない等の声があったことから、本年度から要綱の一部を改正し、近隣住民へ早期に広く周知の機会をつくるため、建築主が現地に建築計画概要の看板を設置するよう指導していくこととしております。

【オンブズマンの判断】

1 はじめに

本件において、申立人は、「建築指導課は、これまでの約束どおり、建築確認の審査内容が適正であることを、地元住民に説明してください。そして、説明ができないのであれば、

建築確認を取り消してください。」と要望されています。申立人は、自宅の近くに建設されることになった建物（以下「本件建物」という。）の建築計画は建築基準関係規定に適合せず、法令上建築することが許されないものであると考えられており、市の責任においてその疑義を解消するか、本件建物の建築を阻止することを求められているものと思います。

これに対し、市は、「市としては、確認検査報告書その他の事情に照らして本件建物の建築基準関係規定適合性に疑義がない限り、本件建物の建築基準関係規定適合性を別途確認することはありません。そして、市が本件建物の建築基準関係規定適合性を審査していない以上、建築確認の具体的な審査内容等について市から説明をすることもできません。」と回答しています。

このような市の対応が適切か否かを判断するにあたり、まず、本件と関係する限りにおいて、建築確認という制度の仕組みについて確認しておきたいと思います。

2 建築確認の仕組みについて

建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項は、「建築主は…建築物を建築しようとする場合…においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。」と定めており、この規定に基づき、建築計画が建築基準関係規定に適合していることを確認することを建築確認といいます。国土交通省が公表している資料「最近の建築確認件数等の状況について（平成29年1月～3月分）」によれば、熊本県内における建築確認申請2766件のうち、2695件について建築基準関係規定に適合していることが確認されています。

建築確認の主体は、従来は特定行政庁（本件の場合、市がこれに当たります。）に設置される建築主事のみとされていましたが、その後の法改正によって法第6条の2が新設され、現在では、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）も建築確認を行うことができることとされています。この法改正の趣旨については、従来特定行政庁において行っていた建築確認を指定確認検査機関によって行わせることにより、建築確認にかかる特定行政庁の負担を軽減し、特定行政庁の能力を違反建築の是正に集中させることにあるとされています。

指定確認検査機関が建築確認を行い、建築計画が建築基準関係規定に適合することを確認して確認済証を交付した場合には、指定確認検査機関は、特定行政庁に対し、確認審査報告書を提出しなければなりません（法第6条の2第5項）。この場合、特定行政庁において当該建築計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、特定行政庁は、当該確認済証の効力を失わせることができるとされています（同条第6項）。

3 指定確認検査機関に対して建築確認申請がされた場合の市の責任について

以上に確認したとおり、現行法の下においては、特定行政庁に設置される建築主事だけでなく、指定確認検査機関も建築確認を行うことができるものとされており、本件においては、指定確認検査機関（B社）に対して建築確認の申請がされています。市に対して「建

築確認の審査内容が適正であることを、地元住民に説明してください。」と求める申立人に対し、市の対応が先に述べたようなものに止まっているのは、指定確認検査機関に対して建築確認申請がされた場合の特定行政庁の責任に関する市の見解が、「指定確認検査機関に対して建築確認の申請が行われた場合、市は、当該指定確認検査機関が行った建築確認の内容に疑義が生じた場合に初めて、当該建築物の建築基準関係規定適合性を確認すべき」というものだからです。そこで、次に、指定確認検査機関に対して建築確認申請がされた場合の特定行政庁の責任のあり方について検討します。

建築確認は建築物の安全性を守るための公的制度であり、判例においても、「指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務の場合と同様に、地方公共団体の事務である旨判示されています（最高裁平成 17 年 6 月 24 日決定）。したがって、指定確認検査機関が建築確認を行った建築計画が建築基準関係規定に適合しないものである場合には、特定行政庁は、法第 6 条の 2 第 6 項に基づき確認済証の効力を失わせるなど、自らの責任において適切に対応すべきことは言うまでもありません。

しかし、一方で、法第 6 条の 2 第 1 項は建築確認に係る特定行政庁の負担を軽減し、特定行政庁の能力を違反是正に集中させることを目的として新設されたものですから、指定確認検査機関が建築確認を行った建築計画全てについて、特定行政庁がその建築基準関係規定適合性を審査しなければならないとすれば、法第 6 条の 2 第 1 項の趣旨を没却するおそれがあり、合理的とは言えません。

以上のような法の趣旨に鑑みれば、「指定確認検査機関に対して建築確認の申請が行われた場合、市は、当該指定確認検査機関が行った建築確認の内容に疑義が生じた場合に初めて、当該建築物の建築基準関係規定適合性を確認すべき」という市の見解は合理的であると言わざるを得ません。

したがって、市が本件建物の建築計画について、その建築基準関係規定適合性を審査すべきと言えるか否かは、本件建物の建築計画が建築基準関係規定に適合しないという疑いが一定程度存在するか否かによることになります。

4 本件建物の建築計画が建築基準関係規定に適合しないという疑いの有無について

この点、市からの回答によれば、「本件において、市は、平成 29 年 2 月〇日に本件建物の建築確認にかかる審査確認報告書を受理しており、その内容を確認していますが、本件建物が建築基準関係規定に適合しないものであると疑われるものではありませんでした。」とのことですが、申立人は、本件建物の建築計画が建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第 131 条の 2 及び法別表第 4 に反する旨主張されています。そこで、次に、この点について検討します。

（１） 施行令第 131 条の 2 第 1 項について

まず、申立人が主張されている施行令第 131 条の 2 第 1 項について検討します。申立人は、「建築指導課へ…施行令第 131 条の 2『前面道路とみなす道路』に規定されている『指定』に関する資料を求めたところ、『熊本市の全域において同条に規定する街区の指

定をしていない』『特定行政庁が指定するものについては、その街区が接する道路を前面道路とする』という回答がありました。この回答からすると熊本市には、『前面道路』は存在しないはずであるが、現実には「前面道路」として審査が行われており…このことは建築基準法に違反しているだけでなく、法の下での平等を捻じ曲げる許されない行為です。」と主張されています。

施行令第 131 条の 2 第 1 項の規定を見ると、「土地区画整理事業を施行した地区その他これに準ずる街区の整った地区内の街区で特定行政庁が指定するものについては、その街区の接する道路を前面道路とみなす。」との記載があります。申立人は、前面道路とは同項に基づく特定行政庁の指定を受けた道路であり、市が同項に基づく指定をしていない以上、市内には前面道路は存在しないはずだと主張されているものと思います。

しかし、市からの回答にあるとおり、一般に、前面道路とは建築物の敷地に接する道路のことをいい、建築物の敷地に接している以上、特定行政庁による指定がなくとも前面道路として扱われることになります。つまり、本件建物の敷地に接する道路は、施行令第 131 条の 2 第 1 項に基づく指定の有無に関わらず前面道路に該当することになりますので、申立人の主張には理由がないと言わざるを得ません。

(2) 法第 56 条の 2 の別表 4 について

次に、申立人が主張されている、法別表 4 について検討します。

申立人は、「○階建て賃貸マンションは建築基準法第 56 条の 2 の別表 4 に規定する 2 時間半以下の日照障害規定の確認図を、西側の住居敷地高と本件建物の敷地高が同じ条件のもとで作図していますが、現実には○メートル以上の敷地高差があり、これを考慮すると当規定を満足しないことになります。」と主張されています。

法別表第 4 は、日影の測定面について、第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域は平均地盤面から 1.5 メートルの高さの水平面と定め、第 2 種中高層住居専用地域を含むその他の用途地域は平均地盤面から 4 メートル又は 6.5 メートルの高さの水平面と定めています。オンブズマンが調査したところ、一般的な見解によれば、これらの高さは 1 階及び 2 階の高さを想定したものされています。すなわち、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める第 1 種低層住居専用地域等に関しては 1 階の窓面の高さで目標となる日照時間が確保されるよう日影を制限し、その他の地域については 2 階の窓面の高さで目標とする日照時間が確保されるよう日影を制限することとしたものであるということです。

上記のような法の趣旨に照らせば、オンブズマンとしても、建築確認の対象である建築物の敷地が周囲の土地より高い場合にはその高低差を考慮して測定面を決定すべきであるという申立人の考え方も十分成立するものと考えます。

しかし、市からの回答にもあるように、法は、第 56 条の 2 第 1 項において測定面は平均地盤面からの高さによって求めるものと定めるとともに、法別表第 4 において「平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面か

らの高さをいう」と明確に定めており、測定面を決定する際に、周囲の敷地との高低差を考慮することは原則として予定されていません。例外的に、法 56 の 2 第 3 項が「…建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合…における第 1 項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。」とし、施行令第 135 条の 12 第 1 項第 2 号により、建築物の敷地が隣地等より 1 メートル以上低い場合の緩和規定が設けられていますが、建築物の敷地が隣地等より高い場合に高低差を考慮する規定は設けられていません。

上記のとおり、法が測定面の求め方を一義的に明確に定めていることや、建築物の敷地が周囲の敷地より低い場合については例外規定を設け、建築物の敷地が周囲の敷地より高い場合については例外規定を設けていないことを踏まえれば、現行法は、日影制限における日影の測定面の求め方について申立人の主張するような考え方を採用していないと考えるのが自然です。

したがって、法第 56 条の 2 第 1 項に関する申立人の主張には理由がないと言わざるを得ません。

5 申立人への説明について

以上のとおり、本件においては、申立人の主張を踏まえても本件建物の建築計画が建築基準関係規定に適合しないと疑われるような事情が認められないことから、本件建物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかという点について、市自らが改めて審査すべき場合には当たらないと認められます。

申立人は、「結局、建築指導課は建築確認審査の内容を私たちに説明することもなく、現在に至っています。」と主張され、市に対して「建築確認の審査内容が適正であることを、地元住民に説明してください。」と求められていますが、本件建物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかを市自らが審査すべき場合に当たらず、現にそのような審査を行っていない以上、市がそのような具体的な説明をしなかったとしても、市の業務として問題があるということとはできません。

申立ての趣旨によれば、市は、説明会において、「建築確認は指定検査機関である B 社がすることになっており、私たちには手が出せない。」と説明し、その後も「審査は B 社がするので、こちらには資料もない。こちらでは判断できないので、設計をした業者に聞いてほしい。」「建築確認がおりた後に、もし B 社の審査に違法が見つければ、その時は建築確認を取り消す。」などと説明したとのことであり、申立人はこのような市の説明にも納得されなかったものと思われますが、これらの市の説明は、法第 6 条の 2 が定める指定確認検査機関と特定行政庁の役割分担について説明したものであり、その説明に問題があったということとはできません。なお、申立ての趣旨にあるとおり、「建築確認申請が上がってくれば確認書をおろすしかない。」旨の説明を市が行ったとすれば、その説明は正確ではなく、問題があるといわざるを得ませんが、市からの回答によれば、「建築確認の申請が市に対してされた場合には、書類が揃っている以上受付をしなければならないこと、建築基準法に適合していれば建築確認済証を交付しなければならないことを説明したのであり、申請が

あれば必ず確認済証を交付する旨述べたものではありません。」とのことです。

また、市は、施行令第 131 条の 2 第 1 項に関して申立人が情報開示請求をされた際、文書は不存在である旨を回答するだけでなく、その回答書に施行令第 131 条の 2 第 1 項の意義や道路斜線制限について説明した補足文書を添付しています。補足文書の記載自体から施行令第 131 条の 2 第 1 項の意義について容易に理解することができるか否かは検討の余地があるものの、少なくとも、本件において、市は、申立人の疑問や指摘について説明をするよう努めていたと評価でき、その対応に問題があったとは認められません。

6 結論

本件建物の建築確認は、指定確認検査機関である B 社によってされたものであり、指定確認検査機関である B 社と特定行政庁である市との関係は、すべに述べたとおりです。市は、本件建物の建築基準関係規定適合性を自ら審査し直すことは予定していないということですが、市のこのような判断は、現行法の下では、法の趣旨にそったものというほかなく、市の業務として不備があるとはいえません。

したがって、申立人に対して市が説明できる内容も一般的な内容とならざるを得ず、また、その限度ではすでに可能な限りの説明が行われていたものと評価できますから、申立人に対する説明という点においても市の業務に不備があったということはできません。

生活環境の変化に関する申立人のお気持ちは十分に理解できるところですが、申立人におかれては、まずは以上の点についてご理解いただきたいと思います。

なお、市は、「熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱」（以下「要綱」という。）に基づいて、本件建物の建築主に対して建築計画の周知・説明等について指導しており、今後とも、要綱の目指す相互理解が進むよう、建築主に対し、継続的に丁寧な説明を行うよう働きかけていきたいと考えているとのことです。また、市は、本件の建築計画について、一部の住民の方々から説明を聞いていない等の声があったことから、本年度から要綱の一部を改正し、近隣住民へ早期に広く周知の機会をつくるため、建築主が現地に建築計画概要の看板を設置するよう指導していくとしています。法に基づいて市が行えることには限界がありますが、中高層建築物の建築が地域住民の生活環境に影響を与えうるものであることは市としても認識しており、可能な限り配慮していこうとしているものと思います。

建築主にも地域住民にもそれぞれに守るべき利益があり、その調整は容易ではありませんが、オンブズマンとしても、市の継続的な働きかけにより相互の理解が少しでも進むことを願います。

（１７）マンションの建築確認（市民Ｄ）

※本事案については、（１６）「マンションの建築確認（市民Ｃ）」と関連した事案のため、

【苦情申立ての趣旨】、【市からの回答】、【オンブズマンの判断】については、（１６）「マンションの建築確認（市民Ｃ）」を参照ください。

（１８）物品の寄付の受け取り

【苦情申立ての趣旨】

〇〇公民館のトイレに、「トイレットペーパーがなくなって困ります。取らないでください。」との趣旨の張り紙がある。〇〇公民館ではトイレットペーパー泥棒に困って張り紙をしたのだと思い、見るに見かねて、平成 28 年 12 月、トイレットペーパー〇ロール〇パック（〇〇円）をクリスマスプレゼントとして無料進呈したところ、当時の〇〇公民館の副館長が受け取った。

ところが、クリスマス後、当時の〇〇公民館の館長（以下「館長」という。）から、「受け取れません。」とトイレットペーパーの返却を申し出られてしまった。なぜ受け取れないのか尋ねたが、館長は「館長の意見は市長の意見です。」と言い張ったため、そのまま持って帰った。

熊本地震の折は、県外の市町村等が市の公民館や避難所等に送呈した避難物資や義援金を受け取ったり、県外の自治体の応援職員を受け入れたりしていた。

また、熊本城復興城主には、市からの進呈品として城主証明書・城主特典（市の運営施設の優待券や動物園の無料・割引券等）を発行しており、自治体が行っているふるさと納税の場合も、納税額に応じて返礼品が送呈されるなどお金がかかっているが、私はそのような特典や返礼品は希望していない。あくまで、「困っている人には親切にください。」という言い分けを守るため、トイレットペーパー泥棒に困っている〇〇公民館に進呈したに過ぎない。例えば 1 万円分のトイレットペーパーをもらえば、市はその分のトイレットペーパーを買わなくて済むはずである。それにもかかわらず、なぜ私が進呈したトイレットペーパーは受け取らないのか。館長の対応に納得できないので苦情を申し立てる。

【市からの回答】

1 本件の経緯

本件の経緯につきましては、当時の記録により、概ね以下のとおりであったことを確認いたしました。

平成 28 年 6 月頃、〇〇公民館において、清掃委託業者から「トイレットペーパーの消費が増加し、頻繁に補充しなければならない。」との報告があり、原因を調べたところ、一部の利用者が持ち帰っているとの情報が寄せられました。そこで、状況のお知らせと適切な利用のお願いのため、〇〇公民館 1 階にある男女トイレの〇ブースに張り紙をするとともに、①必要以上に予備を置かない、②ペーパーの包装を剥がして置くなど補充の方法を工夫するなどして、しばらく様子を見ることにしました。

その後、トイレットペーパーの消費は落ち着きましたが、お知らせとお願いの張り紙は、掲示したままにしておりました。

このような中、同年 12 月〇日（土曜）、申立人から「クリスマスプレゼントとしてトイレットペーパー〇ロール〇パックを無料進呈する。」とのお申入れがあり、当時対応した職

員（公民館に副館長の役職はなく、窓口で対応した嘱託職員のことと考えられます。）が、「ご厚意はありがたいが、受け取れません。」という旨を説明し、持ち帰られるようお願いしたものの、置いて帰られたことから、一旦お預かりし、翌日出勤した当時の〇〇公民館長（以下「館長」という。）に報告と相談をしました。

当時、申立人が〇〇公民館の〇〇講座を受講されていたことから、同月〇日の受講日にお返しすることとしていましたが、同月〇日（〇曜）に来館されたため「お気持ちは非常にありがたいですが、トイレットペーパーは予算措置もされており、いただけません。」と説明し、お返ししました。申立人が、「それは市長の意見なのか。」と尋ねられたので「館長は公民館の管理責任者であり、市長の意見でもあります。」と回答したところ、持ち帰られました。

2 申立人のご主張について

（１）市における寄附の取扱いについて

市においては、金銭の寄附について、寄附を活用したまちづくりを推進するため、様々な施策の中から、13 種類のメニューを作成し、寄附される方が寄附金の使い道を選ぶようにしており、それぞれ寄附の手続きについて定めています。申立人が挙げられている「復興城主制度」や「熊本市ふるさと応援寄附金」もその一つになります。

また、市においては、物品の寄附の申入れがあった場合の取扱いに関し、通則的な事務取扱要綱や要領等は定めておらず（土地や広告事業にかかる物品等の寄附についてはそれぞれ定めがあります。）、受領する部署において、熊本市物品会計規則（以下「物品会計規則」という。）第 12 条の「職員は、第 10 条に規定する請求に基づくものを除くほか、その職務を行うことにより取得する物品又は取得した物品があるときは、速やかにその旨を物品管理者に通知しなければならない。」との規定に基づき、処理することとなります。

基本的に、物品の寄附の申入れに対しどのように対応するかは、物品会計規則第 2 条第 3 号の「物品管理者（熊本市予算決算規則第 2 条第 2 号の主務課長及び歳出予算の再配当を受ける課の長。）」の裁量によるものと考えられます。平成 28 年度当時、〇〇公民館に関する物品管理者は〇〇出張所長でした（平成 29 年度現在は、〇〇まちづくりセンター所長となっております。）が、〇〇公民館においては、消耗品（物品会計規則第 3 条第 1 項第 2 号ア、同号イ）は原則として受け取らないという取扱いを職員全員の共通認識としておりました。消耗品の場合、利活用できる物か否かの選別が難しく、せっかく寄附していただいても十分に活用できない場合も考えられ、また、予算に計上されており、必要な分は準備できるためです。

（２）本件について

経緯で述べたとおり、申立人から「クリスマスプレゼントとしてトイレットペーパー〇ロール〇パックを無料進呈する。」というお申入れに対し、当初対応した職員は「お受け取りできない。」とお断りしましたが、申立人が置いて帰られたため、後日、館長が返却しました。

申立人のお気持ちは非常にありがたいことですが、トイレトペーパーは「品質、形状が1回又は短時間の使用により変質、消耗又は損傷しやすいもの」（物品会計規則第3条第1項第2号イ）として消耗品に当たり、前述のとおり、〇〇公民館においては、消耗品の寄附は受け取らないという取扱いにしているため、申立人のトイレトペーパーの寄附のお申入れについても受け取らないこととしたものです。〇〇公民館においても、特に震災後は、数多くの寄附のお申入れがあり、皆さまのお気持ちに感謝しているところではありますが、消耗品については一律に受取りをお断りしております。

また、館長は、施設管理責任者として館内の管理及び運営に関することを所掌していることもあり、申立人に返却する際に上記のような発言をしたものです。

なお、経緯でも述べたとおり、〇〇公民館におけるトイレトペーパーの消費につきましては、現在は落ち着いております。申立人におかれましては、このことについてお氣遣いいただき、ありがとうございました。

〇〇公民館においては、これまでと同様に、今後も消耗品の寄附の申入れについてはお断りする方針であります。申立人のご厚意をお受けできず申し訳なく思いますが、〇〇公民館での取扱いについては何とぞご理解をいただきたいと思います。

【オンブズマンの判断】

1 問題点は、申立人が〇〇公民館にトイレトペーパー〇ロール（〇円相当）を寄附しようとしたのを断った〇〇公民館長（以下「館長」という。）の対応の是非であります。

申立人が主張する事実の要旨は、〇〇公民館のトイレに、「トイレトペーパーがなくなって困っている。取らないでください。」旨の張り紙があったことから、申立人は、〇〇公民館が困っているから寄附しようと考えて、無料進呈したところ、副館長が一旦は受け取ったものの、後日、館長が「受け取れない。」旨言って返却したというものです。

事実関係は、市の主張でもほぼ同じですが、当初、嘱託職員が受け取れないと言って断ったのに、申立人が置いていったので一旦預かり、後日、館長が「いただけません。」と言ってお返ししたというところが異なっている程度です。いずれにしても、最終判断は館長が行ったものです。

2 申立人の寄附は、全くの善意によるものと認められ、市においても「申立人のお気持ちは非常にありがたいこと」と考えています。しかしながら、〇〇公民館では消耗品（トイレトペーパー）の寄附の申入れはお断りする方針であったそうで、その理由は、「市からの回答」に記載されているところです。

すなわち、市においては、金銭の寄附については、13種類のメニューを作成し、それぞれに寄附の手続きを決めて受け入れていますが、物品の寄附については、基本的に物品管理者の裁量によっているところであり、〇〇公民館としては、消耗品は一律受け取らない取扱いをしているということでもあります。消耗品は、予算に計上され必要な分は準備できるという事情もあるようです。この区分は一応の合理性があるものと考えます。

3 寄附とは、国・地方公共団体、公益法人等に金銭その他の財産を無償で贈ることを言い、寄附者から国等の相手方に直接供与される場合は、贈与契約となります。民法では、贈与は、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し」、「相手方が受諾をする」ことによって成立すると規定しており（民法第549条）、贈与者の申込みと受贈者の承諾という意思の合致（合意）によって成立します。贈与契約にも「契約自由の原則」が適用されますから、申込みを受けた場合は、承諾することも拒否することも自由であります。

市において、物品の寄附の取扱いについては、物品管理者の裁量によっているということですから、〇〇公民館において消耗品は受取りを一律にお断わりするという取扱いをすることも許容されるところであると考えます。

オンブズマンとしては、申立人の善意によるトイレトペーパー（〇円相当）の寄附については、受け取ることも構わないし、断ることも構わないと考えます。前述のとおり、寄附（贈与）の性格上、申込みを受けることも断ることも自由であり、市では、物品の寄附については、物品管理者の裁量に任せられ、〇〇公民館においては、従前から、消耗品の寄附については一律に受取りをお断りしているということであり、申立人の寄附についてもその方針に従ったものと認められます。それでも、市としては、「申立人のご厚意をお受けできず申し訳なく思います」ということです。

（１９）下水道工事による塀の傾き

【苦情申立ての趣旨】

私の宅地は市道と接しており、宅地と市道の境界部分にはブロック塀（以下「本件ブロック塀」という。）がある。市道は私が所有していた土地で、馬車道があったが、数十年前に市に無償で提供して市道となり現在に至っている。また、近隣の住民2人から道を広げてほしいと要望を受けて、私の父が了承して宅地を後退したため、市道の幅は広くなる代わりに宅地が狭くなり、宅地と市道の境界のために本件ブロック塀を設置した。

平成22年頃に、下水道を埋設する工事（以下「本件工事」という。）があった。その際に、市道の中央部分ではなく、本件ブロック塀に対して、直角に約〇メートル〇センチの穴が空けられて、そこに下水道は埋設された。特に、土止めなどもしていなかったのが危ないと思っていたところ、平成28年熊本地震のときに本件ブロック塀が傾いてしまった。埋め戻しをした際に、土にコンクリートなどを混ぜて硬くしていればよかったのに、砂みたいになっていたから地盤が弱くなっていた。近隣では、ブロック塀に被害はなかったので本件工事が原因であると思った。

平成28年12月頃、市に本件ブロック塀の修繕を要望したが、できないと言われた。本件ブロック塀をコンクリートで固めたりすることもできないと思っている。その後、現在に至るまで何度も要望したが、市からはまともに対応してもらえなかった。

私は、ほかの人のためにもなると思って市に土地を提供したのに、市が何の対応もして

くれないことに納得がいかない。市道の中央部分に下水道を設置した方が対向地の住民との間で公平であるし、なぜそれができないのか。本件ブロック塀を修繕する費用も多額になることから、本件ブロック塀を修繕できないのであれば、せめて下水道を市道の中央に移してほしい。

※本事案については、(13)「自宅敷地と道路との境界鋳」及び(14)「地籍調査に伴う自宅敷地の合筆」と関連した事案のため、【市からの回答】、【オンブズマンの判断】については、(13)「自宅敷地と道路との境界鋳」を参照ください。

(20) 市立学校の生徒指導

【苦情申立ての趣旨】

平成28年12月、熊本市立〇〇小学校〇年生だった子どもを迎えに配偶者が学校へ行ったところ、子どもがものすごく青ざめた顔で出てきた。友達と一緒に別の子をからかったことで担任の〇〇先生に怒られたとのことだったが、友達は子どもより先に帰され、そんなに暗い顔をせずに帰っていったのに、子どもは友達が帰された後もきつく叱られたようだった。子どもだけがきつく叱られるのはおかしいと思ったが、一度そのようなことがあったくらいで文句を言うてはいけないと思い、このときは黙っていた。

同月、子どもから、「〇〇先生から、廊下で、『友達ともっと関わるように』と注意された。」と聞かされた。友達と関わらないことで問題があったわけでもないのに、そのようなことで注意されるのもおかしいと思った。

同月、子どもから、「クラスで〇〇の練習をしていたとき、私が怪我で参加できなかったときの方がたくさん〇〇できた。そしたら、〇〇先生から、『お前は友達とあまり関わらないから〇〇も上手にならない。』と言われた。」と聞かされた。

1か月の間に3回も問題が発生したので、配偶者と私と2人で学校に行き、教頭先生と〇〇先生に上記の件について苦情を伝えた。〇〇先生が謝罪したので、3学期はこのようなことがなければいいと思い、この日はそれで帰った。

平成29年1月、子どもから、「私が欠席している間に、〇〇のときは〇〇に着替えるという決まりができていた。私はそれを知らず、制服のまま練習に参加しようとしたら、友達から注意され、トラブルになった。そのとき、先生は知らないふりをしていた。」と聞かされた。友達からはややしつこく注意されたものの、子どもが決まりを知らなかったことを説明して納得してもらえたようだったが、〇〇先生がきちんと仲裁してくれれば、もっと簡単に終わる話だったはずである。〇〇先生は、12月に私達から苦情を言われ、謝罪させられたことを根に持って、子どもに嫌がらせをしているのではないかと思われた。

さらに、同年2月には、子どもから、「クラスの〇〇を決めるとき、私は5回も手を挙げたのに、全部却下され、違う〇〇にさせられた。」「〇〇で使うために学校に持って行ったズボンが、〇〇にふさわしくないと友達に言われてトラブルになった。」といったことを聞

かされた。

上記のようなことについては、子どもが泣いて帰ってくるたびに配偶者が学校へ行って話をしていたが、主に対応していた教頭先生は、「過保護です。」「気にしすぎじゃないですか。」「〇〇先生は熱心で、その教育方針に反対するのはモンスターペアレントです。」といって〇〇先生をかばい、きちんと対応してくれなかった。

そこで、同月、教育委員会教職員課へ電話して、「〇〇先生が子どもをいじめています。何とかしてください。」と相談した。担当した職員は「分かりました。」と言ってくれた。

その後、教頭先生から、「教育委員会に言ったでしょう。もう二度と教育委員会に言わないでください。」と言われた。そのようなことを言われるのはおかしいと思ったが、さしあたり、教育委員会はきちんと指導してくれたのだと思った。

同月、教育委員会に相談することを禁止されてしまったので、スクールカウンセラーによるカウンセリングを学校に依頼した。校外のカウンセラーが入ることで、〇〇先生が子どもにいやがらせをしにくくなるのではないかと期待してのことだった。カウンセリングは同月後半に実施され、子どもが30分～40分ほど話をした後、私も1時間ほどカウンセラーと話をした。

その後、子どもは卒業し、〇〇の中学校に進学したが、進学先の中学校から、「子どもさんが不安定です。」と言って連絡がくることが度々起こるようになった。内容としては、「突然〇〇に行きたがる」「突然〇〇の授業を休みたがる」「教室で突然泣きだす」というもので、子どもに理由を聞くと、「小学校の頃はなかなか〇〇に行かせてもらえなかったもので、中学校では行かせてくれるか試したかった。」「小学校の頃はなかなか〇〇の授業を休ませてもらえなかったもので、中学校では休ませてくれるか試したかった。」「小学校の頃、宿題を忘れるとものすごく叱られた。今日は宿題を忘れたので、また厳しく叱られると思って泣いた。」とのことだった。

子どもがこのような不安定になったのは、小学校の頃、〇〇先生から厳しすぎる叱られ方をしたり、〇〇へ行くことや〇〇の授業を欠席することをなかなか認めてもらえなかったりしたなどのパワハラを受けたことや、些細なことで注意されたり、友達とのトラブルをきちんと仲裁してくれなかったりといじめられたことが原因のひとつだと思われた。そして、そんな〇〇先生をかばっていた教頭先生のことも不審に思ったので、教頭先生がどう考えていたのかを確認するために、同年6月頃、配偶者が〇〇小学校に電話をかけ、教頭先生に、「中学校に入ってから大変です。そちらの教育の仕方が悪かったんじゃないですか。」「私が教頭先生に話したことは、〇〇先生にも伝えられたんですか。」と確認した。すると、「〇〇先生には何も言っていません。」「スクールカウンセリングでも、パワハラはなかったという結果が出ています。教育委員会にもそう報告しています。」「業務妨害で訴えます。」などと言われてしまった。スクールカウンセリングのとき、子どもは友達のことなど関係のないことを話していただけなのに、パワハラはなかったと断定されていたことはおかしいと思うし、学校に苦情の電話をただけで訴えるなどと言われたこともおかしい

と思う。

子どもが不安定な状態になったのは、〇〇先生のパワハラがひとつの原因であり、また、配偶者が何度も学校に足を運び、教頭先生と話したことが〇〇先生にきちんと伝えられていなかったことも原因のひとつであると思う。私は、配偶者が子どものことや学校のことについて教育委員会に相談していたのに、結局、このようなことになってしまったことに納得できない。また、教育委員会と関係のある教頭やカウンセラーが、あったはずのパワハラを「なかった」と言い張ることなどから、教育委員会が教頭やカウンセラーと一緒にパワハラを隠そうとしているのではないかと疑ってしまう。

今後、このようなことがないように、教育委員会には、学校がきちんと対応するよう指導してほしい。

【市からの回答】

1 保護者等から苦情や相談を受けた場合の対応等について

保護者等から苦情や相談を受けた場合、教育委員会としては、まずは訴えの内容を丁寧に傾聴し、主訴を受け止めた上で、どのような思いでおられるのかについて聴き取りを行います。すでに学校とやりとりをされている場合は、学校の対応のどこに不満を感じられているのか等を聴き、なるべく保護者の気持ちに寄り添いながら、一つ一つの事実を確認していくよう努めます。

その後、保護者から相談があったということを学校に連絡し、事実確認を行いながら、保護者の思いや学校に対してどのような不満等を持っておられるか等、保護者から聴き取った内容を丁寧に伝えます。その上で、問題点を話し合い、丁寧な対応をお願いし、学校での対応に活かしてもらうようにしています。

保護者が学校の対応等に関して教育委員会からの連絡を望まれた場合は、その後に教育委員会から保護者へ連絡を行います。その際、学校への要望や苦情等をさらに受けた場合は、上記と同様に学校へ情報を提供し、助言等を行います。

以上のように、教育委員会としては、必要に応じて学校側と話し合い、協力しながら、学校が児童や保護者に対して適切に対応できるよう努めているところです。

2 本件の経緯について

(1) 申立人の子どもが在学中の対応

平成 29 年 1 月〇日、申立人の配偶者から、「子ども（以下「A」という。）が担任の先生にいじめられているのでどうにかしてほしい。教頭先生に相談したら反論され、とても憤慨している。」という旨のお電話がありました。対応した職員が聴き取りを行ったところ、

- ① 担任から嫌がらせを受けている。
- ② 担任の言動で、他の子どもからも注意される。
- ③ 自分に責任のないことで他の子どもから注意されたときもフォローがなかった。
- ④ 〇〇の配り方で理不尽に注意された。

⑤ 毎日注意される必要はない。

⑥ ○○で抗議したが、学校側の対応に納得がいかなかった。

といった内容を話され、学校に対して指導をしてほしいと訴えられました。対応した職員は、Aさんと話をされ、学校側と配偶者がお話をするのが大切ではないかと提案しました。そして、伺ったお話は、教育委員会からきちんと学校側に伝えますと確認させていただきました。申立人も職員の提案にご納得されたものと理解しました。

同日、教育委員会から○○小学校に電話で連絡し、申立人から伺った①～⑥の点全てを伝えるとともに、学校側にも事実の確認を行いました。学校側としては、Aさんの件については、申立人、配偶者、担任、教頭の4名で一度お話をしている。傾聴した上で学校側の見解も説明しており、ご納得いただいたものと思っていた。配偶者が主張されている内容については学校側も事実確認を行った。Aさんが担任の指導内容に納得していない面があったことは事実であり、担任もそのことをしっかりと受け止め、Aさんと向き合いながら指導していきたいと言っているとのことであり、教育委員会からの情報提供を踏まえ、丁寧に取り組んでいくと約束されましたので、後の対応は学校側に任せることとしました。

(2) 申立人の子どもが卒業後の対応

同年4月○日、配偶者から、小学校の時、担任に○○に行かせてもらえなかったことでAさんの心に傷が残っている旨のお電話がありました。対応した職員が聴き取りを行ったところ、「昨年度、担任の先生からパワハラを受けていた。○○にも行かせてもらえなかった。現在は県外の私立中学校に通っているが、今朝、おなかが痛かったらしく、『○○に行かせてくれるかな。』とつぶやいた。昨年度の担任が行かせなかったからである。」といった内容を話されました。

それ以降、同年5月○日、同月○日、同月○日、同月○日、同月○日、同年6月○日、同月○日、同月○日、同年7月○日、同年8月○日、同年9月○日、同月○日及び同年10月○日と、複数回にわたって配偶者から教育委員会へお電話をいただいております。

お電話の内容は、同年7月○日までは○○小学校や元担任に関することが主となっていましたが、同年8月○日以降は現在Aさんが通っている学校についての相談等を受けるようになりました。

教育委員会としては、○○小学校に関するご相談に対しては丁寧に傾聴した上で○○小学校へ情報提供し、事実関係を確認するとともに、現在Aさんが通っている学校についても、丁寧に傾聴した上で助言を行うなどの対応を行ってきました。

3 本件に関する市の見解について

教育委員会としては、保護者等から相談等を受けた場合の一般的な対応と同様に、本件においても、配偶者から相談等があった場合には傾聴し、必要に応じて学校へ情報提供して話し合いを行うなど、丁寧な対応に努めてきたところです。

Aさんの在学中に相談を受けた同年1月○日には、配偶者がAさんや学校としっかり話し合うことが重要であること、配偶者のお話を教育委員会から学校にお伝えすることを説

明しております。その上で、学校側へ事実関係を確認して話し合った結果、学校側も十分に状況を把握しておりましたので、以後の対応は学校側に任せることとしたものです。市としては、同日に配偶者から相談を受けた後の教育委員会の対応は、配偶者の相談内容や、配偶者と職員とのやり取りの経緯に鑑み、適切なものであったと考えております。

なお、本件申立てを受け、改めて学校側に事実関係の確認を行いました。学校側に対し教育委員会から指導が必要であったと認められる事実は確認できませんでした。

【オンブズマンの判断】

1 本件における問題点

申立人は、「子どもが不安定な状態になったのは、〇〇先生のパワハラがひとつの原因であり、また、配偶者が何度も学校に足を運び、教頭先生と話したことが〇〇先生にきちんと伝えられていなかったことも原因のひとつであると思う。」とした上で、「私は、配偶者が子どものことや学校のことについて教育委員会に相談していたのに、結局、このようなことになってしまったことに納得できない。」と主張し、教育委員会の対応について苦情を申し立てられました。

本件申立ては、申立人の子ども（以下「A」という。）が在籍していた熊本市立〇〇小学校において不適切な対応があったという申立人の認識に端を発するものです。申立人にとっては、〇〇小でどのようなことがあったか、その対応が適切であったかという点が最も重要なことであろうと思います。

とはいえ、教育現場の個々の場面において教員がどのように行動すべきであるかを客観的かつ画一的に決定する基準はありません。教員は、学習指導要領等や社会通念に従うとともに、教育の専門家としての知識や経験を踏まえながら、その時々状況に応じてとるべき行動を決定することになります。個々の場面におけるそのような判断の是非を、教育の専門家でないオンブズマンが正確に判断することは容易ではありません。他方、教育行政においては、「学校その他の教育機関を管理」（地方自治法第180条の8）する機関として教育委員会が設置されており、教育委員会は、教育行政の専門家として教育機関を管理する立場にあります。このようなことから、オンブズマンとしては、教育現場の個々の場面における教員の判断の是非を客観的に判断する主体としては、オンブズマンより教育委員会の方が適切であると考えています。

熊本市オンブズマン条例（以下「条例」という。）は、第15条第5号で「調査が相当でないと認められるとき」は「オンブズマンは…当該苦情を調査しないものとする。」と定めています。オンブズマンとしては、教育現場の個々の場面における教員の判断の是非に関する苦情については、前段落で述べた理由からオンブズマンが直接判断することは適切ではなく、上記条例の規定によりオンブズマンの調査対象外であると考えます。

もっとも、「市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、及び市政を監視…することにより、市民の権利及び利益の保護を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼の確保に資する」

ことを目的として熊本市オンブズマンが設置されたこと（条例第1条）、教育委員会の業務の執行に関する事項もオンブズマンの管轄とされていること（条例第2条、第6条本文）も踏まえ、オンブズマンとしては、保護者等が教育現場の個々の場面における教員の判断について教育委員会に相談し、その後の教育委員会の対応についてもなお苦情等がある場合には、教育委員会の対応に、社会通念上問題があると言えるかどうかという観点から、調査判断を行う余地はあるものと考えます。

本件では、オンブズマンの権限に関し上記のような考え方に立った上で、申立ての趣旨においても教育委員会の対応について苦情を申し立てる旨が主張されていることから、申立人側から相談を受けた教育委員会の対応に問題がなかったかどうかという点に焦点を絞って検討します。

2 申立人側の相談に対する教育委員会の対応

（1） 相談の内容等について

申立ての趣旨によれば、申立人は、平成29年2月に、「教育委員会教職員課へ電話して、『〇〇先生が子どもをいじめています。何とかしてください。』と相談した。」と主張されています。申立ての趣旨を見る限り、申立人がAの在学中に教育委員会に相談をしたのはこの一度のみということになります。

他方、市からの回答には、教育委員会教職員課が同年1月〇日に申立人の配偶者から、「Aが担任の先生にいじめられているのでどうかしてほしい。教頭先生に相談したら反論され、とても憤慨している。」旨の相談を受けたと記載があります。市からの回答を見ると、教育委員会が申立人ないし配偶者から相談を受けたのはこの一度のみということになります。

申立人と教育委員会の主張は、相談があった時期やその主体に多少の差異がありますが、Aの在学中に、Aが担任からいじめられているのでなんとかしてほしいという趣旨の相談があったという点について認識が一致している以上、この差異はオンブズマンの判断に影響を与えるようなものではありません。申立ての趣旨の確定手続等、申立人側で実際に手続きに当たったのが配偶者であったことや、教育委員会においては相談記録が残されていたことを踏まえれば、概ね市からの回答にあるとおりの事実があったものと推測されますが、少なくとも、〇〇小におけるAの境遇について、教育委員会に対して一度相談があったという事は事実であると認められます。

（2） 教育委員会の対応について

市は、配偶者から相談を受けた際の配偶者への対応や、その後の学校への対応について、次のように主張しています。すなわち、「対応した職員が聴き取りを行ったところ、①担任から嫌がらせを受けている。②担任の言動で、他の子どもからも注意される。③自分に責任のないことで他の子どもから注意されたときもフォローがなかった。④〇〇の配り方で理不尽に注意された。⑤毎日注意される必要はない。⑥〇〇で抗議したが、学校側の対応に納得がいかなかった。といった内容を話され、学校に対して指導をしてほしいと訴えら

れました。対応した職員は、お子さんと話をされ、学校側と申立人の配偶者がお話をする
ことが大切ではないかと提案しました。そして、伺ったお話は、教育委員会からきちんと
学校側に伝えますと確認させていただきました。申立人も職員の提案にご納得されたもの
と理解しました。同日、教育委員会から〇〇小学校に電話で連絡し、申立人から伺った①
～⑥の点全てを伝えるとともに、学校側にも事実の確認を行いました。学校側としては、
Aさんの件については、申立人、配偶者、担任、教頭の 4 名で一度お話をしている。傾聴
した上で学校側の見解も説明しており、ご納得いただいたものと思っていた。配偶者が主
張されている内容については学校側も事実確認を行った。Aさんが担任の指導内容に納得
していない面があったことは事実であり、担任もそのことをしっかりと受け止め、Aさん
と向き合いながら指導していきたいと言っているとのことであり、教育委員会からの情報
提供を踏まえ、丁寧に取り組んでいくと約束されましたので、後の対応は学校側に任せる
こととしました。」ということです。

本件について調査を行うにあたり、オンブズマンは、教育委員会が作成し、保管してい
た相談記録等を確認しましたが、たしかに、教育委員会では、配偶者や〇〇小に対して上
記のように対応した旨の記録が残されています。教育委員会が作成している相談記録は、
配偶者から相談があった際にその内容と教育委員会の対応等をその都度記録したものであ
り、Aの卒業後に配偶者から寄せられた相談等についても継続的に記録が作成されていま
す。オンブズマンとしては、この相談記録の内容は一定程度以上の信用性を有するものと
評価しますので、配偶者の相談に対して、教育委員会は、相談記録にあるとおりの対応を
行ったものと認め、これを前提に対応の是非を検討することにします。

3 オンブズマンの判断

市からの回答によれば、教育委員会は、保護者等から苦情や相談を受けた場合、一般に、
相談者の話を傾聴して主訴を把握するとともに、学校側にも相談があった旨を伝え、事実
確認を行いながら問題点を話し合い、学校側と協力しながら学校が児童や保護者に対して
適切に対応できるよう努めているということです。相談者と学校側の双方から事実関係を
確認し、学校側がどのように対応していくべきかを学校と一緒に考えるという教育委員会
の方針は、相談者の主張や思いを踏まえながら、日常的に児童や保護者と接している学校
職員の知識や経験を活かして、柔軟かつ適切な対応を模索することができるという点で相
談者の利益にも適うものであり、適切であると評価できます。そして、本件における教育
委員会の対応も、上記のような教育委員会の一般的な対応にそったものであると評価でき
ます。

市からの回答によれば、本件において、教育委員会は、学校側と話し合う中で、「Aさん
が担任の指導内容に納得していない面があったことは事実であり、担任もそのことをしっ
かりと受け止め、Aさんと向き合いながら指導していきたいと言っている」「教育委員会か
らの情報提供を踏まえ、丁寧に取り組んでいく」旨の学校側の方針を確認したことから、
以後の対応を学校に任せたとされています。

学校職員と児童との関わりについては、いわゆる体罰や教師としての地位を利用したいじめ・嫌がらせ行為のように当然許されないものもありますが、教育現場の個々の場面で教員がとるべき行動について、必ずしも画一的な考え方があるわけではありません。オンブズマンとしては、Aの心情を担任が受け止め、学校としても丁寧に取り組んでいこうという姿勢を確認した上で、その後の対応を学校に委ねた教育委員会の本件における対応に不備があったとはいえないと考えます。

なお、教育委員会は、本件申立てを受け、改めて学校側に事実関係の確認を行ったとしていますが、教育委員会が学校側に事実関係の確認を行ったことについては、オンブズマンも資料に基づき確認しています。先に述べたとおり、教育現場の個々の場面で教員がとるべき行動は画一的に決まるものではありませんが、他方、体罰やいじめ・嫌がらせに該当する行為のように、許されない行為というものもありますから、保護者等から苦情や相談があった場合には、必要に応じて事実関係の確認を行うことは重要なことです。

教育委員会においては、今後も、保護者等からの苦情や相談があった場合には、事実関係を確認しながら、それに応じた適切な対応をとるよう期待します。